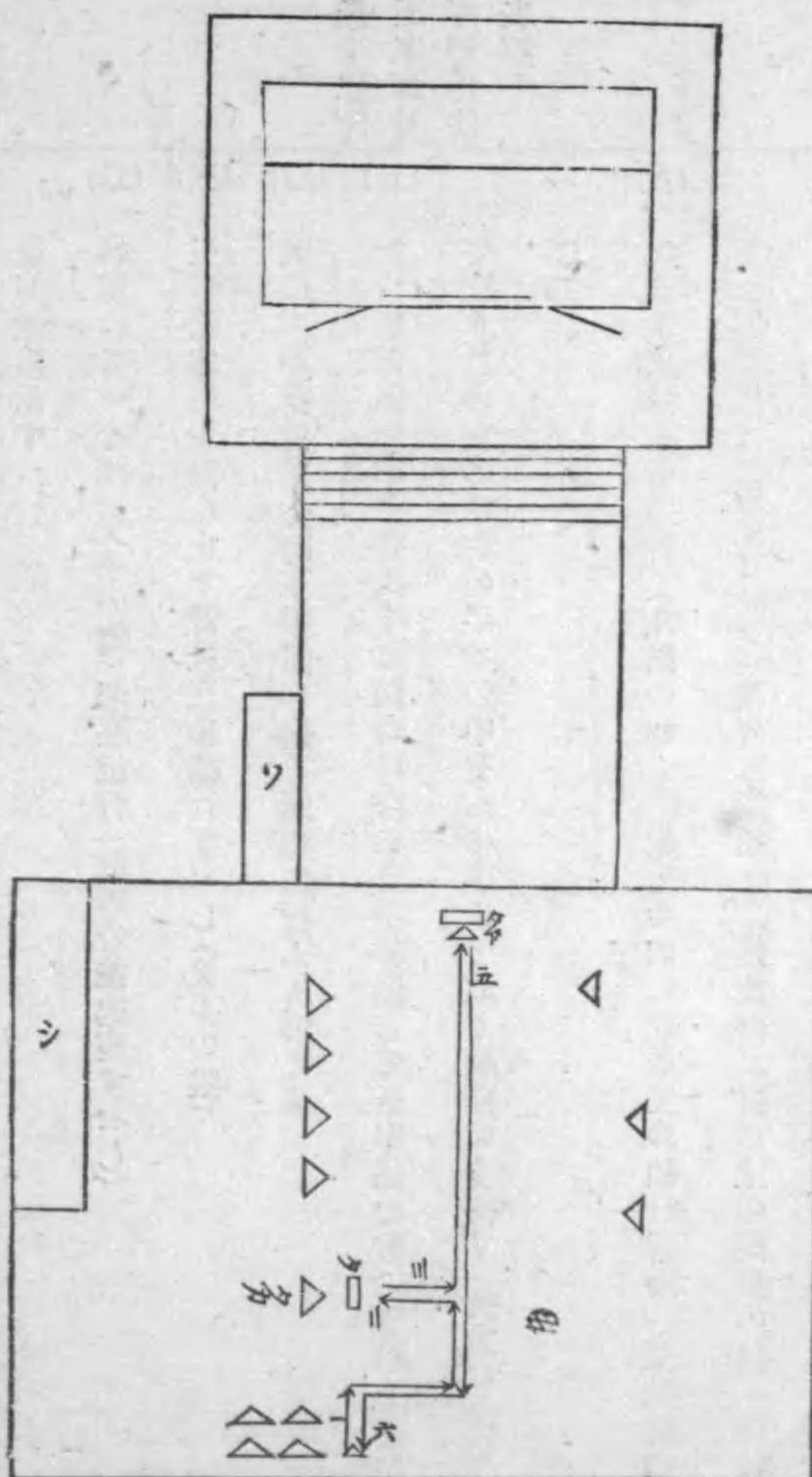


氏子總代玉串奉奠拜禮作法圖



本圖は氏子惣代玉串奉奠拜禮作法を示す、タマ玉串案、タカは玉串係、其の一ニ三四五六は玉串奉奠拜禮作法の順序を示す、

(一) 公官吏も亦玉串奉奠拜禮をなし得る。
府縣郷村社の大祭においては、公官吏も亦玉串奉奠拜禮をなし得る。
但祭典上都合によりて省くことを得、又は拜禮のみに畧することあり、
此の場合には、氏子惣代の上位に其の當日の使、齋主、等より下げ、(第
三位あたり) 本圖の如く其の拜座を設く可し。

玉串奉奠拜禮は、先づ自座に一揖、(手を叉手し隠所の上を押へるようにして)
次に、起座、進行、玉串置き案三歩前に止まり、着座、一揖、更に三歩進膝す
べし、

此の場合玉串係と同時に一揖すべし、

次に、玉串係玉串を差出したる時、左より右の手を出して、玉串係の手の上
と中とを取り持つ、

次に、胸前に左高く、右や、低く、支持すべし、

玉串案三歩前にて、跪居し、更に三歩膝行、着座す、

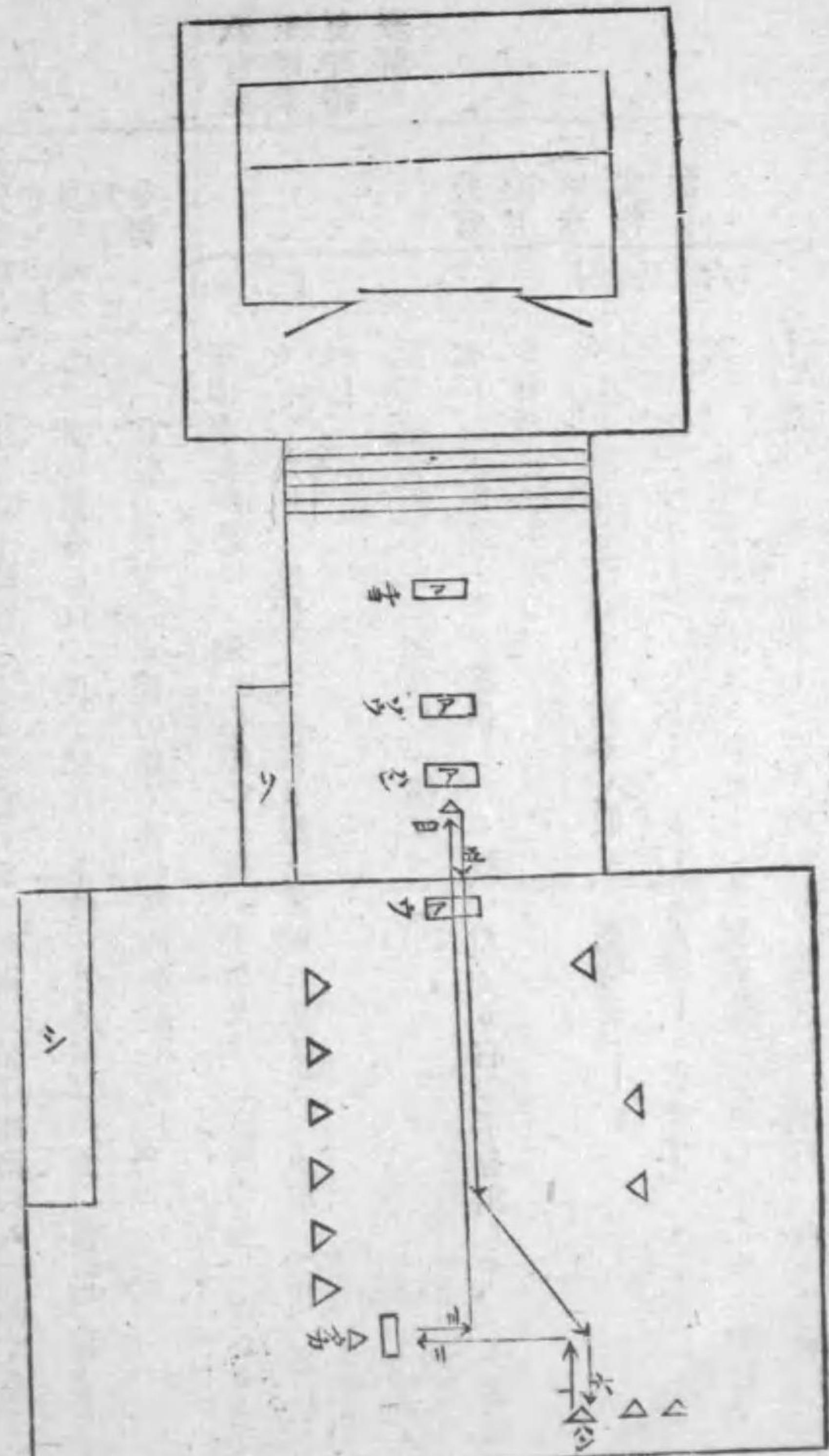
次に、玉串を持つたまゝ祈願し、奉奠の後二度拜し、二度拍手し、又二度拜
し深揖の後、起座し、三歩逆行し、廻轉し、進行、自座の前に止まり、座
前着座、一小揖すべし、

其の曲折、回轉、拜禮等は、本講の終りに分解圖を付し説明すべし。

官公吏玉串奉奠拜禮作法圖

詩經

九二



アは案、チヨヒ敕任拜座、ソウは奏任拜座、ハンは判任拜座、ウは田子惣代秉
座、タカは玉串係、ハンは判任公吏、一二三四五六は其作法順序、

(一) 告示 諸員玉串奉奠拜禮畢りたる後、後取軾玉串案及び寶薦を撤す、

転は転後取之を撤し、案は案後取之を撤し、薦は薦後取之を撤すへし

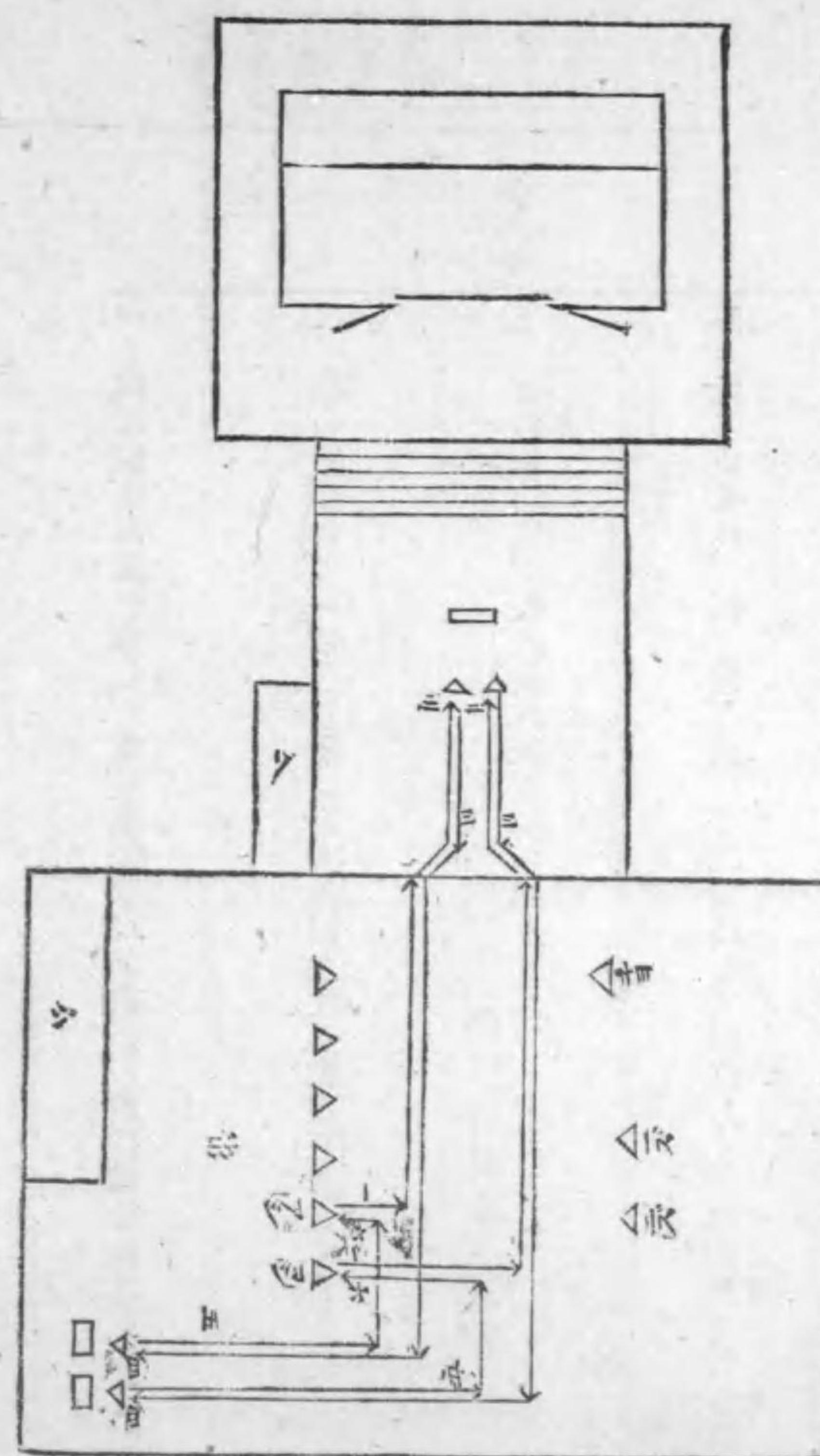
諸員玉
申奉奠
拜禮後
玉申、
(二)
其の順序は、
(一)軾、
(二)案（玉申を置きたる儘）
(三)薦とす

案、薦
軾等

(二) 各作法
(三)
其の作法は、既說及び既圖解の通りとす、

(四)此の場合は、転、案、薦、と相連続して遲滞なく、拜殿にて行き遠ふ様に、

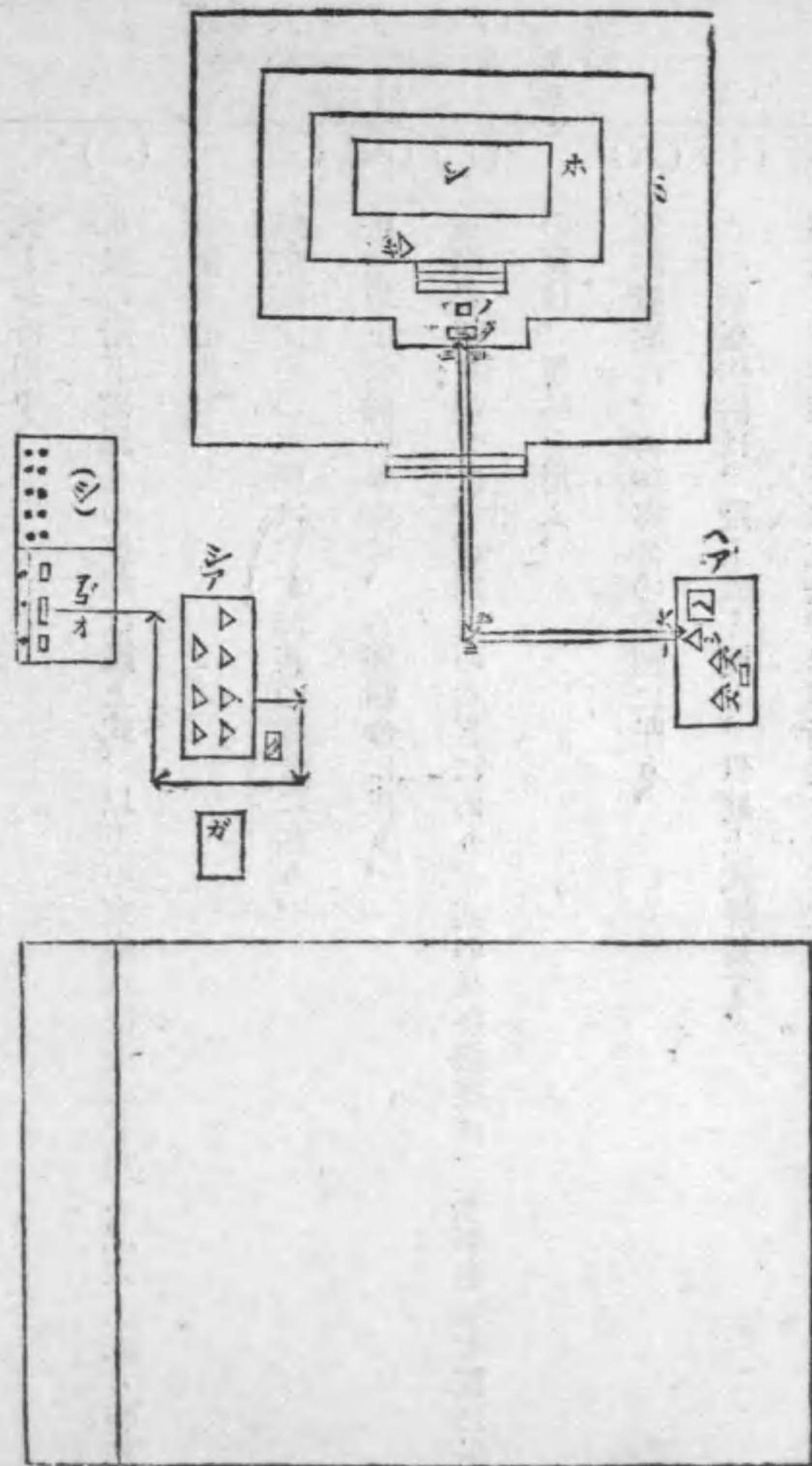
玉串案簾薦を撤する 各後取々連續交作法圖



コシは薦後取。アシは玉串案後取。一二三四五六は其の作法順序

- | 本殿のみ分離せる場 | 合幣帛 | 供進使の玉串奉奠作法表 |
|-----------|-----|--|
| (一) | | |
| (二) | | 本殿のみ分離せる場合における祭場は、幄舍を設け、(使と齋主以下共) 庭上式と殿上式と併用す。 |
| (三) | | 本殿の階下砌以上の座禮は殿上式、以下の立禮は庭上式を用ふ。(以上或る特殊の場合
は兩式混用)、 |
| (四) | | 幣帛供進使の本座は、左側其の幄舍に在り、 |
| (五) | | 齋主以下祭員の本座は、右側幄舍に在り、 |
| (六) | | 玉串奉奠其の案は、祝詞座の次ぎにあり、其の又拜禮座は、玉串案の次ぎに在り、其の座は、短帖を用ふ、 |
| (七) | | 玉串置案は、神職幄舍の前面に在り、 |
| (八) | | 其の奉奠作法は、殿上式と同じ、但庭上式併用す、 |
| | | 帳舍より拜座までは立禮、奉奠高案なれば立禮、低案なれば座禮、拜禮は案の高低に拘はらず殿上式其他之に準ず。 |

本殿のみ分離せる場合の幣帛供進使玉串奉奠作法圖



本殿の前に幣殿と祝詞殿と連接し、拜殿のみやゝ遠く離れたる場合の神社における、氏子惣代人の拜禮は、左の設備を要す、

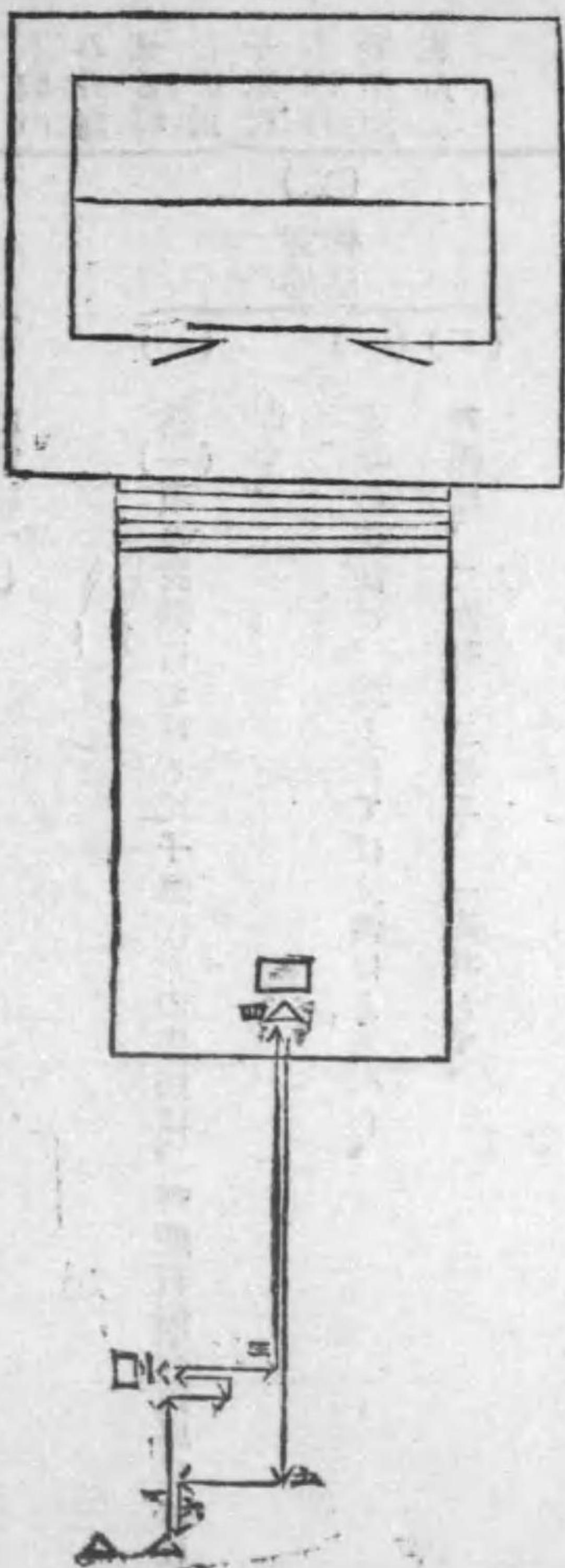
一、幄舎を設く、其の幄舎は右側右面に設備すべし、或は拜殿の右側右面座に定むべし

(一) 本殿のみ分離せる場合の氏子惣代人の作法
 (二) 作實地
 (三) (二) (一) 前(一)項の設備における氏子惣代人の作法は、拜殿右側右面座における作法に準ず、

本項の作法は、庭上にては立禮によるべし、
 拝禮は、二座拜、二拍手、一座拜とす、

(二) (一) 庭上禮法には、履又は葛裏草履を用ふべし。
 玉串受取作法は、立禮によりて、座禮の事を行ふべし、

本殿のみ分離せる場合の氏子惣代玉串拜禮作法圖



前氏子惣代人玉串奉奠拜禮における設備に同じ、

但其の本座は、帳舍又は拜殿にあるものとす、

(一) 座所定 (二) 設備 (三) 帷舍又は拜殿においても、必ず左側左面座とす、

前項における官公吏玉串奉奠拜禮による、座立禮併用とす、

左側左面座における作法による、座立禮併用とす、

立禮法により、座禮の事を行ふべし、

拜禮は、二座拜、二拍手、一座拜とす、

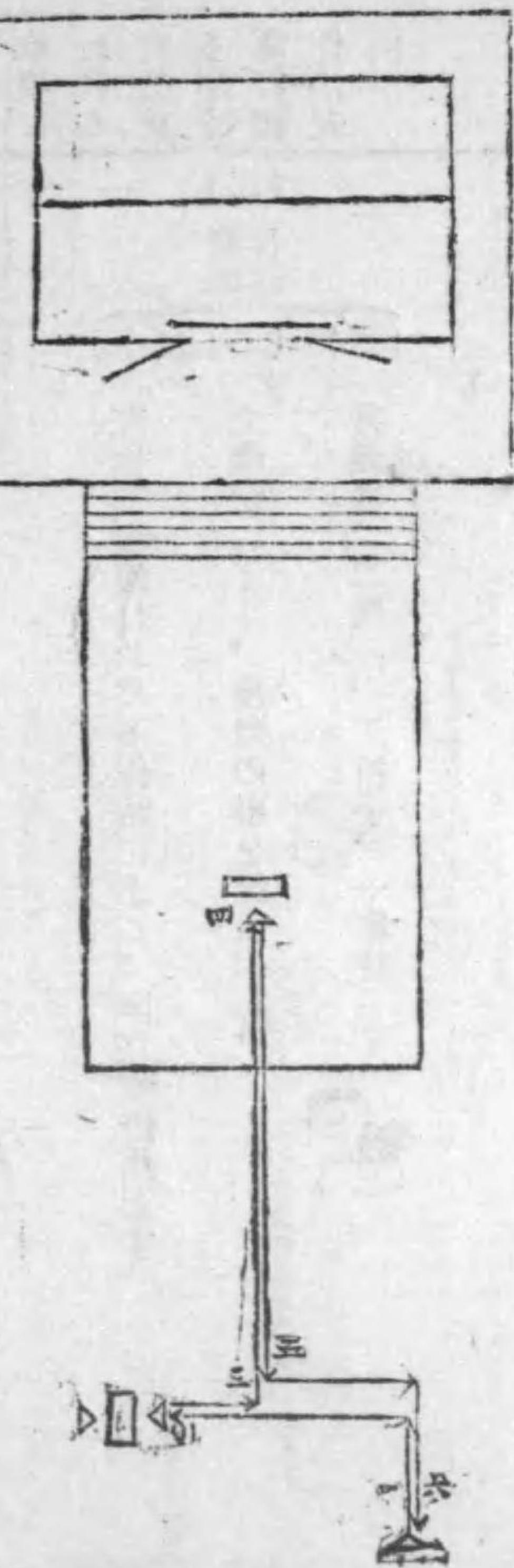
(二) 注意事項 (一) 庭上禮法には、履又は葛裏草履を用ふべし、

(二) 玉串受取作法は、立禮によりて座禮の事を行ふべし、

卷之三

本殿のみ分離せる場合の官公吏玉串奉奠拜禮作法圖

100



(一) 告示 諸員拜禮畢りたる時は後取、軾、玉串案及寶薦を撤す、

1

卷之三

終了後

箕塵錄

表解

新神社祭式圖解

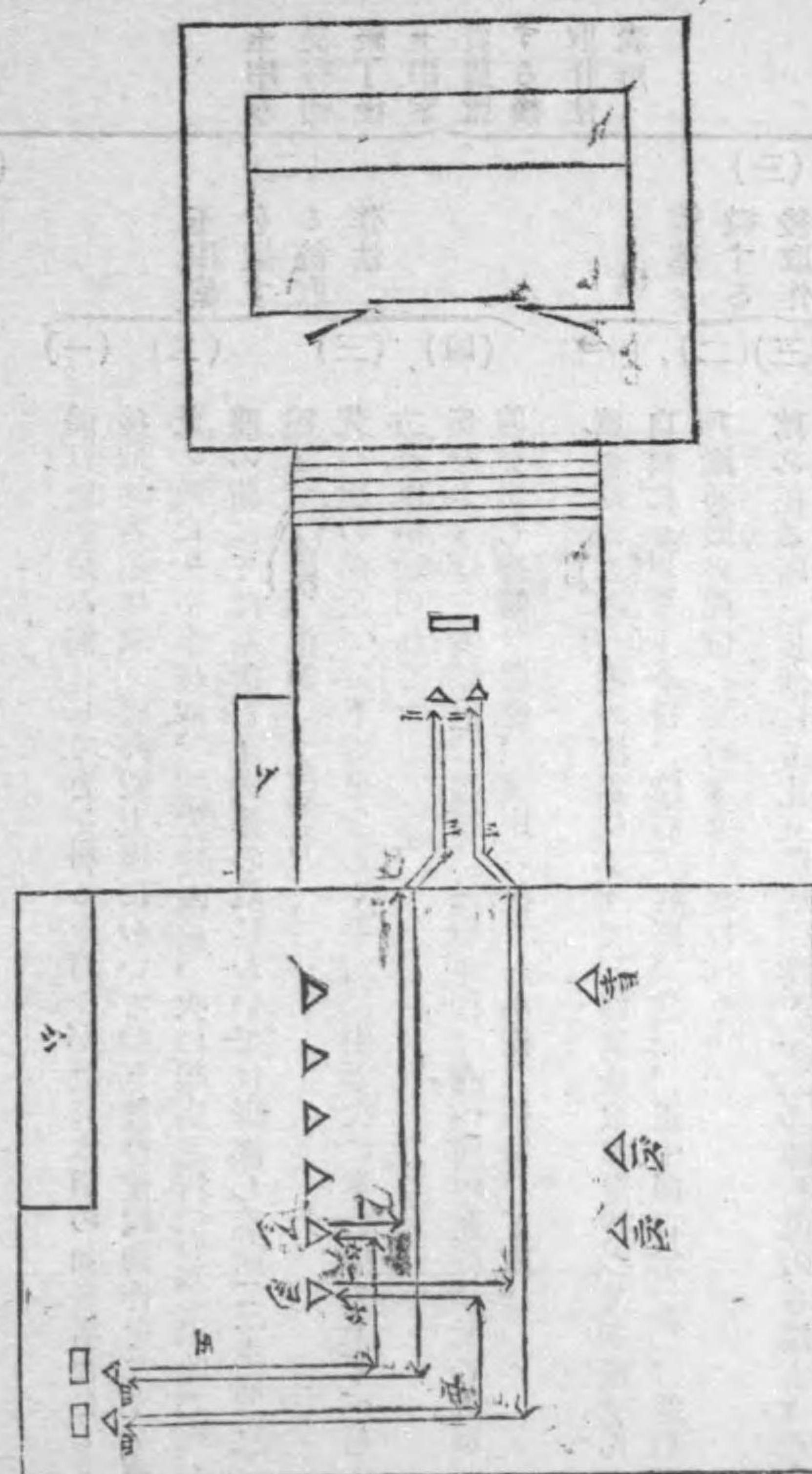
禮に無を忌み簡にして要を得るを尊ぶか故に本項の如き場合にも亦玉串案後取と寶薦後取とは拜殿上座において行き違ひ交代動作をなすを要す。此の故に先づ案後取、一小揖、跪居、次に起座進行(右側)但此の場合自己本座の前には左折し通殿等の境においては揖無し案前(三歩前に)にて止立跪居、一小揖、懷笏、三歩膝行
先づ案の前足。最下端を少しく手前に引き次に案を持ち上ぐべし(其の持方は既解説の如く)
案をさゝげ三歩膝退、起座、三歩逆行、右へ回轉進行、元の置場所に置き

薦後取は二の一項の注意によりて玉串案後取案を持つて起座せんとする時
自座において一小揖、跪居、起座、進行、正中屈行(三歩)、進行(左側)
拜殿通殿の間位にて行き遠ひ進むべし。

薦の在る所三歩前にて止立跪居一揖懷笏三歩膝行薦の右端より左方へと巻
き一亘堅に置きそこで又横に置き直し持つべし。

持つた儘三歩膝退、起座、三歩逆行、左へ回轉進行、元の置き場所に置き
笏を出し起座、進行、復座、一揖、持笏、正座。

玉串奉奠拜禮終了後玉串、簣薦撤する後取作法圖



(一) 告示

(前撤幣の項に掲示せり、参照)

表 作 法		撤 饪		撤 饪		(二) 陪膳		(三) 作 手 長		(四) 膳 部 作 法		(一) 告示	
		(相對列 殿上式)											
(一)	(一)	(一)	(一)	(九)	(七)	(六)	(五)	(四)	(一)	(四)	(二)	(三)	(四)
(三)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

撤幣終り、再び分候、(二)撤饋の樂、三管、三鼓を聞き、(三)先づ陪膳、跪居、又手のまゝ膝行、曲折、神に進み、深揖、撤幣作法の如くして、撤饋を捧げ持つて、膝退(曲折して)すべし、
 撤饋は、献饋の反対に、中央より、右左、右左と、順次撤下す、
 第一の手長に渡す作法は、兩方相向ひ合ひ、同時に同步調にて、一步二歩と進み、足をそろへ(手長の揖を見て)又一步進み、兩膝を揃へ正中にて其受渡み、三で足をそろへ(手長の揖を見て)又一步進み、兩膝を揃へ正中にて
 二三歩膝退す、べし、
 其の受渡作法は玉長をして、十分左右の手の上より持たしめ、手長の手の内をゆるめたる時、しづかに左右の手を取り、又手して、それより相共に、一步三歩膝退す、
 元の如く候す、(八)再び、神前に進み、前作法の如く神饋を撤下すべし、
 撤饋終り、元の如く候す、(十)次に、一同元の如く分候せるを見て、候を解き、
 笏を出し、持笏す、(十二)次に、下崩立して、復座、(十二)復座後、持笏、一揖、正座、
 陪膳より撤饋を受くる作法は、前陪膳作法の如く相向ひ合ひ、一二三で揃へ、
 そこで一揖の後、更に一步進み足を揃へ、左右と陪膳の左右手の上よりかけ、
 凡て指先きに力を入れ、手の内側をゆるめて、陪膳をして静かに手をぬき取らしむべし、
 次に、同時に一二三歩膝退す、(十三)次に又次ぎの手長に渡すべし、
 最末の手長は、前作法の如く受け、之を神饋所に置くべし、(二)次に、再び膝行して、前きの假座に着き、又手のまゝ、左右の手を膝頭の角に突き候す、
 左右拇指を内にし、第二關節の處を押へ、四指を屈し、
 但左側の人主となり、右側の人之れに從ひ、進退すべし、
 (四)以上陪膳、手長、膳部の膝行、膝退、屈行、曲折、回轉作法は、別に分
 解圖に示す、參照、

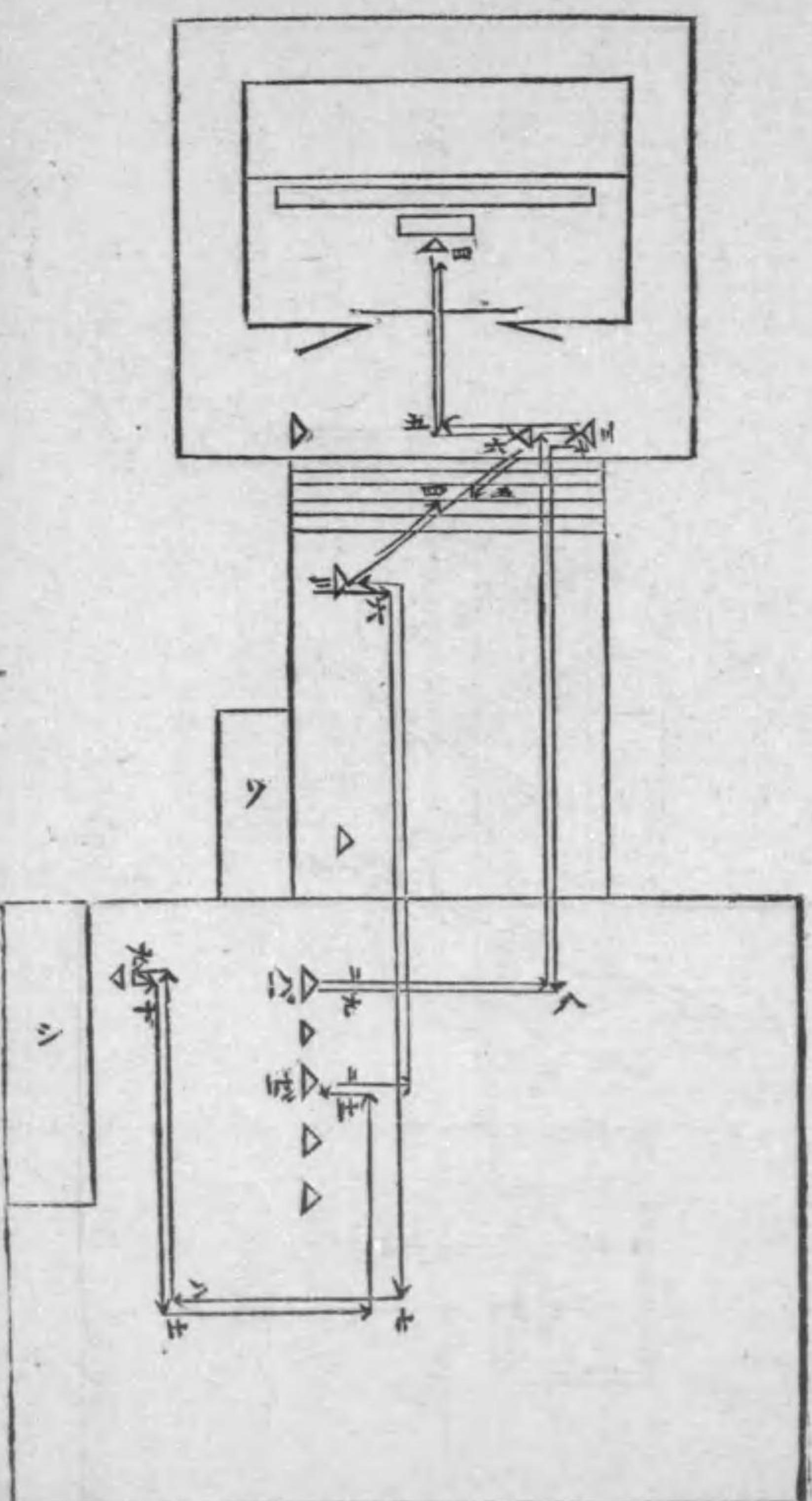
(参考)

或る神社は甚狭く、且つ祭員に不足あるといふ場合、(又は時間上式作法を敏速ならしむる必要によりて)、行ふ一便宜の作法なり。

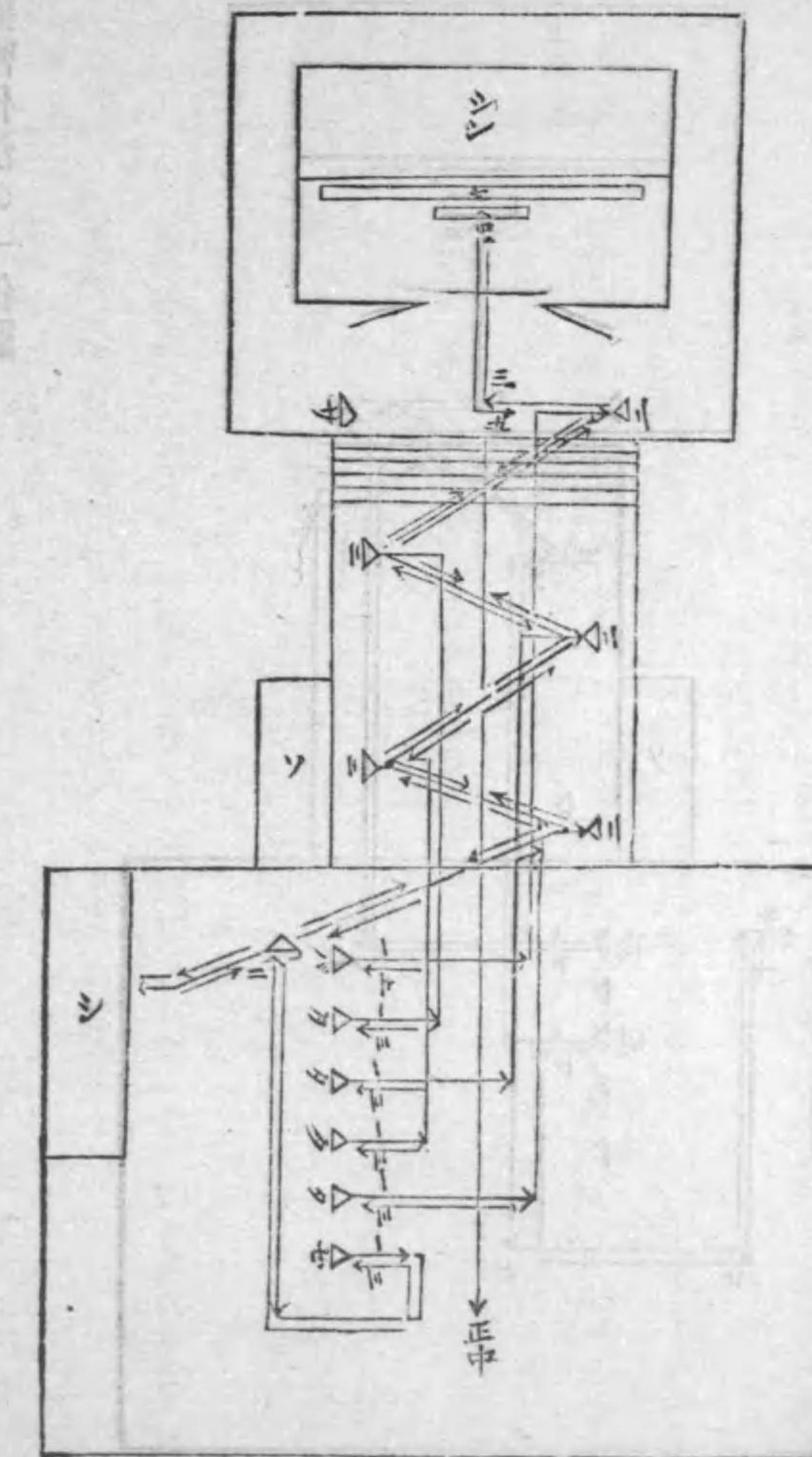
一方並列式の利便

- (一) 此の作法に據る時は、陪膳以下右側に一方並列し、陪膳のみは左側に、其の他は左側に面し、膳部は神饌所の位置によつて着席す、其の撤幣作法は、告示の示す處による、
- (二) 撤幣終りて、相次いて撤饌行事に移るものとす、
- (三) 先づ撤幣し、後撤饌する作法は、要するに撤幣尊重の意味より、告示を適當に應用せしものなり、
- (四) 分離式における撤幣の尊重
- (一) 此の作法に従ふ時は、陪膳と膳部との二人にて、別圖に示すが如く相對列分候して、(奏樂は用ゐず)其の他は告示の作法によりて、撤幣を行ふ、
撤幣終りて後、各復座す、
- (二) 次に、再び撤饌行事に移るものとす。

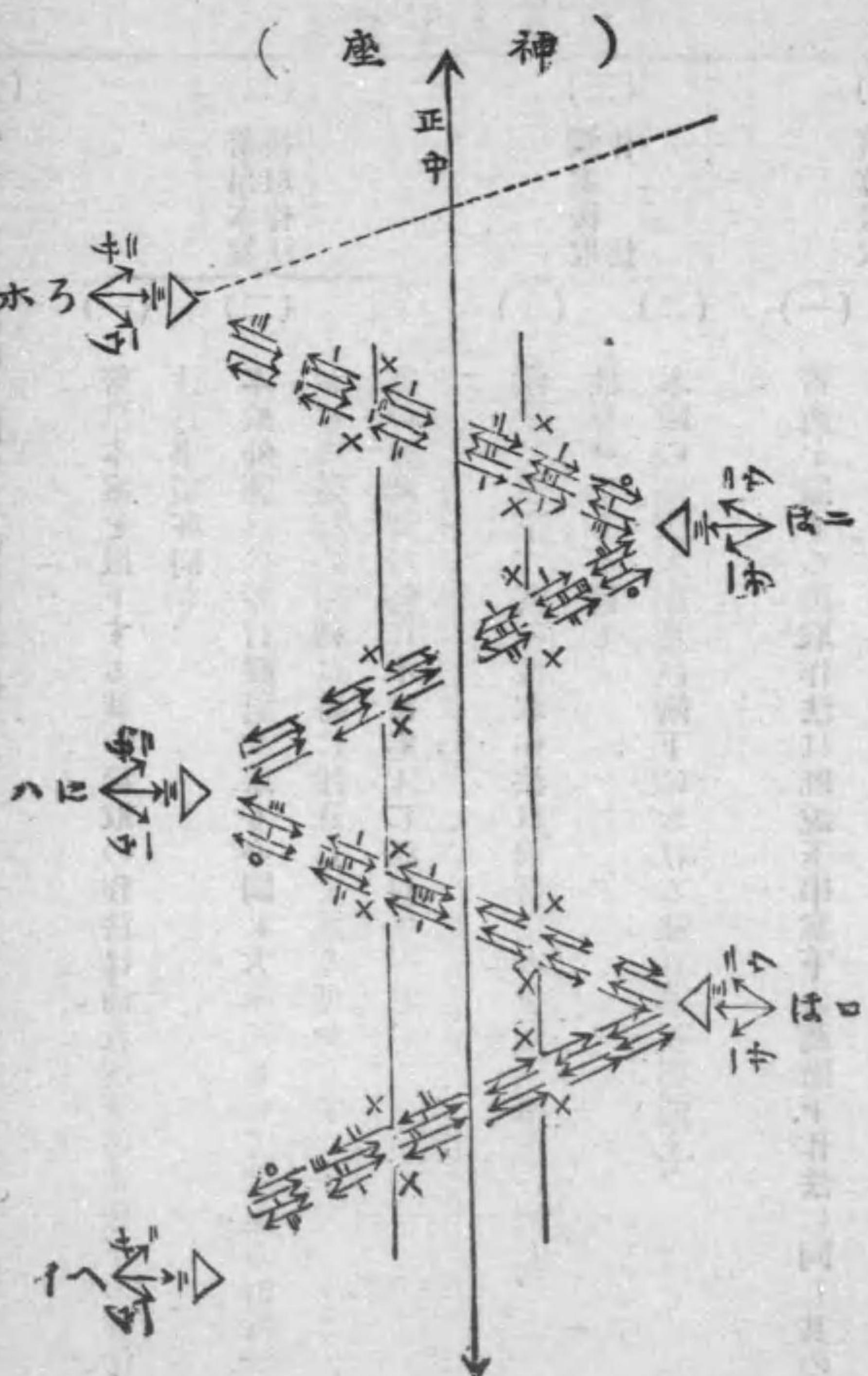
撤幣作法の一例圖



撒饌相對上作法圖



撒饌相對作法分解圖



(一) 告示 次に後取、饌案及び簀薦を撤す、

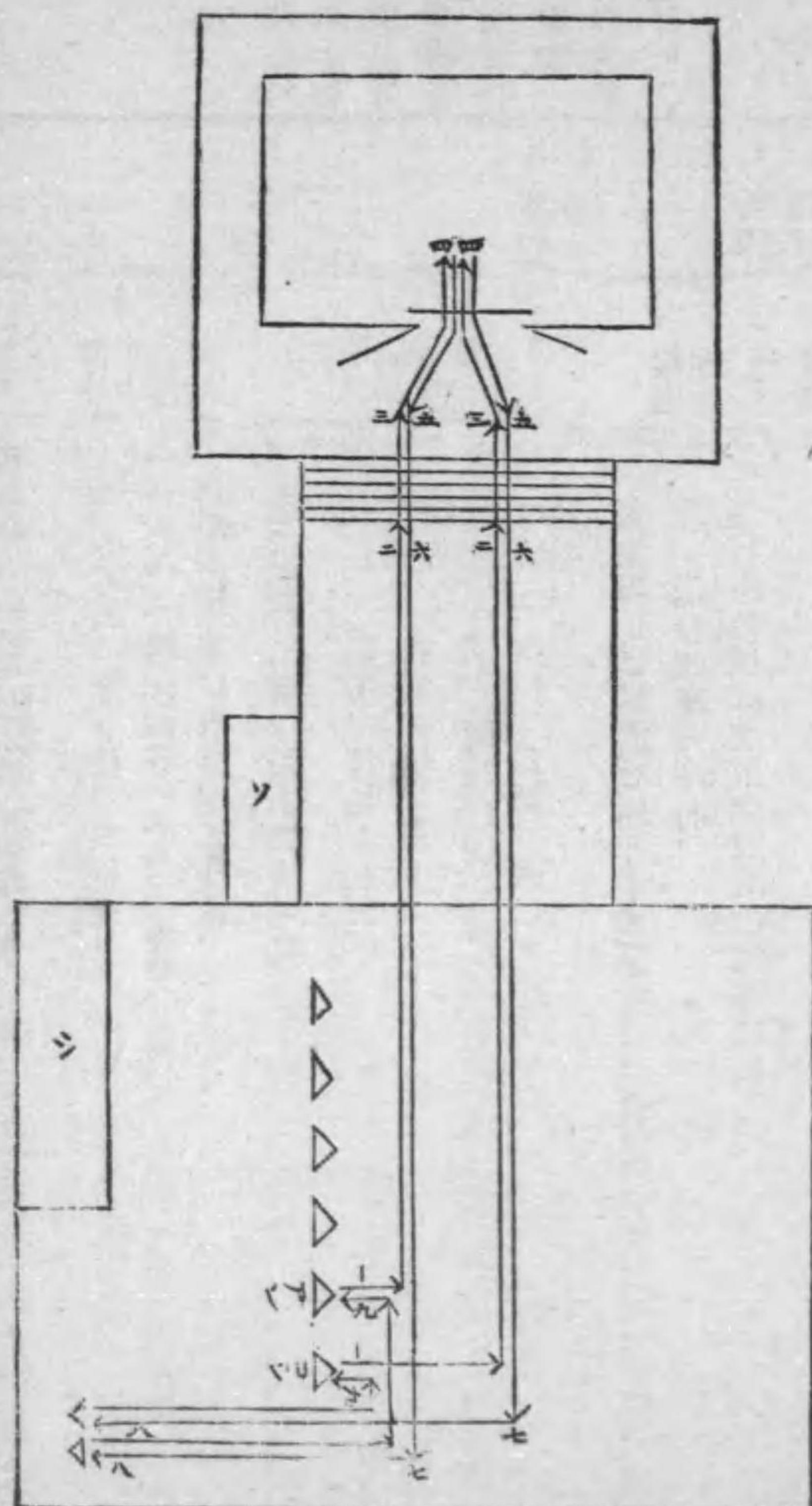
(二) 鎧帛本案 後取作法 (二) (一) 鎧帛本案を撤下する其の後取の作法は前表解玉串案撤下の作法に同じ、注意事項亦同じ、

本殿外陳内は膝行膝退大床も亦同じ大床において膝退の回轉階下通殿における逆行の回轉は特に注意して誤る可からず、其の分解圖は特に本書卷末に添付すべし、

表解 飯案 簀薦を
其の後 取作法
撤する

(三) 饌案後取 (一) 饌案、撤下、其の後取作法は前鎧帛本案撤下後取に同じ、注意事項も亦同じ、
(二) (二) 本殿の外陳大床及び階下における注意事項亦同上、
(四) 簀薦後取 (一) 簀薦を撤する後取作法は既說玉串案下の薦撤下作法に同じ其の注意事項は前鎧帛案薦撤下に同じ、
(二) 本殿の外陳大床及び階上における注意事項亦同上、

幣案饌案簀薦を撤する其の後取作法圖



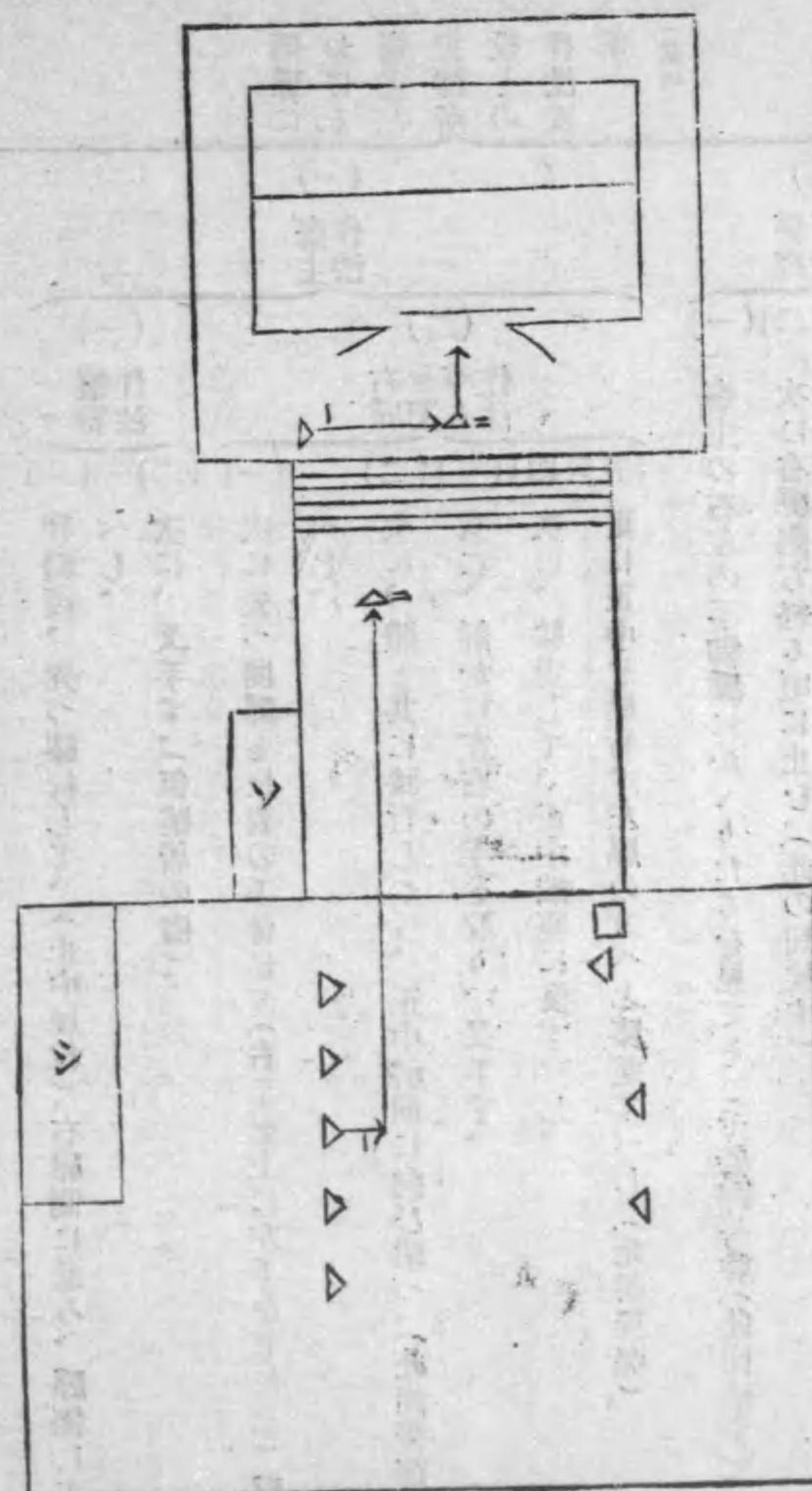
(一) 告示	先づ齋主神前に進み(警蹕所役進み)再拜拍手に次に御扉を閉ぢ(此間奏樂警)御鑰を捧持して下殿復座(警蹕所役齋主)次に御鑰の所役齋主の座側に就き御鑰を受けて復座、
(二) 閉扉における齋主及び警蹕所役の作法	解候(一)饌案賓薦の撤下後、其の後取の復座を見て、候を解くべし、 (二)正中(一)着座(二)正中(一)正中端座、所定の假座に着き、正座後、一深揖、
(一) 閉扉における齋主及び警蹕所役の作法	次に座拜二度、拍手二度、(其の作法左の如し)
(二) 閉扉における齋主及び警蹕所役の作法	次に、一揖(深揖)次に、跪居、膝行、左折(膝行の左折)、正中端座、所定の假座に着き、正座後、一深揖、
(三) 作法役蹕	次に、一揖(深揖)次に、跪居、膝行、左折(膝行の左折)、正中端座、所定の假座に着き、正座後、一深揖、
(一) 起座	解候(一)正笏、目通りに上げ、上體を俛伏す、拜終りて上體を起揚し、 (二)座拜(一)持笏の體に復す、
(二) 假座する作法	次に置笏、次に、拍手二度、
(三) 作法役蹕	次に、置笏、次に、拍手二度、
(一) 起座	齊主の正に膝進せんとするを見て、自座において一小揖、跪居、起立、(進む起座)、進行、
(二) 三歩膝行(小の膝行)着座、	所定の座前(三歩前)にて止立
(三) 進行中の折は左折(通殿の間等揖無し)、	三歩膝行(小の膝行)着座、
(四) 次に一揖持笏正座(候は警蹕の時行ふものとす)	次に、静かに左右の手を取り、又手す、

(一) 告示 前告示参照、

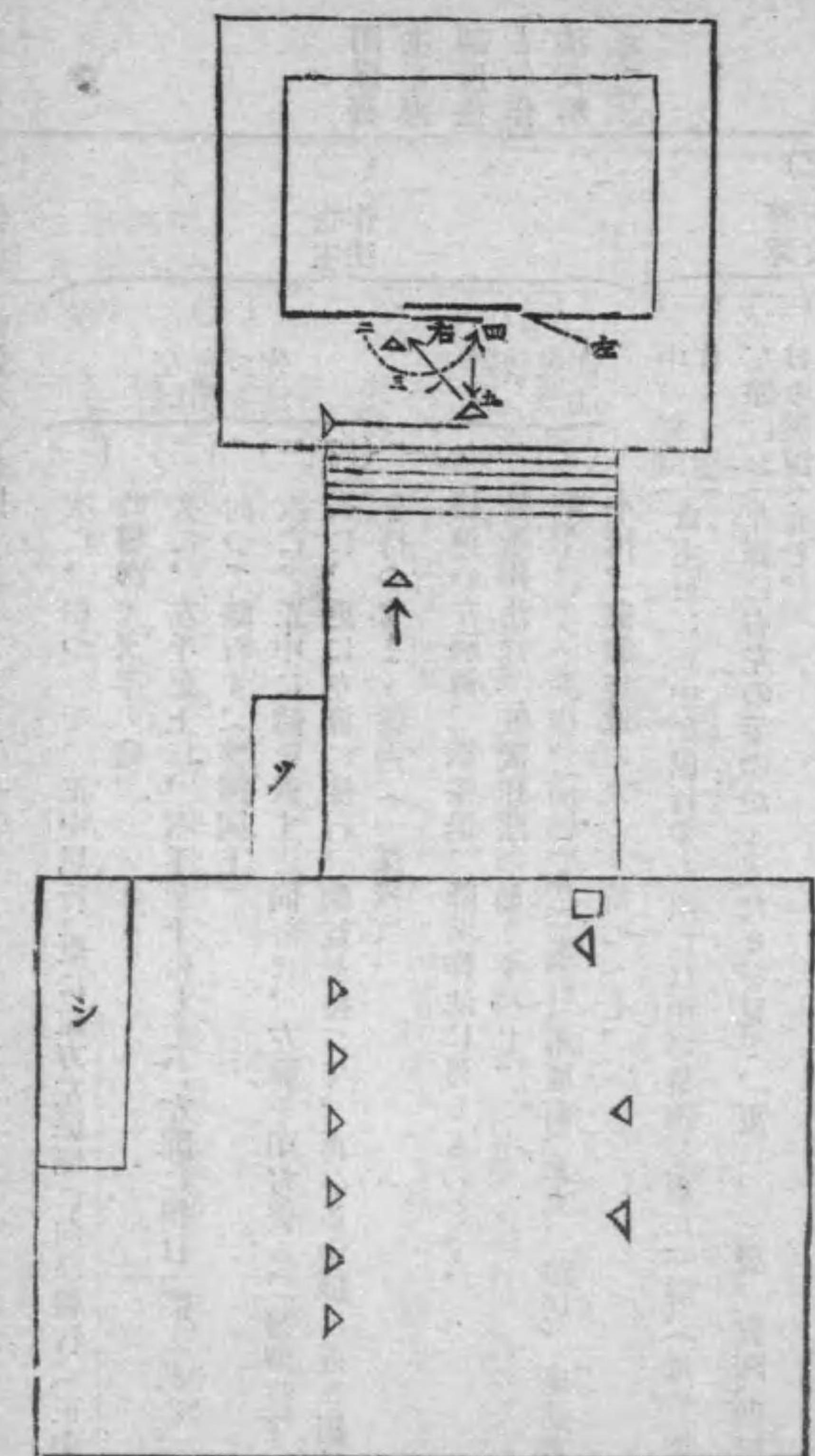
(一) 作齋主	(一) 拝禮後、先づ膝行して、(正中屈行)、右扉側に進み、扉側にて懷笏すべし、
(二) 右扉を閉づる作法	(一) 次に、又手す、(但跪居の儘)、
(三) 齋主の右左の手御扉にかゝりたるを見てそこで警蹕一聲(此間警蹕)	(一) 次に先づ開扉と反対の手付にて(右手を上に左手を下にし)扉に掛けし、
(四) 次に右扉閉ぢ終る頃に止む(此の間候す)	(一) 次に、體と共に膝行しつゝ、正中神前に向ひ閉づ、(此間警蹕)
(五) 次に候を解いて元の持笏の體となる(正中、屈行時に受ける警蹕は次表に出す)	(一) 次に、静かに左右の手を取り、又手す、
(六) 更に正中を屈行、左扉の方へと膝進すべし(此間警蹕)	(一) 次に、膝退して、正中端座に復すべし、
(七) 齋主の右左の手御扉にかゝりたるを見てそこで警蹕一聲(此間警蹕)	(一) 次に正中を屈行、左扉の方へと膝進すべし、(此間警蹕)

閉扉に於ける齋主及警蹕所役の作法圖（其の二）

一一一



閉扉齋主及び警蹕所役作法圖（其の二）



一一二

(一) 告示 前告示、參照、

(一) 次に、相ついで、正中屈行、更に左方左扉側に向ひ膝行（正中屈行の時警蹕）、又手の儘、(二) 次に、左手を上に、右手を下にして、左扉に掛け、體と共に、正中に向つて膝行す（警蹕同上）
 (三) 次に、正中に體を直すと同時に、左扉を開ぢ終る（警蹕終了）
 (四) 次に、更に左側に膝行、御鑰を持つて、再び正中扉に近き鎖錠、御鑰を持ったまゝ膝退（一深揖）、

(一) 閉扉（左扉を閉づる）
 (二) 作法（(一) 作所警蹕、(二) 後復座作法、(三) 中の警蹕作法）
 (三) 作法（(一) 左扉における警蹕止む、(二) 復座作法）
 (四) 次に候を解き、持笏、正座、齋主の正に降階作法に移らんとして、其の正中端座を退かんとするを見て、一揖、跪居、三歩膝退、逆行三歩、回轉（左へ）、進行、復座すべし、

(一) 告示 前項告示参照、

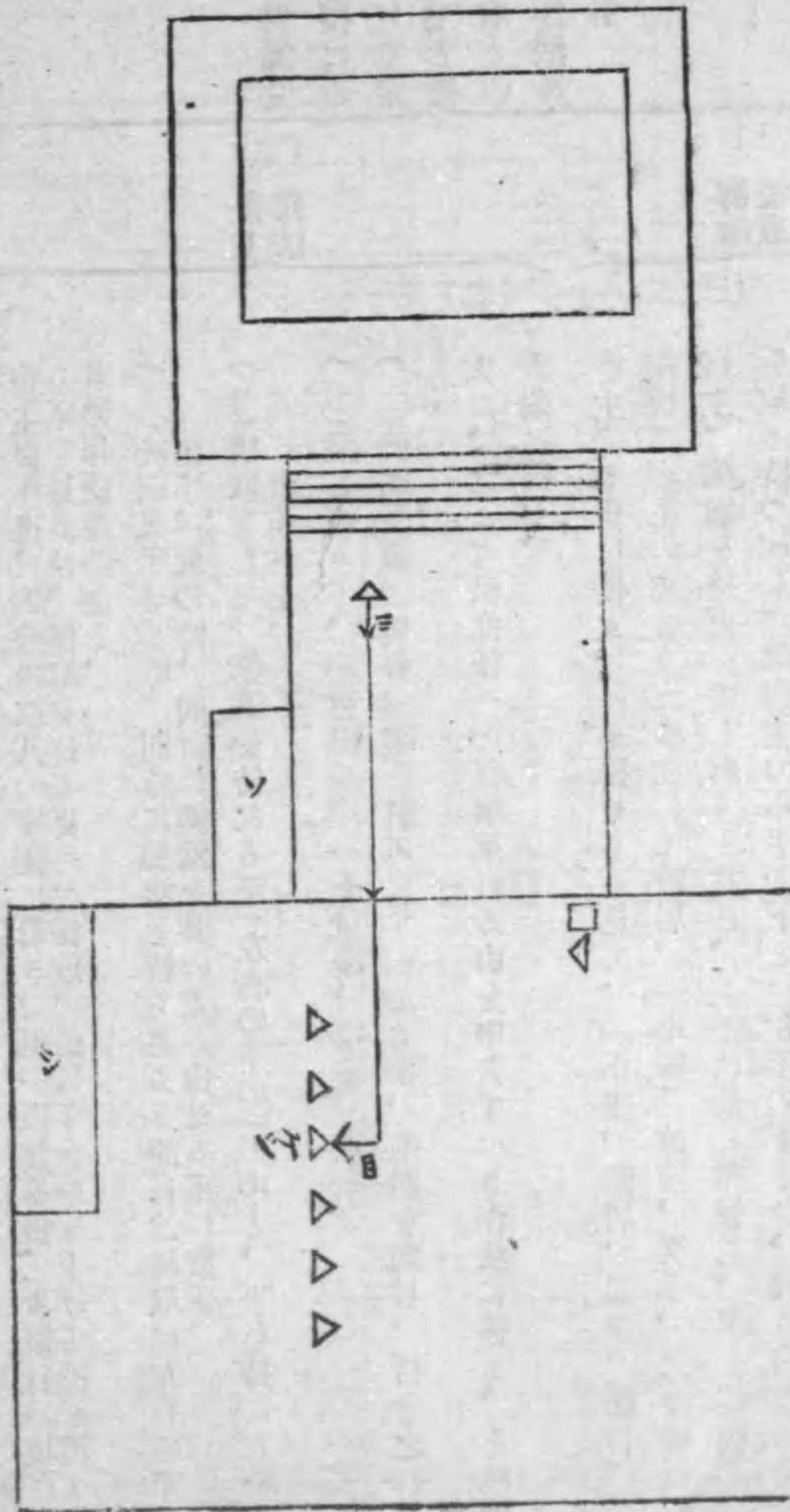
(一) 齋主復座後、御鑰後取其の座側に着き（但一揖懷笏後三歩膝行の後）又手せる頃を見計ひ、御鑰を持ち更へ、後取の前に手をやゝ下げて授け渡すべし、其の作法左の如し、(イ) 後取又手せる頃、同時に御鑰を持ち更ふる間に、後取は左右の手を差し出す、此の時、同時に御鑰を其の差し出せる手に渡す、(ロ) 後取をして、御鑰を持たる手（左右の手の）の中と、下を持たしむるやうに渡すべし、(ハ) 渡し終りて、笏を出し、一小揖後、持笏、正座、(ニ) 御鑰受渡の場合、體を斜めにすべからず、唯顔を向け、目を之れに注ぐべし、(五)(四) 次に、之より供進使への祭事畢れる由を申告すべき作法に移る、それは次表次圖に掲ぐ、

齋主、本座に復り、一小揖せるを見て、一小揖、跪居、起座、進行、左折、齋主の座より三歩前にて跪居、一小揖、懷笏、又手、三歩膝行、着座、齋主、御鑰を持更へ差し出すと共に、上體は前に稍屈し、手を起揚し、御鑰を取り持つべし、但齋主の右手の下と、左手の下とを、取り胸前に支持す、左方やゝ高く、右方やゝ低く、重々しく持つべし、

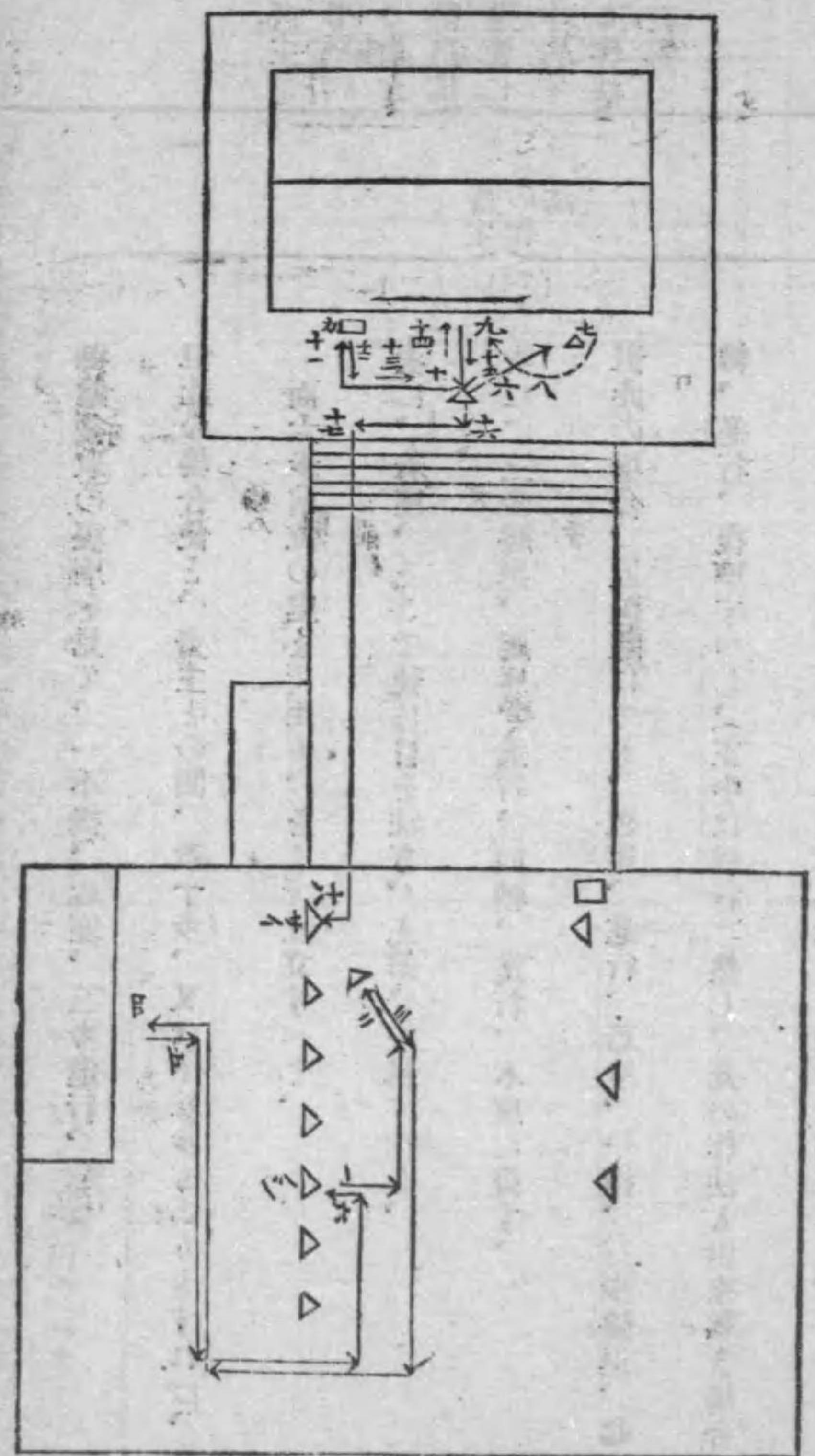
次に、三歩膝退し、起座、逆行、回轉、進行、御鑰袋に納む、次に、懷笏を出し、既說作法の如く、復座、

閉扉に於ける警蹕所役の作法圖（其の三）

一一六



閉扉における齋主及び御輪後取作法圖（其の四）



(一) 大祭式、祭儀畢れる由を幣帛供進使に申す。

(一) 御鑰後取の復座を見て、一小揖、起座、三歩進行、(正中)

但此の場合使と、齋主との間、數十步、又は十餘歩もありとすれば、使の前
面六歩前位の處まで至り、そこで止立すべし、

(二) 次に、着座、そこで使に目を注ぎ、正笏、一揖すべし、

(三) 次に、三歩膝退、起座、進行、回轉、進行、本座に復す、

但此の場合、近距離にても、起座、進行、着座、一揖、三歩膝退、起座、回
轉、進行、復座すべし、(正中は屈行) 然し、此の作法も出來難き場合は、本

座より三歩膝行、一揖し、又三歩膝退して後、復座すべし、

(四) 次に、復座後、一小揖、正座、

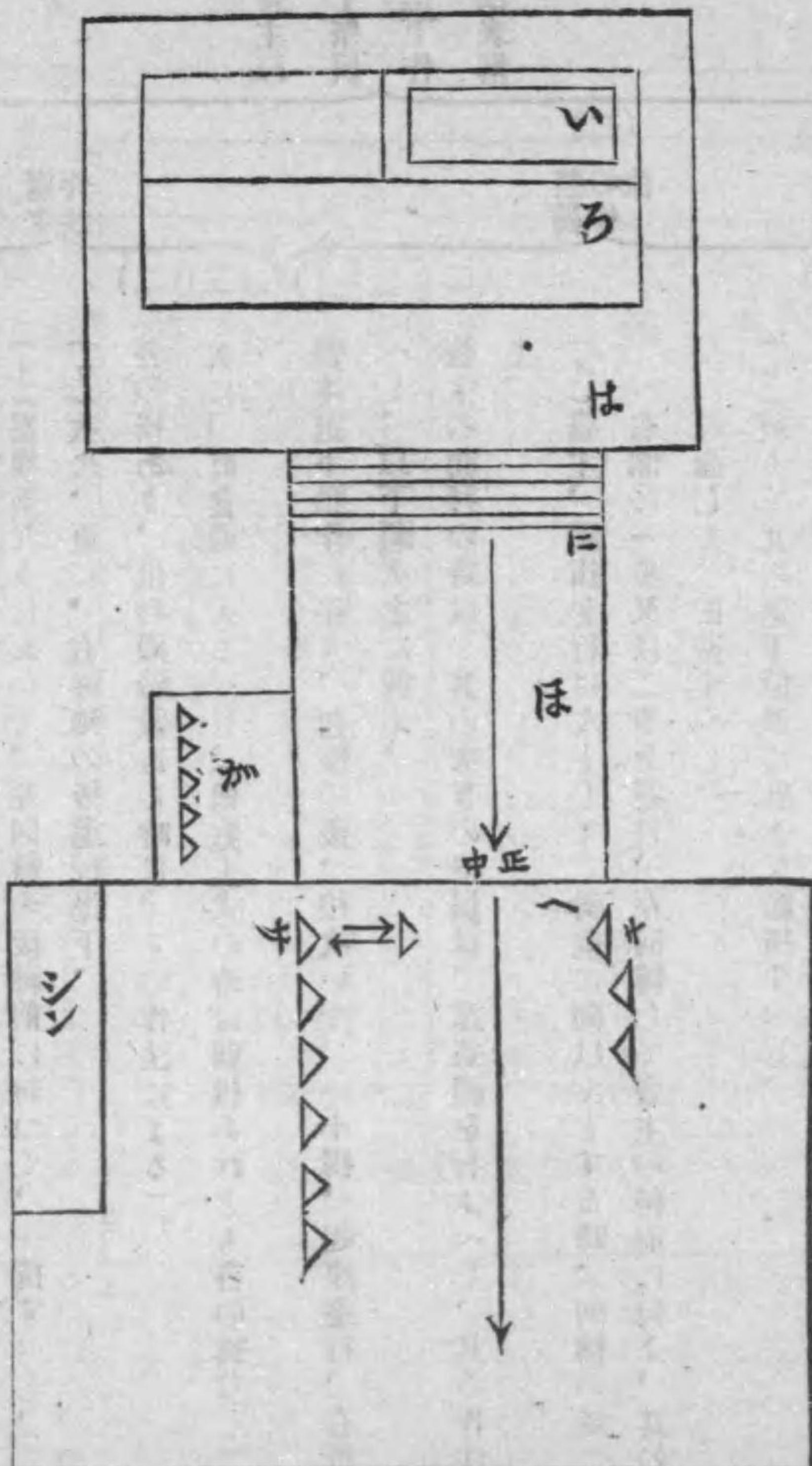
齋主祭事畢れる由を幣帛供進使に申告する作法表解

(一) 齋作主

(二) 齋作主

(三) 齋作主

(四) 齋作主

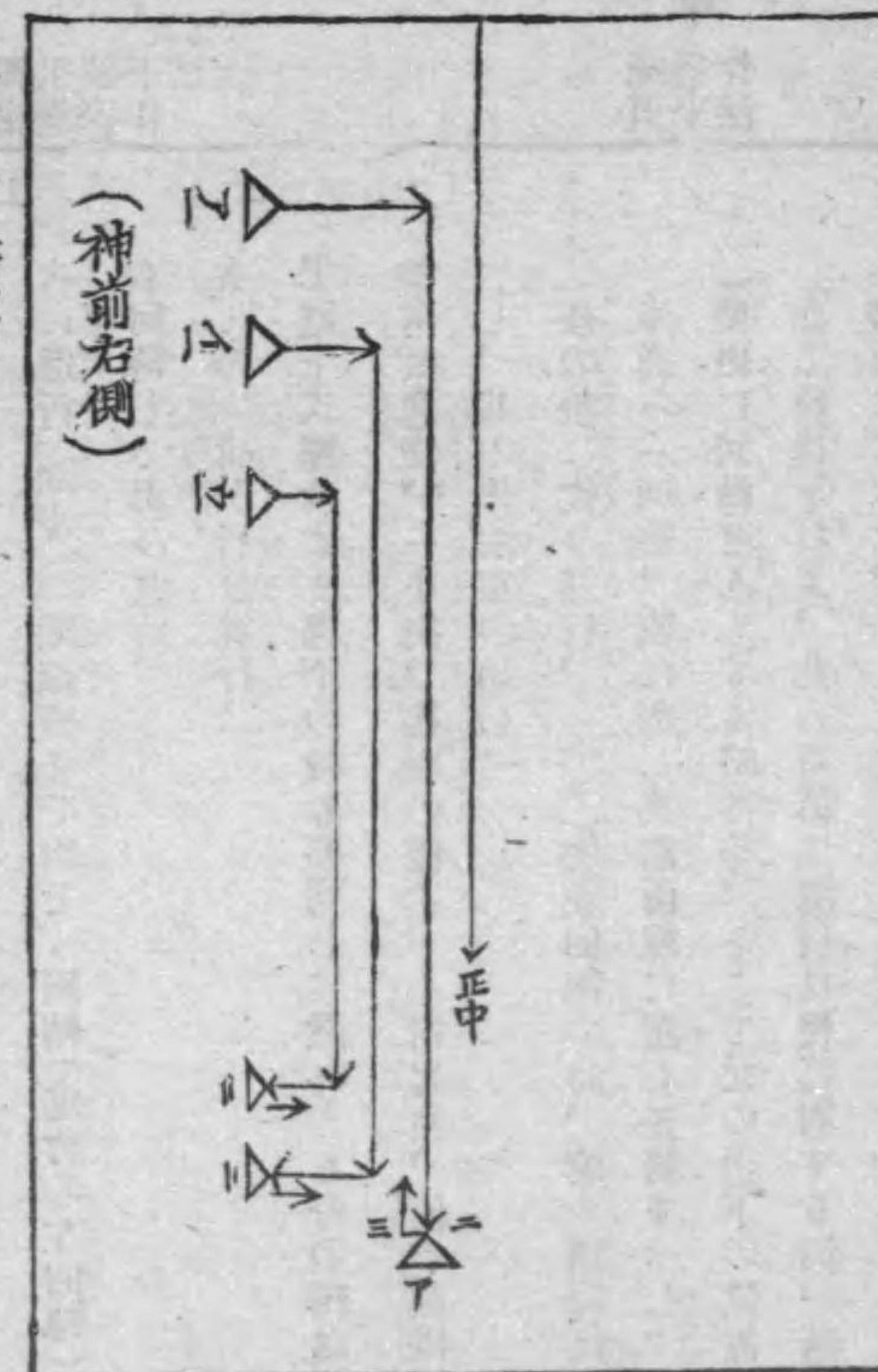


閉扉後齋主供進使に祭事畢れる由を申告する作法圖

い内陣。ろ外陣。は大床。に階段。ほ通殿。へ拜殿。が樂所。シン神饌所。ナ齋主。キ供進使。
↑は齋主三歩前進着座、供進使に申告作法の進退の様を示す。

- (一) 齋主作法
 (二) 祭員作法
 (三) 下祭員退下作法表解
- (一) 齋主
 (二) 齋主
 (三) (二) 齋主
 (四) 下祭員
 (五) 退下作法表解
- 幣帛供進使退下、隨員退下、後一小揖、起座、進行、右折進行、(除歩) 拜殿
 端座にて、顧揖をなす其の作法左の如し、
 (イ) 端座あたりにおいて、左回轉の後神前に向つて、一揖すべし、
 (ロ) 次に、更に、右回轉の後進行退下、
 昧の揖あり、但拜殿階段ある時は、その作法による)
- 次に、直食殿に入るべし、(但庭上式の時は顧揖あれども昧の揖なし)
- 斎主退下動作に移り、起座の後、相次いで、一小揖、起座進行、右折進行す
 べし、以下順次之に做ふ、
- (イ) 斎主、顧揖を行はんとして、神前に向はんとする時、(回轉の時) そこで
 右側に一步又は二歩を避け、左回轉して斎主の神前に向ふ、其の正面線
 に面して、正笏すべし、
 (ロ) 終りて元の退下位置に就き又顧揖すべし、
- 以下順次、之に倣ふべし、殿上式は、昧の揖あり、庭上式には無し、
 但遂巡禮は斎主との間隔凡そ二歩、猶用語解に詳かなり、

斎主以下祭員退下作法圖



備考

其の次席祭員、
 斎主、
 其の次席祭員、
 イの次席祭員、
 斎主退下顧揖作法の動作分解、
 斎主顧揖の際遂巡禮の作法、
 其の他各員之に倣ふものとす、
 但幣帛供進使退下も亦之に準じて左側作法行をふべし、

(一) 祭祀令 各退下

齊主祭事畢れるよしの申告を受け、そこで之に答揖し、次に齋主復座の後、先づ一小揖、起座、右回轉して再び進行、但庭上式帳舍より退下の時も亦同じ、然れども沓の揖は無し、幣帛供進使、一小揖、起座の後、一小揖起座、使の顧揖の際、逡巡禮を行ふべし、其の作法左の如し、(イ)使の後に従ひ進行、(ロ)使左回轉の時、第一隨員は右側に一步若くは二歩進み右回轉、使に對し其前面線に面し正笏すべし、(ハ)使更に回轉せんとする時持笏、そこで元の退下の位置に復し、同時に使の如く顧揖を行ふ、此の時第二隨員は使に對する第一隨員の作法の如く逡巡禮をなすべし、其の他便の退下作法に同じ、

(一) 法下使退下作法 (二) 法下使供進作法 (三) 作法表

祭後直會表解

(参考) (三) 靖國神社にける次の直おけの次直(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)

(一) 直會の古儀意 (二) 現官幣以神直の式標

(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)

祭後に神饌を頂くを直會又は直食ともいふ、延喜式には直相(和訓采猶良比)又のうらひともいひ日本紀に嘗字を直食(なほらひ)と読み猶良比の豊明ともある、建武年中行事には「直食の御飯御酒まろりぬれば」などともあつて祭後くつろひて神饌を頂く式を直食の儀とはいへり、

幣帛供進使宮司(又は社司社掌)其の他祭員直會殿に到り着床、次に、直會の辭を宣る、次に、饗膳(上座より据る)、次に、勸盃(始め一献、次に、二献)箸を立つ(御著儀)、次に、三献(勸盃酒終りて)箸を拂ふ、次に、徹膳(下座より)、次に、各退下、

掛官宮司以下直會所に到り着床、

次に、直會を宣る、
次に、饗膳、
次に、勸盃、
次に、各退下、

- (一) 直會
法作 (二) 床着 (一)
直會實地作法表解
- (三) 饰膳 (四) 勸盃
- (五) 御箸 (六) 撤膳 (七) 退下作法
- (八) は幣帛供進使
は隨員
は其他重なる
参列員又は
其の他の役
ある人
サキゼ
は三方
は饗膳、勸盃、
を示す
点線及び一二三四五
六は行酒役の進退作
法を示す
勸盃役(左右各一人)
男子
コシ
行酒役(左右
各一人)男子
三方饗膳の左方又は
右方の一二三四五六
七八九十は饗膳行酒
の順序
ハは配膳役(男)

(一) 直會は典儀之を司るべし。
直會實地作法表解

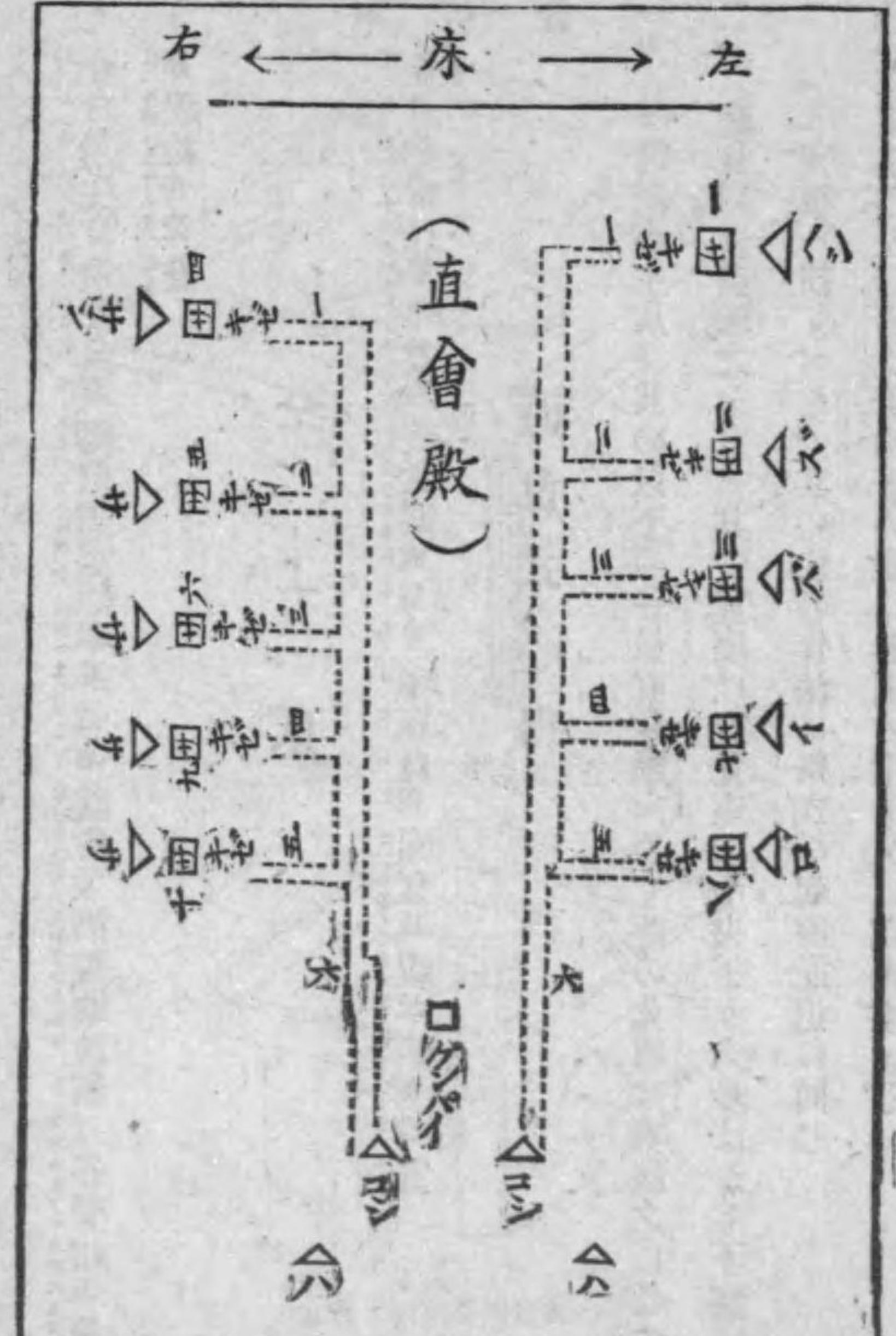
(二) 直會の辭ふ旨を述ぶるをいふ。(曲儀之を宣る)

(三) 饰膳 (配膳) 次に饗膳は、三方を用ひ、左側上座より配膳すべし、其の役は配膳役す。
次に、盃を三方に盃臺に載せて置きたるまゝ先づ一獻を行ふときに行酒役之を勸
盃役の前に据え、勸盃役は扇を開いて盃の中を拂ふこと二度、次に、行酒役に酒
を盛らしめ、先づ使に勧む、頂戴するものは一度拍手の後之を呑む、
但起居進行着座(三歩膝行して)して勧むべし、本圖中の順序作法によりて、
各賓に勸盃し終り、

(四) 勸盃 (五) 御箸 (六) 撤膳 (七) 退下作法

(八) は幣帛供進使
は隨員
は其他重なる
参列員又は
其の他の役
ある人
サキゼ
は三方
は饗膳、勸盃、
を示す
点線及び一二三四五
六は行酒役の進退作
法を示す
勸盃役(左右各一人)
男子
コシ
行酒役(左右
各一人)男子
三方饗膳の左方又は
右方の一二三四五六
七八九十は饗膳行酒
の順序
ハは配膳役(男)

直會式作法全圖解



直會の詞 其の分例の壹

今日乃生日乃足日爾御祭美久仕奉里豆志直會乃酒幣賜波留乎各受給波里宇麻良爾聞食惠良惠良
爾祝給倍登宣

全 上 貳

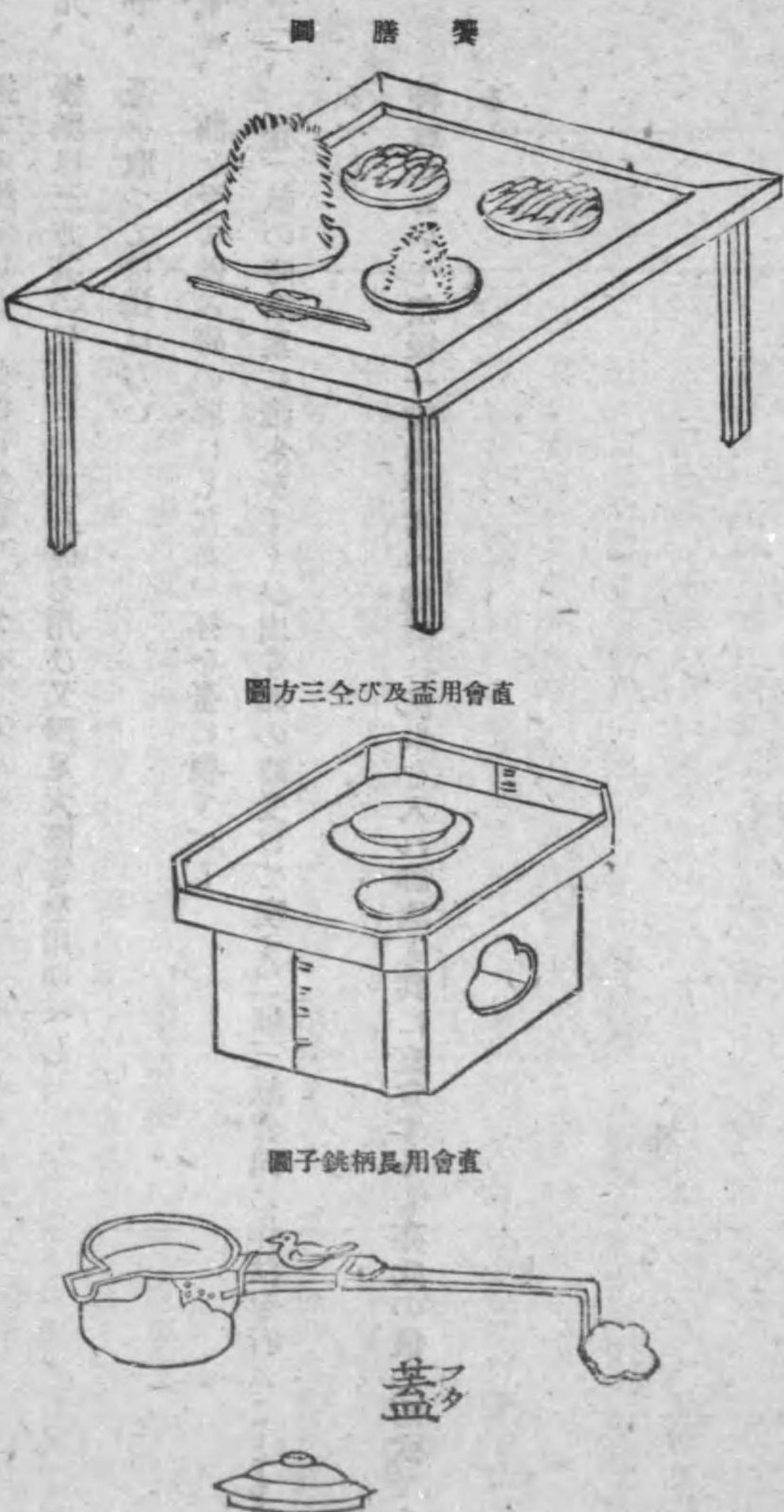
今日御祭仕奉利竟豆直食賜波留乎字麻良爾聞食氏祝比給倍登宣

直會式心得

- 一、供進使齋主及び其の以下の各員直食殿へ着く時の先導は典儀之に任すべし
- 二、直食詞は典儀之を宣る其の宣座は直食座の中央より六歩ばかり下座において先づ一揖して宣り宣後一揖すべし、其の他の作法は祭式の起座進退に同じ
- 三、饗膳勸盃行酒立箸拂箸の儀は典儀の指示又は宣告すべし
- 四、壽歌倭舞は二獻の後において典儀之を誘導す
- 五、一獻二獻とは酒を一度拍手して飲み後ち肴を喰ひさて又後ちに二度目に一獻の如く酒を受け

飲み肴を喰ふをいふ

六、箸を立つとは箸を飯の上に立掛くるをいひ箸を拂ふとは箸を元の耳土器の上に置くをいふ



七、三獻は五の一獻二獻に同じ其の三獻目をいふ

- 八、勧盃役は盃を勧むる役、行酒役は盃及び提子を持ち運ぶ役をいひ、配膳役は饗膳を供し又は撤する役をいひ、是等は兼務する場合もあるべし

九、饗膳は三方其の代用には木具膳を用ひ又四足大膳等を用ゆべし

十、盃を取つては揖はない

十一、酒を受て飲み傍の器にしため、杯を臺に復すべし

注連繩を張り廻し、新薦を敷き、案を設くべし、

(一)	所調神饌設度	(三)	(二)(一)
(四)	(五)	(四)	(二)
案前に、高壇又は三方を置き、敷輪を中心 ^に に、其の上に（和稻荒稻は左右に一個づゝ）高壇三方に適應する品を盛り得べき土器を居ふべし、	調度係員は、土器の上に敷葉をなし、（菓子は白紙を敷く）さて品物を其の社一定の容器に容れ持ら運び、（此の容器例へば折敷葛籠土器盆の如きもの）其の器は他に使用せず一社備品清潔のものならざるべからず、	生熟饌の二様いづれも有職故實により、其の社の古傳によるは勿論なれども、普通一般に生饌を供するを故實とす、	注連縄を張り廻し、新薦を敷き、案を設くべし、
別示神饌調度實地圖畫に示したる通り、之に準據して盛るを要す、	係員は、其の品物を盛る時は木綿だすきをかけ、覆面し手を清淨にし、別に白布（一尺四方位のものを持ち）を以て魚鳥を持ち、其の他野菜等を盛るに使用すべし、	生熟比 較表解 度作法 神饌調 度作法 （其の壹）	案前後調神饌法理の度饌
調度の手續は、告示の神饌供方の順に盛り、後覆皮をかけおくべし、	（四）	（五）	（二）
調度終り覆皮をかけたるものは、靜かに神饌棚、又は案上に順次排列しあくべし、（結ぶものは美濃白紙の太き紙よりなり）	（三）	（四）	（三）
鳥の頭は少し考案をめぐらせは直ちに圖示の如くに盛らるものなり、是等に就て凡て豫習をおこたらずは、此の圖畫以上の出來榮あるべし、	（二）	（一）	（二）

外皮を能く取り精撰の上洗ひ清むべし（粳米を神田にて得たる場合も亦同じ）五升位の和稻より五合位を撰出すべし、大土器に杉成形に盛る（土器には大小拾餘種あり適宜新しきものを用ふるを可とす）土器に和稻を盛り三方上に置き覆皮を掛けおくべし（別圖参考以下全じ）但和稻荒稻を同一三方に置くものとす、

神饌調理盛方實地表解	(一) 和稻	(一) 荒稻	(一) 荒稻	(一) 荒稻
(其の貳)	(三)(二)(一)	(三)(二)(一)	(三)(二)(一)	(三)(二)(一)
備考	鏡餅は壹重（紅白）小餅も亦紅白（數十）切餅を造り、之を三方上に柏葉、裏白、榦、櫻等を土器に敷き其の上に高く盛る、其の上に覆皮を掛けおくべし、（別圖参考）	和稻荒稻等を盛る土器の上に敷葉をなすものとす、	和稻荒稻等を盛る土器の上に敷葉をなすものとす、	和稻荒稻等を盛る土器の上に敷葉をなすものとす、

(三) 餅
(三)(二)(一)
備考
和稻荒稻等を盛る土器の上に敷葉をなすものとす、

神饌調理度實地表解	(五) 川魚	(四) 海魚	(三) 酒	(三) (二)(一)
備考	(三)(二)(一)	(三)(二)(一)	(三)(二)(一)	(三)(二)(一)
(五) 川魚	(二)	(一)	(一)	(一)
(四) 海魚	(二)	(一)	(一)	(一)
(三) 酒	(一)	(一)	(一)	(一)

酒を一度羽二重にて漏過し清潔なる容器に入れ覆をなすべし、次に瓶を清淨にして前の酒を口まで満つる位にまで盛るべし、次に瓶子の蓋をなし（猶紙を以て口をふさぎたる上を）神饌所の棚に又は案上に献饌の順序によりて置き覆皮をかけおくべし、海魚川魚ともに先づ清淨にし折櫃等にて神饌所適當の案上において腹を神前に向け左方に供せし場合は頭部を左にし其の尾を右にす、三方上に尺又は八寸徑の土器を置き、其の上に柏又は裏白、或は眞榦の葉（其の時のもの）を葉の末を四方に向け本を中心に集め其の上に魚を盛り、あんばふる所なり、若又正中又は右方に供する時、左を頭とし、左方に供する時は右を頭とし、そうして海魚は腹を神前に向け、川魚は背を向く、是れ禮家故實家の共に稱ふる所なり、川魚は背を神前に向け左方の時は右を頭とし右方の時は左を頭として供すべし、三方の上に土器（三方に適當の土器を）を置き柏又は裏白、眞榦（其の時のものを）の葉を（四）の（三）項の如くしあんばをかけ、棚又は案上に前（三）項の如くすべし、若又正中又は右方に供する時は左を頭とし左方に供する時は右を頭とすべし、以上海川魚共に二尾以上の時にも前各項に同じ、さて改敷は三方の外部へ垂るゝ如くに敷く可からず要は土器の周圍に八九分位又は一二寸位を出づる位を宜しとす然しそれは三方土器等の大小廣狹等により斟酌すべし、

(九)	野菜	(一)				
(二)	頭の向け方は海川魚等に全じ、猶又土器を三方に置き其の上に改敷をなして置くべし、					
(三)(二)(一)	但前二項共覆皮其の他の手續きは前各項に全じ、					
(四)	新鮮なるものを擇び清洗し精撰せしもの大なるものは三五個小なるものは拾數個を供すべし、					
(五)	鹽は土器に山形に盛り（鹽は精製の清潔なるものを擇ぶべし）					
(六)	水は水を盛るべき土器（神社調度裝飾圖解にあり）に盛つて供すべし、					
(七)	以上二つは一つの三方に置き前各項の調度手續によりて供すべし、					
(八)	表解	(其の五)	度實地	神饌調	水鹽	(土)水鹽
(九)	野菜	(一)				
(十)	菓子	(二)				
	菓實	(一)	菓子は三方に土器を置き白紙を改敷となし其の上に山形に盛る、			
		(二)	菓實は全上の如く神社調度裝飾圖解に示したるが如き籠に入れ又は土器に盛りて豊かに供すべし、			
		(三)	菓子菓實の數は吉數によるべし七五又は十五二十九の數の如し、			

但前二項共覆皮其の他の手續きは前各項に全じ、

鹽は土器に山形に盛り（鹽は精製の清潔なるものを擇ぶべし）

三

神饌調 度實地 表解		(八) 海菜	(七) 水鳥	(六) 野鳥	(一)
(三)(二)	(一)	(三)(二)(一)	(三)	(二)	
		鴨、鴈の類を、右六項に準じ、調饌すべし。	右野鳥の(二)に同じ。	調饌後は、覆皮を掛け、前各項の手續をなすものとす、其の數は、一羽或は二羽、小鳥は吉數(奇數)を以てす。	
		右野鳥の(三)に同じ。			
		荒海布、昆布、及び其國の海產の海菜を供すべし、但別圖の如くつかねて結び土器に敷葉を敷き、高坏又は三方に置くべし、但敷葉は乾きたるもの用ふること。			
		調菜終れば是を神饌棚又は案上に置き、覆皮をかけおくべし。			
		凡そ調菜は、新鮮のものを汚塵を去り用ゆべし、輪結は神明の方より解かる様なしおくべし、(紅白の水引にてむすぶこと)海布は帖目左方に其の數量は五束、九束、五百匁又は九百匁を用ゆべし。			

神饌調度注意事項表		(一) 方持搬饌		(二) 方洗神清饌		(三) 方取神扱饌	
解	事項表	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)
	注意事項	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)
	又は荷辛櫃に入れて荷ひ運ぶべし (畧服布衣にて)						
	其の置所は必ず神饌所に入れ一人は必ず守衛すべし、						
	(三)(二)(一)						
	神饌を持ち運ぶに當り最大の注意を要す其の事項左の如し、						
	持ち運ぶ器は折櫃に入れ(有蓋の)持ち運ぶべし、						
	(一)						
	其の他類 (一)						
	魚の他類 (一)						
	其の他 (二)						
	洗ひ清むるものは畧服又は布衣を着用すべし、						
	特設神饌洗器にて前項の如くすべし、						
	(二)						
	其野の他 (一)						
	其野の他 (二)						
	洗ひ清むるものは畧服又は布衣を着用すべし、						
	特設神饌洗器にて前項の如くすべし、						
	(一)						
	神饌を買求め又は山野海川等にて採集する時は特に入物取扱ひ等に注意を拂ひ汚穢の入らざるやうにすべし、						
	其の時に得難きもの又は禁獵のものは必ずしも其の物を以てせずして他の適當の代用品物を以てすべし、						
	撤饌物といへども是又猥りに散亂すべからず宜しく慎重の取扱ひを要する、						
	(三)						

神饌調度の實際





平盛ご高盛

神宮又ば其の他特殊の傳來ある神社における神饌に熟饌あることは既解の如くなるが、今こゝに其の一斑を圖示しあく、其の一は平盛といつて魚の身を調理し切身となして土器上に柏葉を敷いて其の上に盛つたものをいひ、高盛とは魚の身を一片一片におろし、又は小切りにして本圖のやうに盛つたものをいふのである、そして各料理盛方を異にしておるから、其の社其の社で異同がある。



解
習禮表

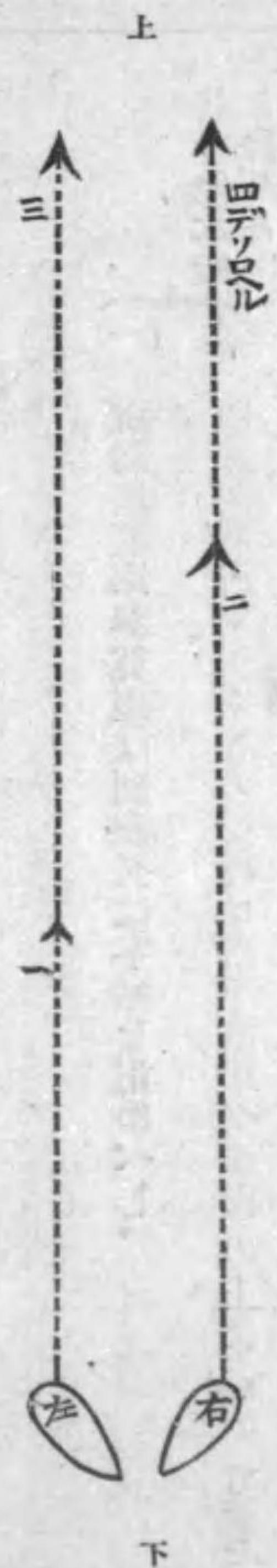
- (一) 習禮 (二) 現今
- (一) 古くから、御即位禮、大嘗祭は申すも更なり、官祭奉幣の勅使の献幣の諸儀禮は、此の上もなき重き儀式なれば其の大嘗祭前主上初め關白以下打揃ふて習禮を行はれ又奉幣使は前日其の社に到り宮司と共に習禮を行つたものである、
 以て大切の祭禮儀式に誤りなからしめんため用意周到を極むるのである、
- (二) 現今神社においても左の習禮を必要とす、
- イ 供進使の手水及び修祓、幣帛修祓、參殿作法、
 ロ 幣帛供進次第祝詞、玉串奉奠拜禮、及び退出作法、各所定の本座
 ハ 齋主の作法全般（齋主以下所定の本座）
- ニ 祝詞座、玉串奉奠所定座、献饌の次第、
 ホ 列拜作法、玉串係、及び所役後取分任、
 ヘ 撤饌、直食の次第、

(二) 其の他分任者の假座の定め方奏樂、裝飾、調度上の打合せ等必要な事項、

- 本殿分離し
帳舍を設け
殿庭兩式祭
補遺表解
- (一) 神明造等の
大社造等の
社殿に於ける場合
- (一) 幸櫛下祝詞案下には新薦を敷くべし、
 (二) 御輪は柱にかけ又は案下に置くべし、
 (三) 階下以下は凡て庭上及び殿上禮を用ゆ、
 (四) 階上以上凡て殿上禮を用ゆ、
 (五) 警蹕は階下濱床又は砌にあいてすべし、
- (一) 祝詞座玉串奉奠座は圓座又は半帖を用ゆべし、
 (二) 開扉閉扉祝詞玉串等の受授は階下濱床又は砌の上においてすべし
 (廣狹)によりて斟酌すべし
- (三) 警蹕は階下濱床又は砌にあいてすべし、
- 其の他本殿
と拜殿と遠く分離せる場合

行 步

一、除歩圖（三歩進みそこに止立せる場合）



下は始の止立の場合、上は後の止立を示す、

左右は足の出方の順序を示す、上の三四は其處に左足に右の足を捕へたる場合を示す、↑は左足の足を運び進み行く歩調を示すと共に其の間隔をも示す、其の側に一二三の字あるは、其の左右の足を運ぶ順序を示す。……は左右足を運ぶに當り、踵を地に付け地を摺りつゝ歩み、適度の處にて足を皆地に付け、それと同時に體の重みも亦そこに移すと共に、身體を前に及ぼす動作の狀態。（此の時、左足は、皆地に付けて、右足は踵だけ、地をやゝ離して指先に力を入れて、左足と共に體を支持すべし。）動作上、體を振動なさしめざるやう注意すべし。

進行上の曲折及び止立

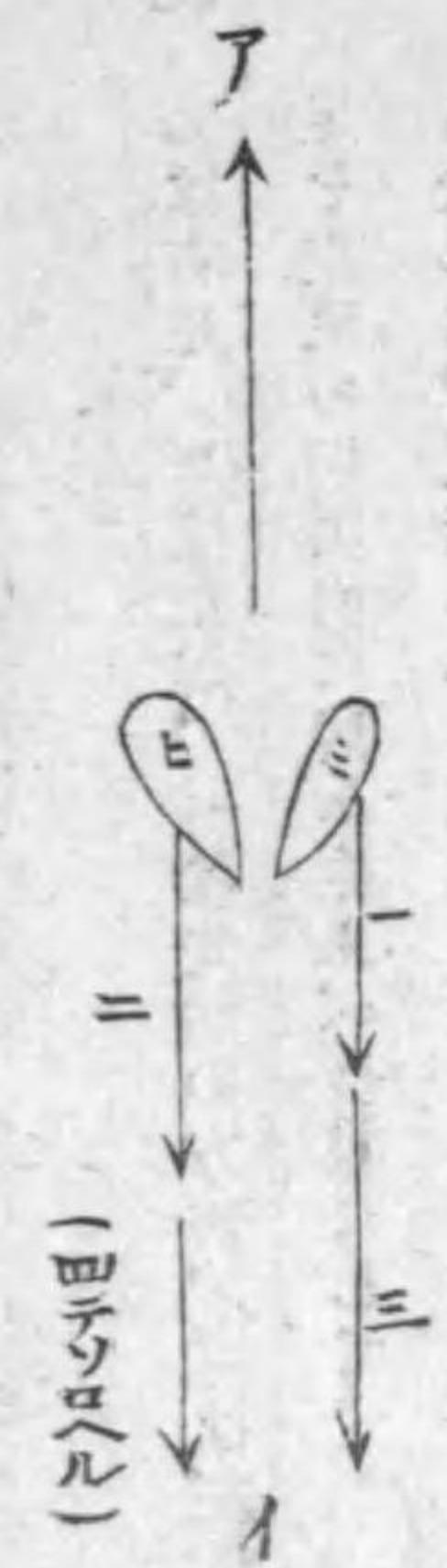


解説

ミは右足、ヒは左足、↑は先始の方角、←は左折して方向を轉じたる場合を示す、○は右足を左足の指頭前に踏み更ふべき線にして、○は次に左足を其の踏み更へたる右足に捕へるために、又踏みかへを示す線なり。

此の作法を行ふに、上體はしかと正し、下體は足を踏み更ふる順に従がつて、所謂俗にへそまわしと稱して、そこですつと體を回はして、左又は右に方向を轉ずるものとす。

逆 行



注意、逆行の時は、體を少し前に及ぼし、足を摺りつゝ（腰より上はきめて）右左右と引くことを忘る可からず（引き方は足丈だけ引くこと）又はこゝで左右折左右回轉をなす。

解説 神前又は尊前より退下する時、そこに向ひながら、後へ退り行く作法である。

右圖ミは右足、ヒは左足、一は先づ始めに後へ引く足を示し、ニは其の次に後へ引く足を示し、ヨは又次に右足を引くを示す線で、其のヨは右足に左足を引きそろへたる處を示したるものなり。

其の引き様は、始には神前又は尊者の正中、又は左面にありては、右足より引き、次に左足を次に右足と引く、（左側を亦同じ）右側にては、左より、斜面の時は、其の足が神前又は尊者又は正中に近き足より引くものとす。

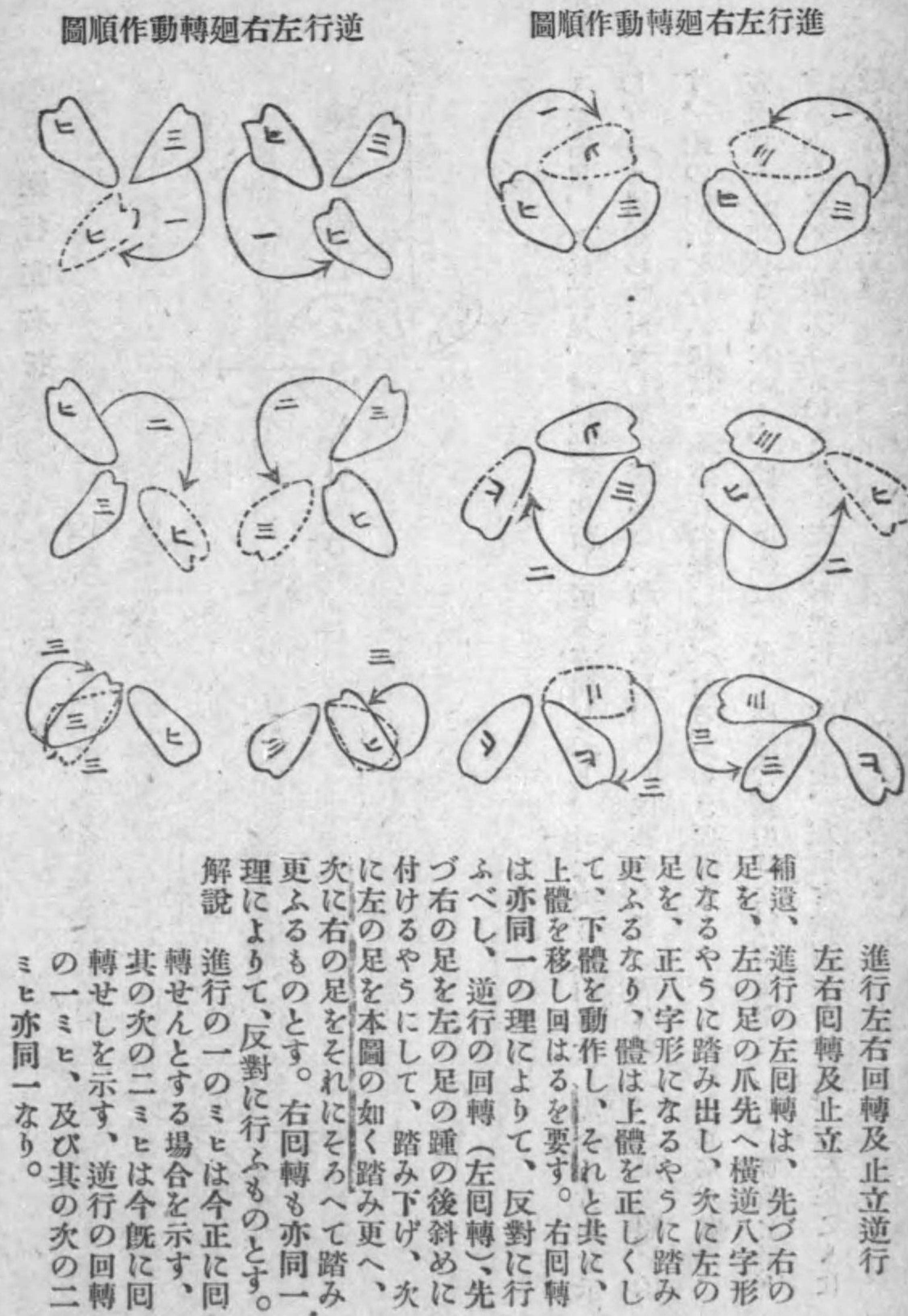
逆行 左右 折



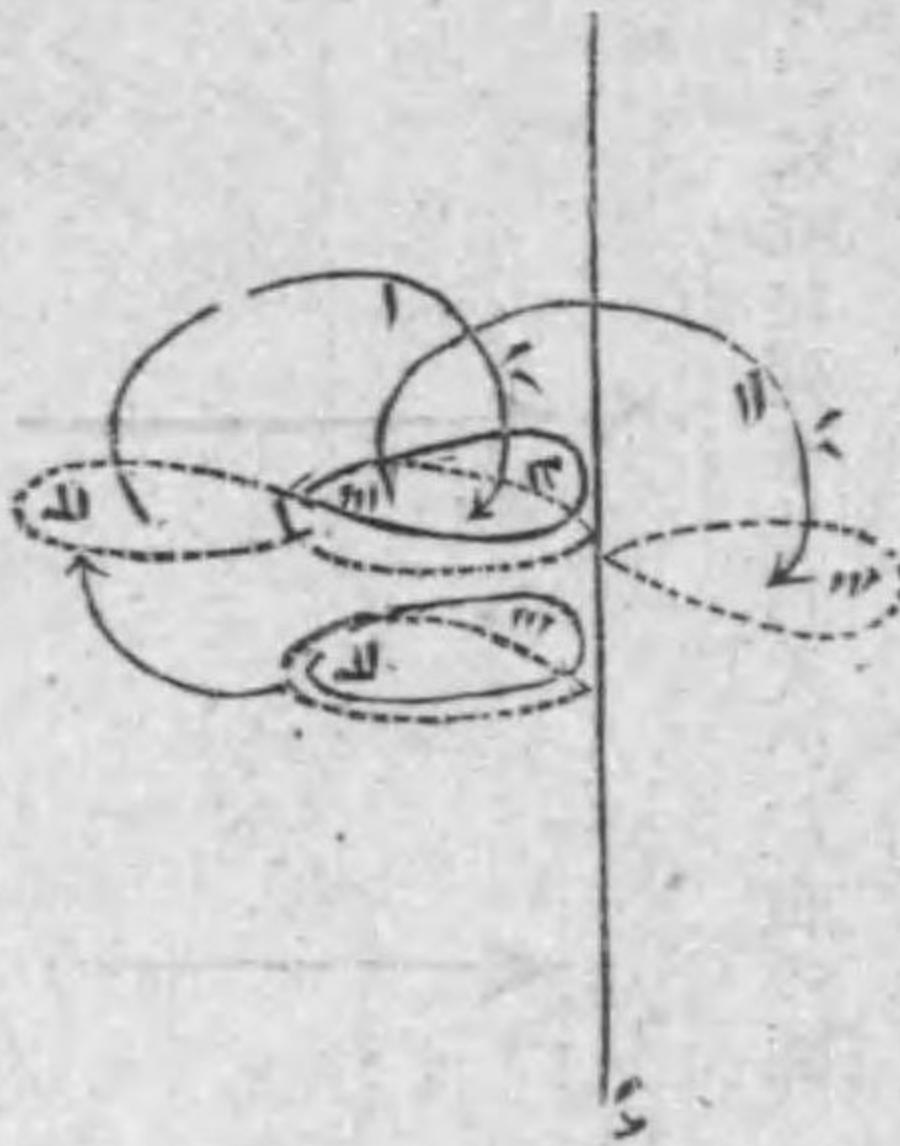
解説

ミは右足、ヒは左足、アは始めて面し居る方向を示し、ヨは次ぎに曲折せし場合の方向を示し、ヨは始め曲折せし足の踏み更へ順を示し、ヨは其の次ぎに踏み更ふべき足の順を示す、此の曲折を行ふには、前逆行の條に述べたるが如き要領なり、さてそれと異なる處は、左又は右に曲折するにあり、此の所作は、多くは逆行禮の時に行ふ所作にして、尊前を退下するときに多く用ふるものとす、左右折共に、曲折後、左足を猶踏みよせて、右左足こゝに調ふるものとす。

進行左右回轉及止立逆行
左右回轉及止立



座前着座



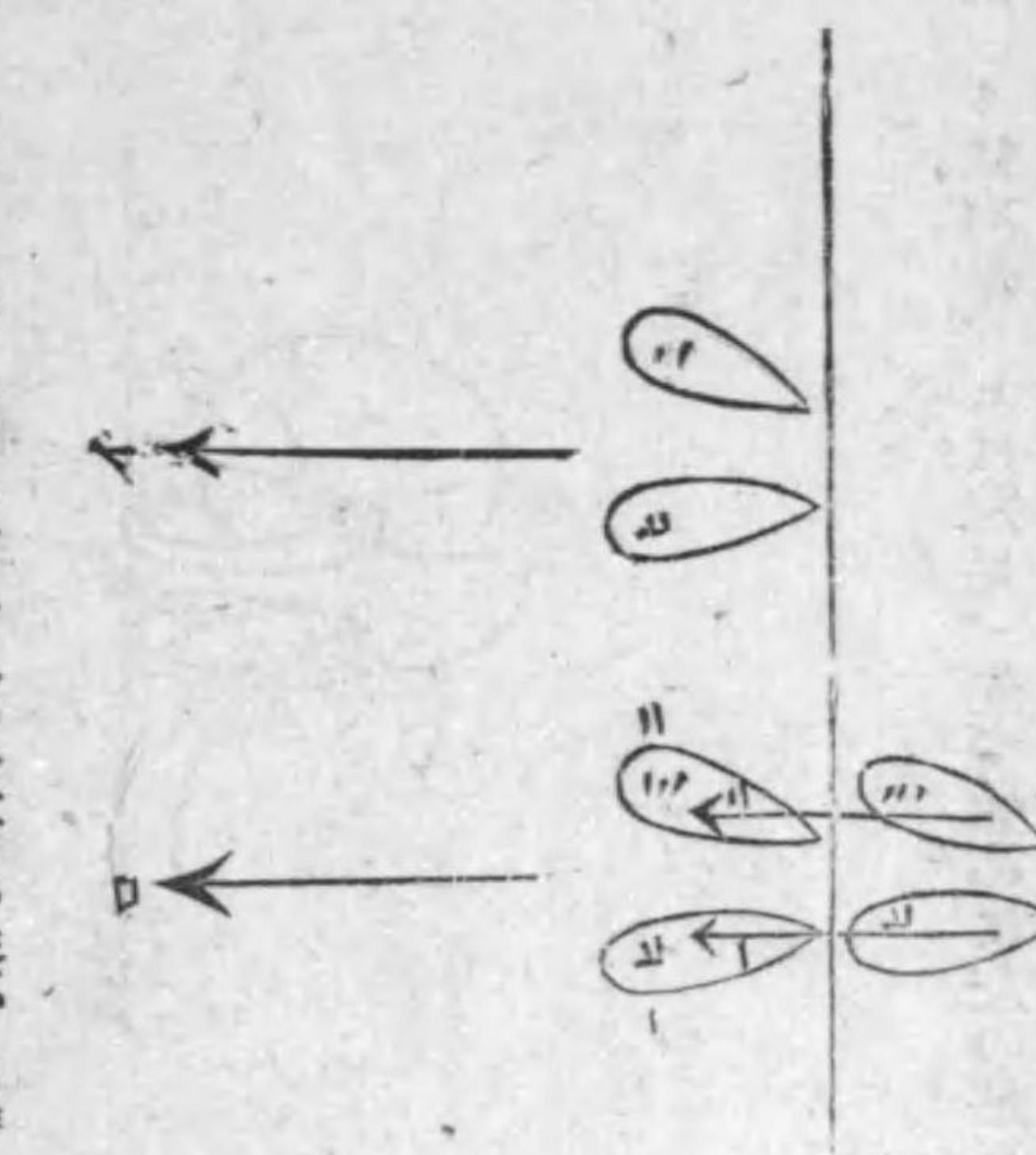
解説 ミは右足、ヒは左足、先づ始めに左の足を右の膝脇に立て、尊前の方へ回るべき姿勢をとり

は次に左の膝を體と共に回はるべきを示す。

補遺、其の一は着座前の場合にして、其の二は着座後の場合を示す。

猶又此の着座法は、上體を振り動すときは、其の所作甚見苦しきものなれば、全身の重力の中心を左右の足にて支持しつつ圓く回る時に、重みを左右に移しつゝ行ふときは、此の患ひなきものとす。

座後着座（左側の場合）



直線の右側の上部のミヒは（前きに列座せしものゝ足のある處を示す）

解説

イミヒは既に列座せし人の左右の膝、ロミヒは其の次ぎに列座せし人の膝、ハミヒは列座の後方より入り來りて着座する作法の順を示す、即ち圖に示す如く既に列座せし人の足の直線の處にて、左右の爪先きを捕へ、次に左の膝を既に座し居るものゝ膝頭に捕ふやうに突くべし、次に右の膝を突く、そこで前に列座せし人と一直線に正座の體となる、右側、左面、右面、皆如此す、唯其の先きに突く膝が、何處にても下座の方より突くまでなり。

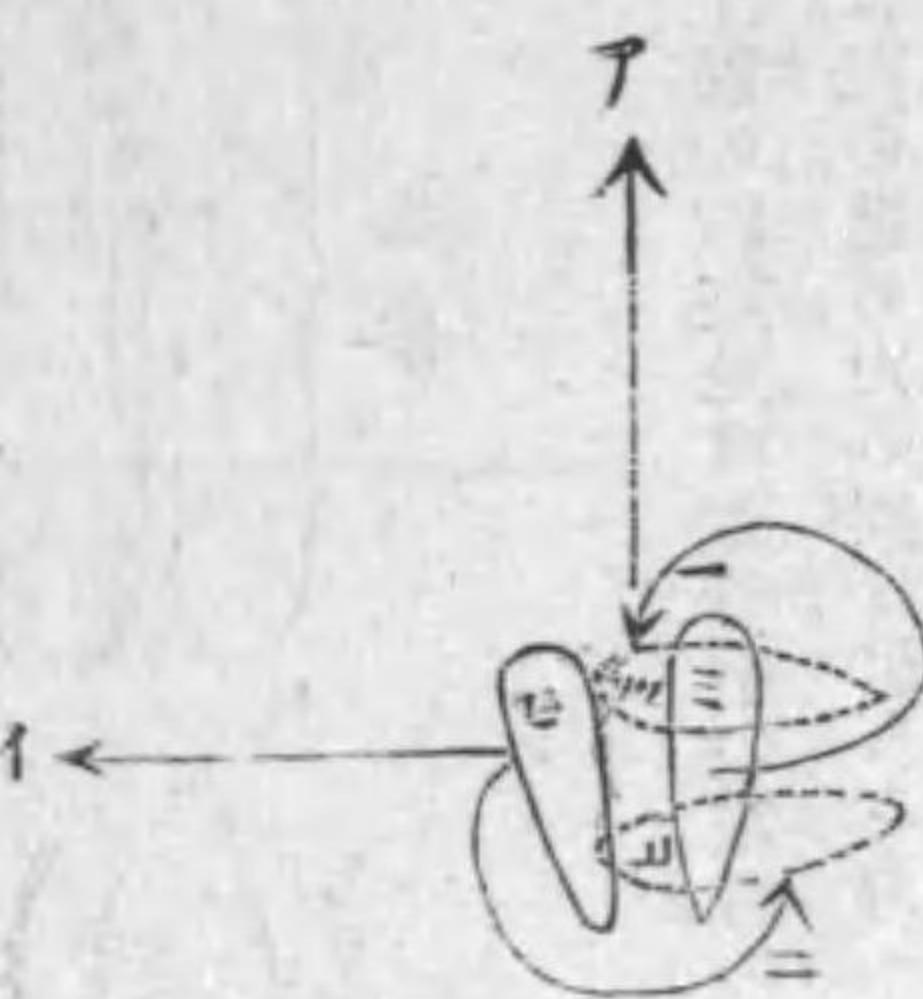
膝行及止立



解説

上圖の右左足は膝行中の左右の膝を示す、一の↑は左の膝を小膝行せるを示す、右併行の↑は左の進めたる膝に引きそろへる様を示す、二三の↑は其の次に又左の膝並に右の膝を進め捕へたるを示す、中、大、膝行皆此の作法の如く行ふものとす、

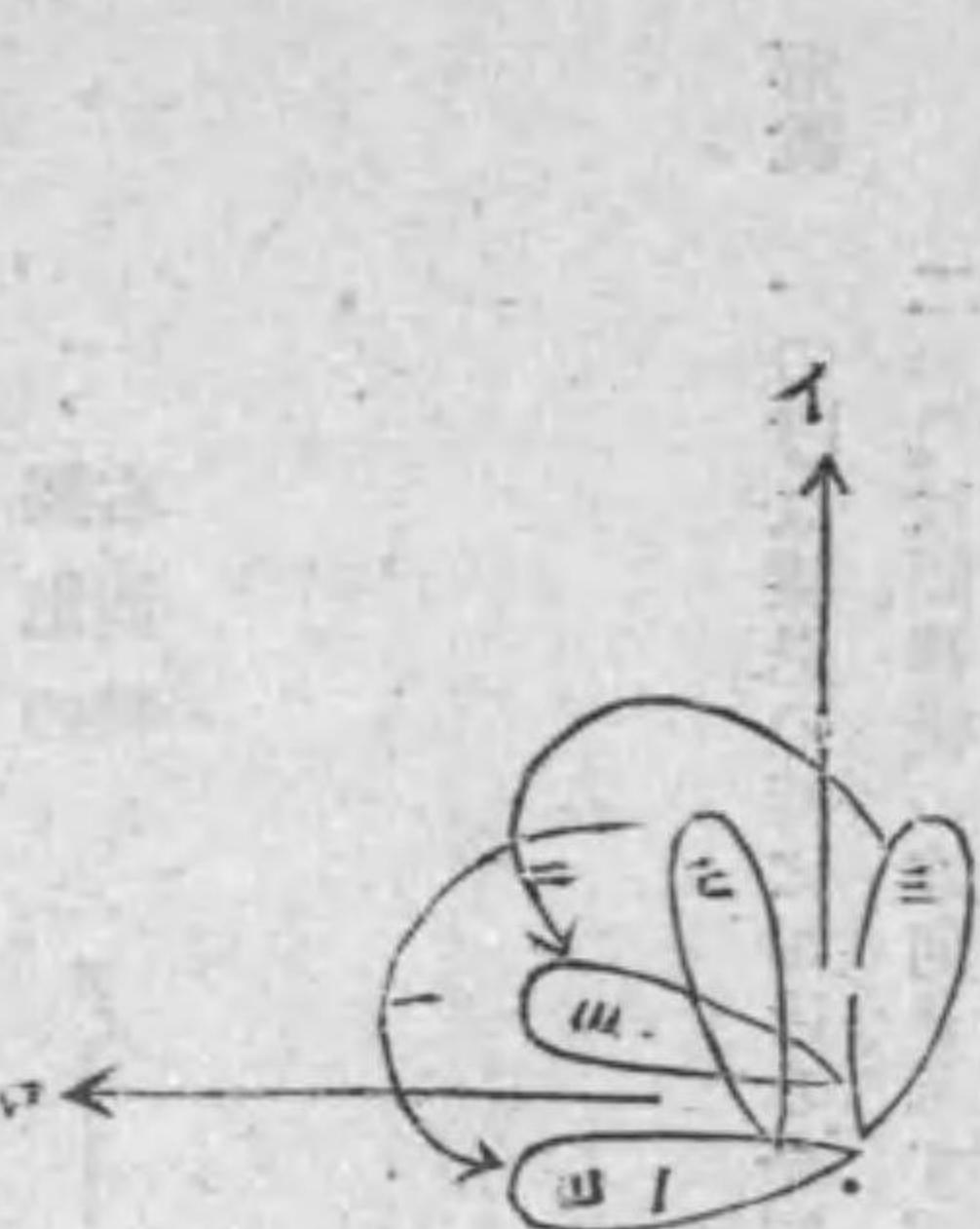
膝進左折(及び止立)



解説

一ミは膝行中右膝と足とを示す二ヒは膝行中の左の膝と足とを示す、一ののは膝行既進中の方向、二のひ膝行中の左折せし方向を示す、其の作法は、先づ右の足を、左の膝頭に斜めに出して、次に左の足を、右の方向に轉ずると共に、左右の膝をやゝ直して、全く方向を更へて、再び其の左の膝より膝進するものなり、其の右折も亦同一理によりて、唯反對に行ふものとす。

膝退(左右折及止立)

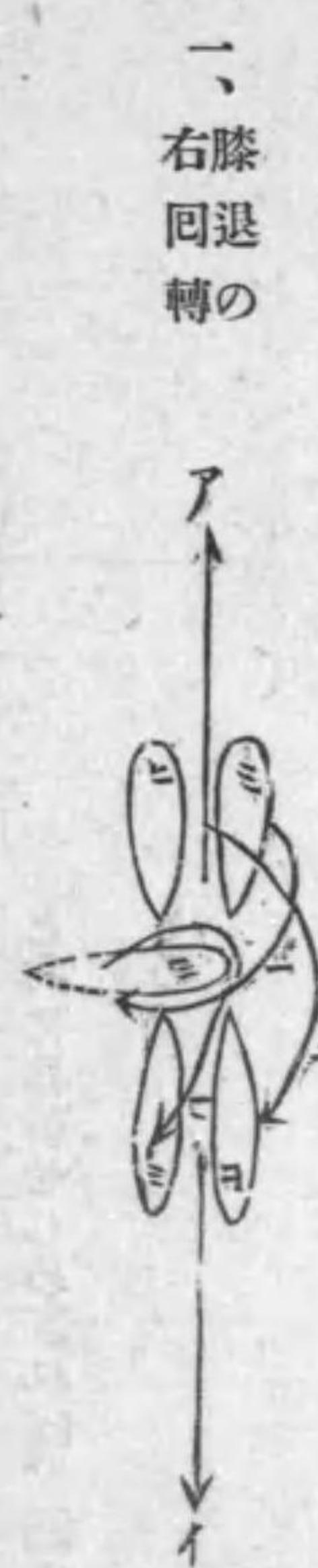


補遺、膝行の左右折は、神前間近く、大床等にて進退する際に用ふる作法なり。其の動作上、上體を振り動すことなく、能く重力の中心を支持し、其の足と共に移動せしめざれば、冠の纏振つて、見苦しきもの、

解説
一のひは膝行中左折せんとする際のdirectionを示す、

二ののは左折して方向を更へたる様を示す、先づ始めに左の膝を、更に左方に開く、次に右の膝を、其の處へ揃へて、そこで左右の膝足共に小直しをして、更に前に進むか、又は止立のままで居るかなり、

膝退左右回轉

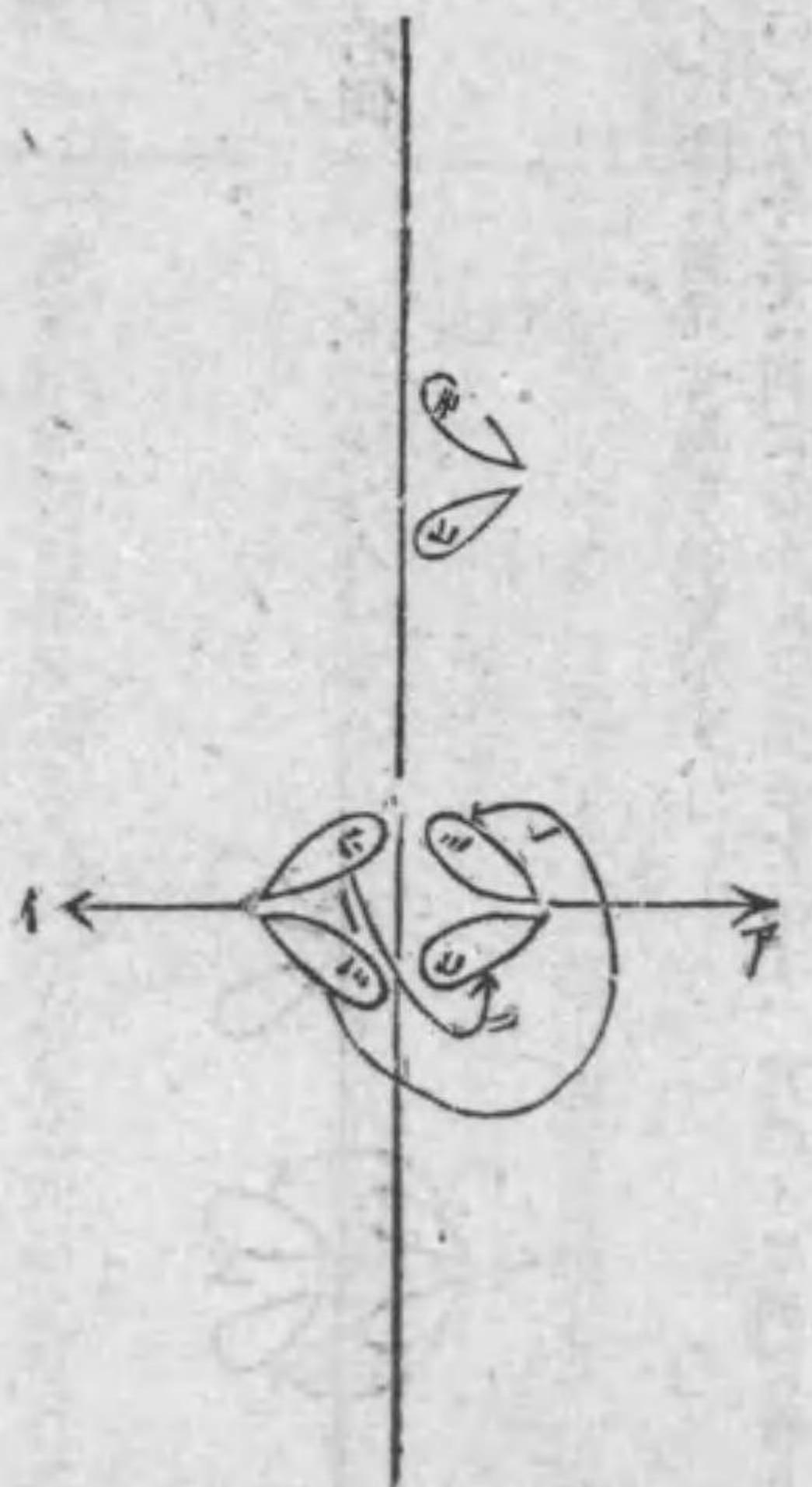


解説

一のひは膝退の時における今回轉せんとする際の方向を示す、
二のひは回轉後の方針を示す、

先づ始めに、右へ回轉せんとするには、右の足を左の踵の處へ、右の足の内腿をつけるやうに後へ引く、次に左の足を本圖に示すやうに回はす、次に右の足をそれへ回はし更へて、捕へる、こゝに方向轉換するなり。

列 立（列前列立）

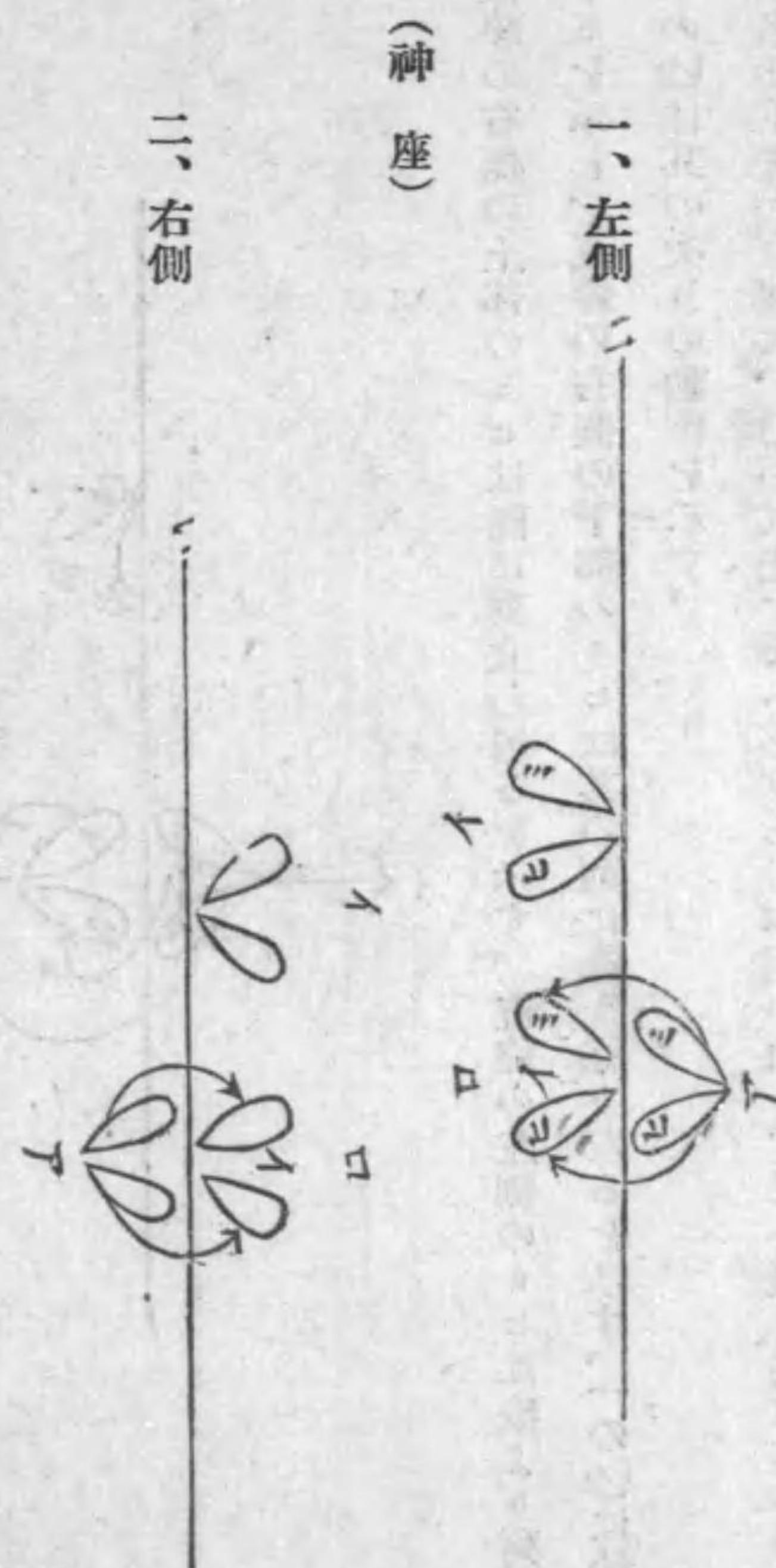


解説

直線の右側の上部のミヒは既に列立し居るを示す、直線の左側のミヒは後より列に着かんとするを示し、直線の右側の下部のミヒは其の列に着き終りたるを示す、一のひは始めの動作、二のひは其の次の動作を示す、

前者の爪先の直線に、己が爪先を捕へそとして本圖の如く、足と體と共に其の中心を移しつつ、所謂俗に「そまわり」をなす、左右皆同じ。

列 立(列後列立)



解説

左右側のイイは既に列立せるものを示す、次ぎの左側のアは今正に列に着かんとするを示す、其のイは列に着きたるを示す、ロは其の動作を示す、列後列立は前者の踵に當る線の處に、自己の指先さを揃へ、下座の列より、前列の左と揃ふやうに踏み入れ、次に上座の足を踏み入るゝと共に、體も亦そこに移して、立體となる。左右側皆同理なり。

- (一) 暑中祭典の心得
- (一) 炎暑中祭典の心得
 - (二) 汗を防ぐためには、丁子二粒山椒實百粒とを袋に入れ懷中（内懷に入れおく）すべし（淺浮秒）
 - 氣を静め心を平かに以て汗を防ぎ暑さに耐え忍ぶ修養大のことなり。
- (二) 厳寒中祭典の心得
- (一) 厳寒中の祭典は手凍え心氣冷却するためには是れ亦不慮の過あるものなれば豫め左の用意あるべし、
 - イ 身體保温のため卵子を生食すべし、
 - ロ 油氣のあるもの保温食をなすべし、
 - （二）心を静め氣を嚴正にし敬の心を全身に満ておるときは身體自然に寒さに堪ゆるものなり丁子數百粒を懷中するもよろしと（淺浮秒に出づ）

祭典中祭員の心得表解
其の壹

祭典中祭員の心得表解
其の貳

- (一) 祭典中私語指笑叱咤すべからず、
(二) 祭典行事作法中笏を袂に入れ又は襟に指し入れ或は帶に差す等の事あるべからず、

- (三) 鞠を着用せし時搔込を能くし且つ搔込を折り込むべき上着は縮緬の尺巾位のすきを二廻しにしてしめ、そこに折り込みおかざれば帖紙檜扇等の落つる恐れあるべし、

- (四) 鍵袋祝詞袋は祭場に入りて後、所定の所にかけ又は置く事忘るべらず、
(五) 幣帛を祓ふ時は隨員の幣帛を（雲脚臺と共に）さしげたる時に祓ふべし。

警蹕稱唯の實地作法表解

(一) 警蹕は神殿開閉扉渡御昇降神の行事における時衆人を警むるの聲なり其の聲はヲ——にして左の圖解に準據すべし渡御の時などは出入御路次の間曲折毎に行ふ。

(二) 所々においてヲ——と稱ふるものとす（有職書にはケイヒイとあるこれなり）

(一) 大祓式に於て大祓宣讀の時命に應じ御答へをなす言にして「聞食世登宣」といひ終るや否や「ヲ——」と稱ふるなり。

(二) 初めは口を塞ぎヲ——と後ち口を開くべし。

警蹕發聲形容圖



備考 一は 出御の時に於ける警蹕の聲へ方

二は 入御の時に於ける警蹕の聲なり

座したるまゝ正笏して笏の下方をへその前に引きつけ（此の時胸と笏との間隔を動かさず）同時に腰を折ること凡そ三十度を小揖といひ四十五度位を深揖といふ其の立揖は立つたまゝ此の程度の揖禮をなすをいひ屈間凡一呼吸なり、

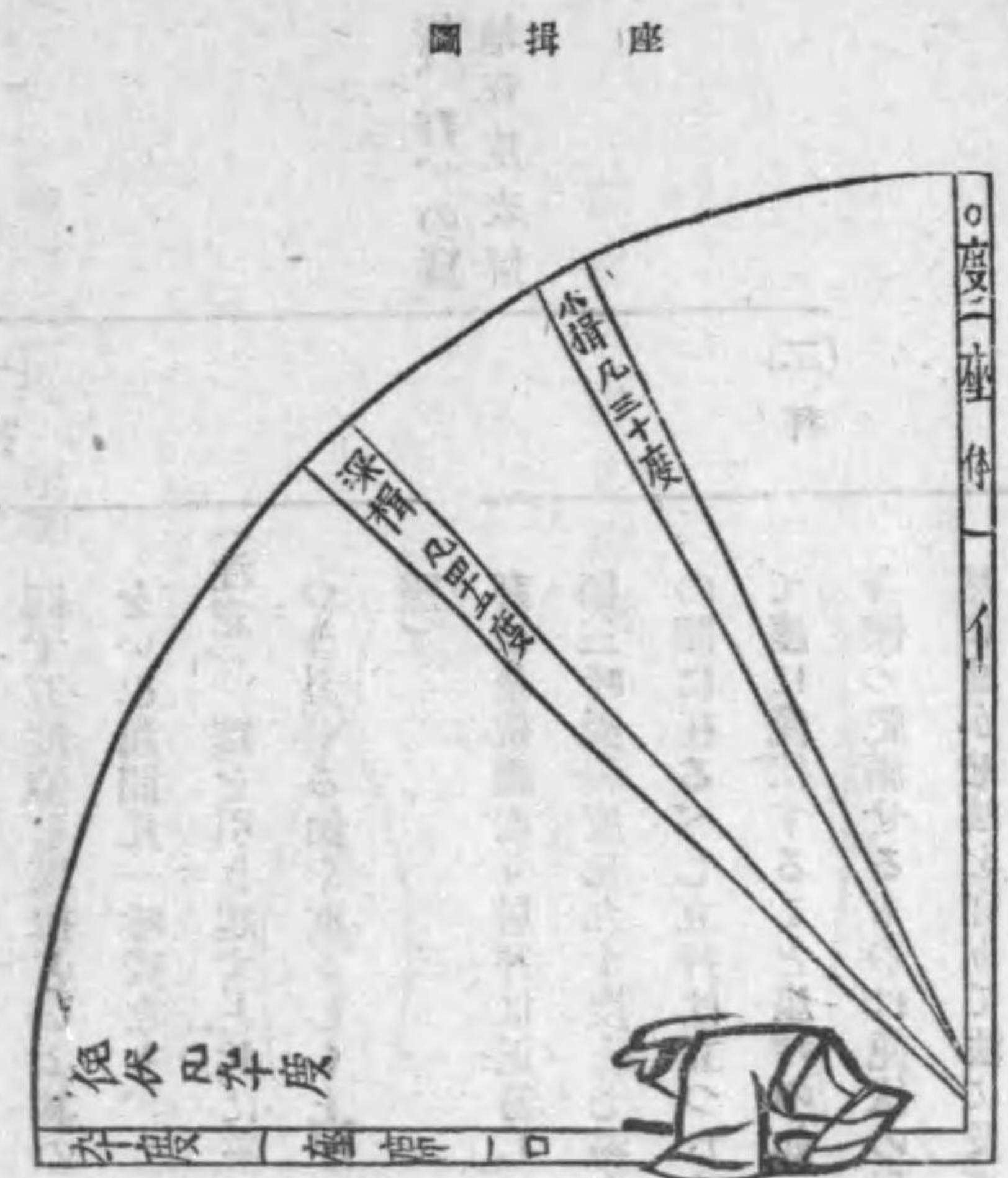
（注意）體を引き起すと共に笏を割る時は先づ下げさて上へ重きものをつき上ぐる如く重々しく上げ割つて元の體に復す（左圖小深揖程度參照）

揖、拜、の實
地程度表解

(一) 揖

拜は最敬禮なり居拜は正笏して其の體を其のまゝ俛伏するをいひ其の間三呼吸程度凡九十分度とし笏と座との間凡三寸笏と體との間凡三寸位の間に在るべし立拜は立つたまゝ上體のみ屈するをいひ起拜は正笏して座に俛伏すること座拜の如くす。

身體の肥満せるものは俛伏の程度自から六七十度の間なるべしこは自然にまかせ法を守りて法に及ざるものにして知りて自から行ふ可き事にあらず。



イは 垂直線、(座體を示す)

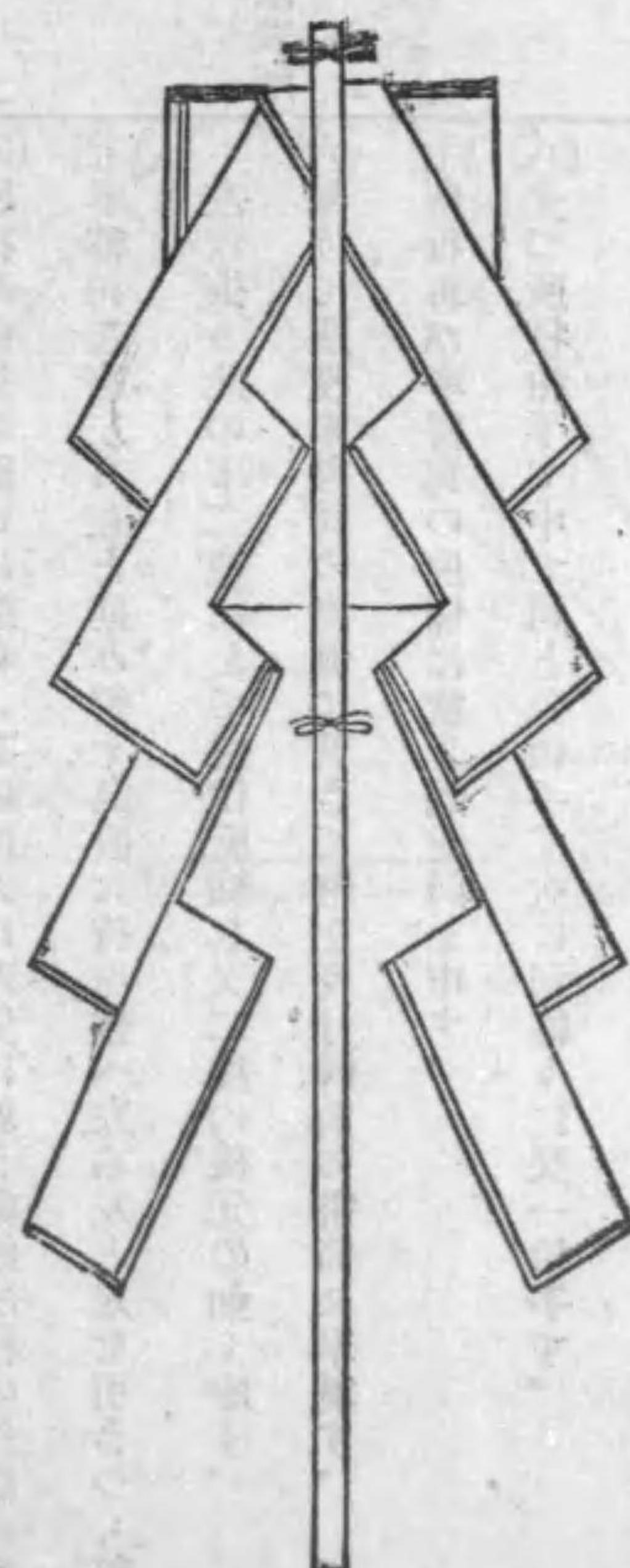
ロは 水平線、(座席を示す)

其の垂直と水平との接觸して九十度の角度をなす、其の小衣冠人は、今正に俛伏しつつある様を示す、

其の他、小、深揖の程度を、線と文字にて示す。

- (一) 後取軾を拜座に舗設す、
- (二) 奉幣司進みて軾に着く、
- (三) 着座一深揖す、
- (四) 所役奉幣を奉幣司に進む（其の進方は左側に就き御鑰所役の作法の如くす）
- (五) 奉幣司起座左右左と進み幣を真直に持ち換へ左右左と足を引きつゝ幣を左右左に振り此の事二度にして俛伏祈願し又二度の後元の如く座す、
- (六) 畏りて所役奉幣司の座側に就きて幣を受け神前の幣筒に奉算す、
- (七) 所役再び奉幣司の座側に就き返祝詞を申す、
- (八) 先づ所役拍手す中で司と合拍手す次に司終りに又一拍手す、
- (九) 所役は復本座す（其の作法は御鍵所役と同じ）
- (十) 奉幣司復座（其の復座法は祝詞奏上作法の時の如くす）
- (十一) 後取軾を撤す（畢り）

奉幣の圖



奉幣行事は幣帛供進なき神社大祭に奉奠す可きものにして其の製作は本圖の如く長さ三尺位を適當とす白檜製大奉書にて切り作り結び緒は紙をより（經五厘位に）輪結びとす。

(一) 告示 次に屬祝詞を捧持し、長官の座側に就きて之を進む、長官受けて笏に持ち添ふ
屬復座、

(一) 第二隨員一小揖、跪居、起座、逆行回轉（右）、進行、背後に鋪設しある小案
前に至る。

(二) 案前懷笏、又手、三步膝行、祝詞袋より祝詞を出す。

(二) 實地 (三) 三步膝退、起座、回轉、進行、

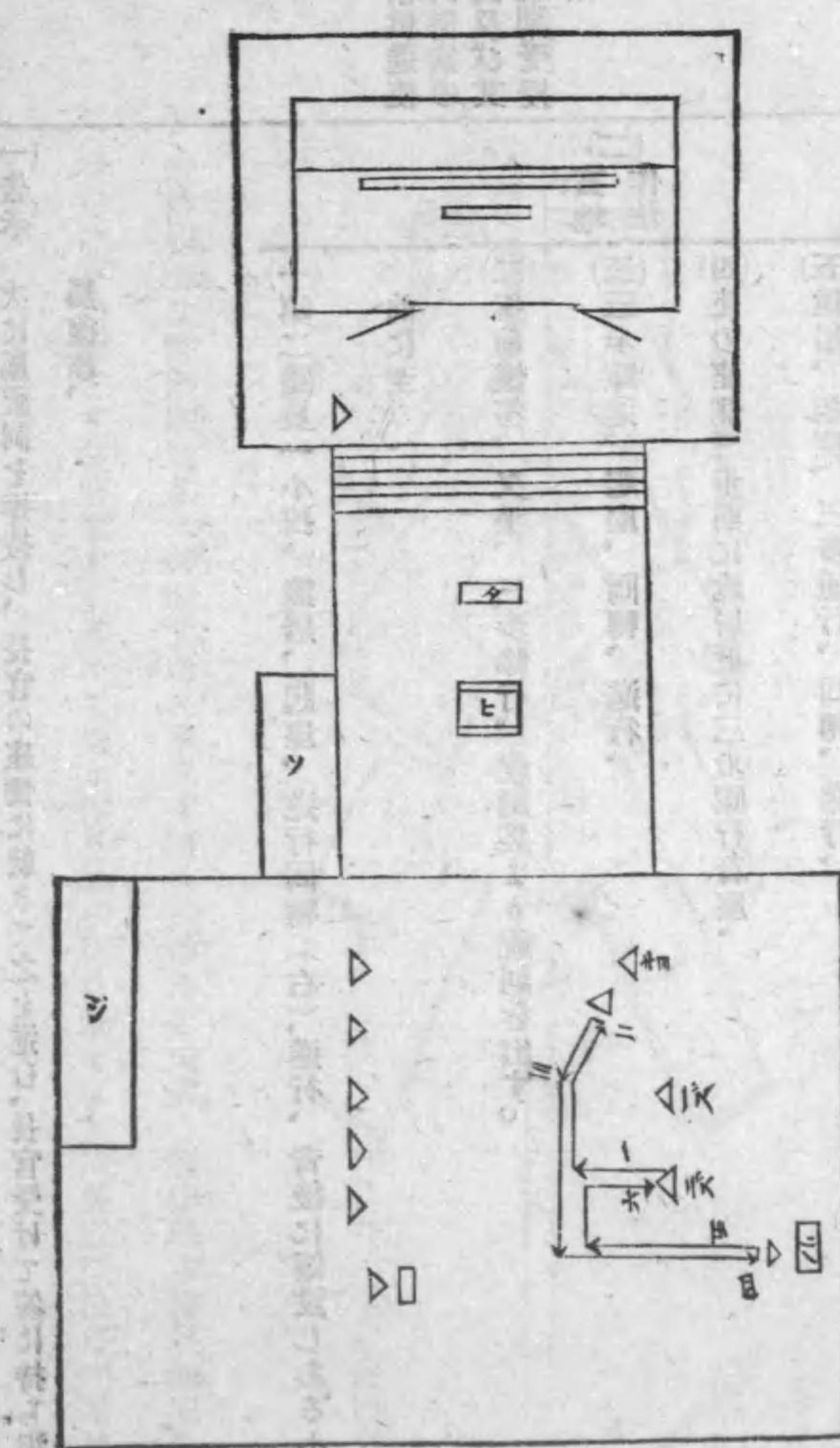
(四) 使の座側三步前に跪居更に三步膝行着座、

(五) 跪居、起座、三步逆行、回轉、進行、

(六) 復座後一小揖、正座、

幣帛供進使
祝詞置案の一例及び其の祝詞受授表解

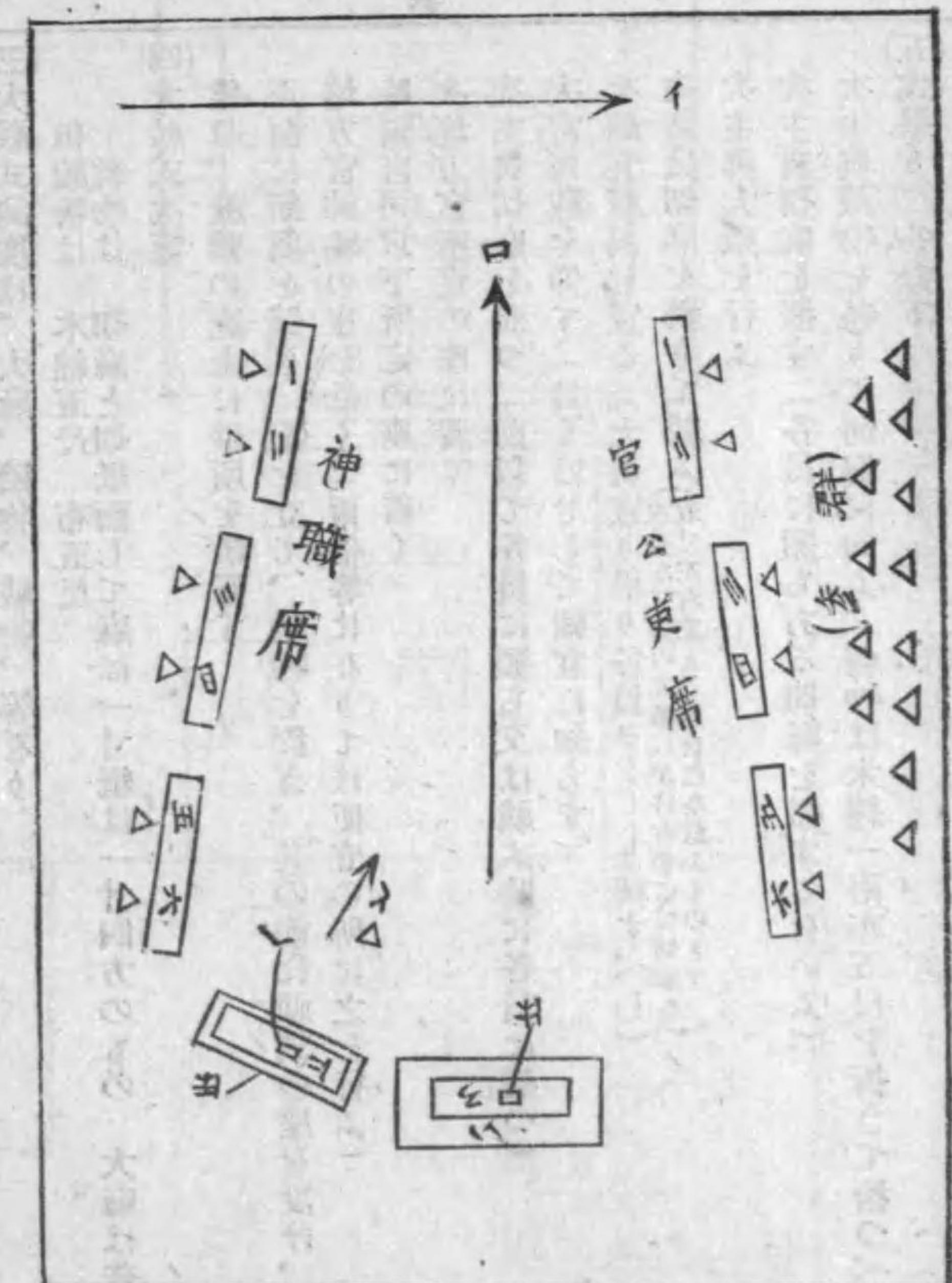
幣帛供進使祝詞置案の一例圖



大祓式執表解

- (一) 大祓式は六月三十日十二月三十日各午後神社庭上においに執行すべし、
- (二) 大祓式は市町村長に打合せ市町村長より村民一般に告知す、
- (三) 大祓式調度は、大麻、贋物、祓物、等なり
- (四) 但贋物は木綿五尺 布五尺
祓物は切麻と切紙而して麻は一寸紙は一寸四方のもの 大麻は普通のもの
- (五) 大祓式次第
- 當日、社頭の庭上に祓所を辨備す
- 正面に新薦を鋪き、案を立て、祓物を置き、其の前に祓詞の座を設け、便宜の所に、
地方官神職の座を設く。(雨儀等に在りては便宜の所に之を行ふ)
- 時刻宮司以下所定の座に着く
- 次地方官所定の座に着く
- 次主典切麻を頒つ(前以て各員に頒ち又は祓ふ時に各員に頒つ)
- 次宮司祓を仰す(目くばせて禴宣に知らす)
- 次禴宣祓詞を宣る(大祓宣り畢り各員ヲ——と稱すべし)
- 次諸員切麻を執りて祓ふ(左手を三方の左襟にかけ右手にて切麻を)
(取り左右左と三度自己を祓ふものとす)
- 次主典大麻を行ふ
- 次主典切麻を撒す(各員に頒ちある切麻を撒するをいふ)
- 次主典祓物を執りて河海に向ふ(祓物は木綿一兩布五尺を折きて捨つべし)
- (五) 式畢りて各退下
- 但神社式用語解本項目の處参考せられたし

大祓式圖



備考

イは神社より左側前庭に式場のあるを示す。ロは大祓式場の方向を示す。イは薦、ロは高案、ハは神物には其席次順、群參席の小三角は一般村民氏子の群參せるを示す。

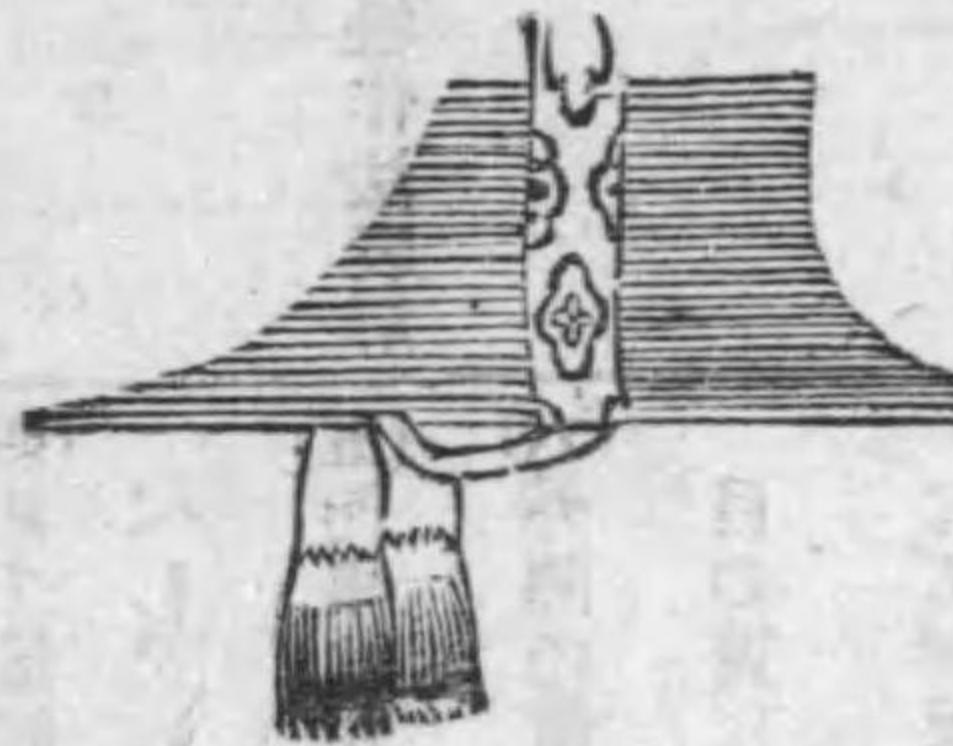
- (一)捲簾褰帳は開扉の時に同時に簾を巻き帳をかゝぐべし、
 (二)簾を巻き上ぐるは左右の手をかけ巻き上ぐべし、
 (三)帳は野筋を残し褰け終りて野筋を以て結び止むべし、
 (四)凡て簾帳を巻き又は褰ぐる時は必ず跪居一揖の後にあいてし畢りて又一揖すべし、
 (五)門帳は左右二人にて奉仕すべし、

捲簾褰帳作法表解

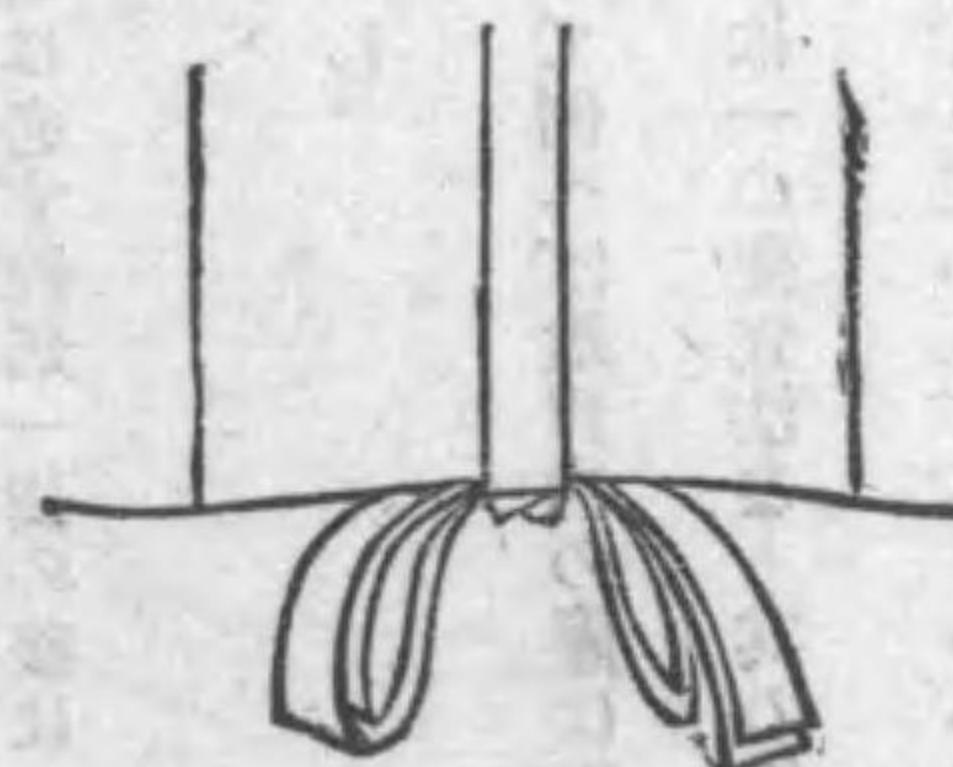
- (六)外陣の簾は社殿の構造によりて例へば遣戸内の簾は巻き上げてさて其の巻き目の簾に横に挿込み止めあくは一の便宜法なり其の他は普通の巻方なり遣戸にて摩擦し切れる恐れあり、よりてかくするものか、
 (七)内陣の簾は外より巻くもの故に釣も緒も表にありされど其の外の表裏いづれよりも巻き上げらるゝものは表面に釣緒等を付くるは違式なり。

障子遣戸内簾の巻方圖及び野筋結び様圖

簾卷様圖



帳褰様圖



(上) は遣戸障子内の簾を巻上げ釣を挿込んだる様、

(下) は帳を褰げ野筋（内外の）を以て輪結びとし更に其の一結びの下に据を下裏にして挿しはさみたる様、

- 調度裝飾上の心得表解
- (一) 辛櫛一合又は羽車を常に設けおき其の中に菌を敷き火急の場合は渡御を奉仕すべし、
- (二) 内陣の裝飾品は一切糊入りとなさずして水張となし以て虫害を防ぐべし、

- 調度裝飾上の心得表解
- (一)注連繩は簾帳の上には張渡すべからず
 - (二)神社の盛儀には庭上參道に新に敷沙をなすは宜し、
(三)燈籠等は木製は火災の恐れあり金屬製を用ゆべし、
(四)燈臺も亦(三項に同じ但火皿金屬なるものは神前古式の木製燈臺は古儀に
(五)庭上燎火は群集中には篝籠をかけて燎き夜中の神事に使用すべし、

(其の貳)
從ふべし、

新神社祭式圖解畢

大日本禮典學會編纂

祭祀令以外之諸祭式

東京

法文館書店藏版

祭祀令以外之諸祭式解

目 次

第一章 總 說	一
第一項 招魂の字義	三
第二項 招魂祭	一一
第一節 祭祀前の諸準備	一一
第二節 招魂祭場の選定	一二
第三節 祭場の設備	一五
第四節 招魂祭々式次第	二〇
第二章 市町村自治奉告祭	二二
第一項 地方自治と奉告祭	二二
第二項 奉告祭の執行	二五
第三項 市町村長と自治奉告祭	二六

第四項 自治奉告祭の準備	二六
第五項 祭典式次第	二七
第六項 自治奉告祭の效果	二九
第七項 附 言	三一
第八項 祭魂祭々文例	三三
第九項 自治奉告祭々文例	三一
第三章 入退營、宣戰、出陣、平和、戰捷、凱旋奉告祭	三七
第一項 其奉告祭の意義	三七
第二項 入營軍人奉告祭祝詞殿内裝飾調度假設	三九
第一目 諸設備豫定	三九
第二目 殿内裝飾調度	四〇
第三目 入營軍人奉告祭	四一
第四目 入營軍人奉告祭文例	四二
第四章 市町村長助役就任退職奉告祭	四九
第五章 神職教員就退職奉告祭	五〇
第六章 起業成功開店式祭	五一
第一目 開店祭設備	五二
第二目 祭典の次第順序	五二
第七章 祈產祭	五二
第八章 初宮參祭	五五
第九章 入學卒業學神祭	五六
第一章 山神、地鎮、新室祭	五七
第一目 補設次第	五八
第二目 同上祭式次第順序	五九
第三目 祭文例	六一
第一章 祈漁、祈獵祭	六一
第二章 斧始、立柱、上棟祭	六二
第三章 創業、奏功祭	六五
第四章 羽旅、渡航報賽祭	六七
第五章 鎮火祭	六九

第一六章 祈雨、祈家祭	七一
第一七章 醫神、祈釀祭	七三
第一八章 竈神、井神祭	七五
第一九章 祈晴、風神、報賽祭	七六
第二〇章 搠蝗疫神報賽祭	七九
第二一章 諸業祖神祭	八二
第二二章 鎮魂祭	八三
第一項 鎮魂の由來	八三
第二項 鎮魂祭場鋪設	八四
第三項 鎮魂祭場	八四
第四項 鎮魂祭雜觀及用具	八六
第五項 祭文例	八七
第二三章 祭祀令以外之諸祭式結語	八九
以 上	

祭祀令以外之諸祭式解

大日本禮典學會編纂

第一章 總說

簡易質朴なる原始の生活を脱して漸次時世の推移に従ひ複雑なる社會組織となるや複雑なる生活法を要し、複雑なる行事作法を要す。即ち、舊來の生活法と新時代の生活法とは互に新陳代謝して、茲に人生は活躍し、社會は進展し、文化は普及し、國家は興隆す。江河の常に滾々として流るゝは水の沈澱を防き腐濁を遏むるが爲めで濁渧として雄健なる生活を營むを以て人生の順調であることを知らば、吾等文明の恩澤に浴するもの、何ぞ生存競争の劇烈なるを苦み優勝劣敗の理法を悲しむことがあらうや。所謂世の迷信は眞信に入るの階梯であり煩腦はやがて菩提に入るの前提でありさらに涅槃に達する關門である。劣弱は即ち優強に敗損は即ち勝利に進む道程なのである。是に於てか東西各地の文

明國は何れも教學の道を講じ、人心を指導するに宗教の機關を設け之を以て社會の缺陷を補ひ、國家の風教を刷新すべく努めてゐる。殊に本邦に於ては古來是等の教學の基礎たる神道があつて其の時代の要求に應じ、人文の發展と相俟つて益々其の實質を養ひ、彌て其の形式を具備して、遂に現時の神道を大成したのである。其の神道の教ゆる所は、元より敬神崇祖の本元より報公愛國の大に迨び天神地祇を祭祀する道を説き、幽顯相通じ神人感應を期成し、且つト占祈願の教理迄も、共に發達してゐる。爲めに我國家社會は、是に依つて治國齊家の基を定め、時に黒潮の暗流に會ふも、青葉の神神々しき恭敬忠愛の念は現はれて、神々と人々との精神を契合し常磐堅磐に榮に行きつゝ敬神道義の實現を完くし、人々各自が心の穢身の煩ひも春光に雪霜の解くるが如く、新しき生活を開拓して來たのである。

されば世界の神の道や神々の御教や、さては祭祀の道、ト占祈禱の道にも亦各異同があつて、先哲今聖は皆斯道の破邪顯正に力を傾注せられてゐる。就中ト占祈禱祭祀等に至つては、俗說異端常に多く後進は常に其の方向に迷ひ世道爲めに暗く動もすれば害毒を社會に流すに至るは實に慨はしき次第である。

抑も神道の祈請は國民の眞情より湧發し、神社神明に對する赤誠の進る所勢ひ神教を奉して神々に懇願祈告するのである。之れひとり我國の美風として他に類例を見ざる所である。爾來年緒の久しきに亘つて此の美風を革めず、此の良俗を易へずして國運の萬一を扶翼し、國家の安泰を計り來りたるも決して偶然ではない。

殊に斯道の闡明と祭祀の研究に關しては古今の良書典籍に乏しからずとは云へ是れを説く者の多くは其の實質を正さず其の形式を調へず、其の順序方法を盡さずして、徒らに道教佛儒の末節に拘泥して本來の眞義を没却せんとするのである。本書は以上の見地に立つて、我國古傳の實質と形式とを綜合し且つ系統を立て現行の招魂祭式以下順次、祭祀令以外の諸祭式に涉り委細に之を記述せんとす。是れ即ち本項の起る所以である。

第一項 招魂の字義

現行の神社祭祀令中靖國神社に關する條項に招魂祭式と云ふがあつて、其他の神社には本來の性質上、此の祭式を示してない、現に軍人軍屬の戰死者を祭れ

る招魂祭の如きは、概ね神社以外に於て舉行しつゝある風である。然して招魂の文字は、國訓に「たまをぎ」とあつて招魂祭と云へば即ち「たまをぎ」のまつりである。此の招魂祭は我が、殉國の志士や、國家に功勞ありし軍人例へば誰某の「英靈」を其所に招奉り齋き鎮めて御祭りをするのである。英靈とは其の人々の顯赫たる「たまじひ」である。

たまじひとは人々の靈魂を意味した語であるが。それが此の現世に在り下は「心意」と云ひ幽世に在りては「たまじひ」と稱へてゐる。彼の古事記神代卷に靈廟と天照大神とが誓ひせられし條に、「汝心之清明」云々」「僕者無邪心」とあるに徴し、又大國主命と少名彦命との條に、幸魂奇魂の詞があり、其の他和魂、荒魂の稱あるに考へ合せて上世人々の心意の分活上、或は躍動上に時として幸福を授け勇武を發ち和順を與へ奇妙なる體用等を爲すをいつたものと思はれる。

併し乍ら單に魂といふ場合は、多くは幽魂を意味し心意といふ場合は概して實現を示してゐる。けれども「御心母穩爾幽界爾鎮坐坐」といふときは、矢張心意と靈魂と共通作用を現はしたものに違ひない。其の證據は、古事記開卷の高產靈神が生成創設の大御心を、數百年後の今日に於ても猶顯幽を通じて實現せられ永くしてゐないのである。

久に此の世を主宰し幸榮を受け給ふことである。故に招魂祭文に何々の御靈乃御前爾と唱へて、御心母穩爾と奏し奉り、萬葉集の歌中にも、「靈の宿り」「靈のゆきかひ」「靈鎮め」「靈迎ひ」其の他物語本等の事例に枚舉に違もない。此の幽界の靈を迎へ、現世の御祭りをなす次第は、勿論我國の特殊の思想で、人間は死亡に對する靈心の不滅を信念としてゐる。此の不滅の信念は、やがて國家に生存する國民の忠君孝敬の道徳を生み、萬國無比の國體を嚴立し國維の核をなすものである。宗教學者が、未來に對する靈魂不滅の觀念は素より世界人類をして宣傳する單に未來を樂觀する一種の教義の中心ではあるけれどもそれは唯だの信仰を養ふ爲であつて、是が現世の道徳と連鎖を結び、國體と合致したる我國特有の神道や道徳とは同日の論ではなく、而も各地の宗教は此の邊迄徹底してゐないのである。

全體神と人とを調攝する宗教と人と人の接觸を圓満ならしむる道徳とは其の發程を異にして、彼の動植物の根抵が「アミーバ」に依つて形作られ各々其の形體を異にする様に、宗教と道徳とは其の根抵に於て既に出發の意義を相違してゐるのである。それ故、我國の道徳が特に救濟を説かず安心立命を標榜せざるも

その間に於て不知不識に世を救ひ、人を救ふの道たることが實に我神道の大なるところである。現世を主とする神道が幽界に對して靈魂を稱ふると共に之を以て現世の人心をも神聖視し曾て來世を云爲せざる所に大なる特色がある。此の點に於ても、我現世の活動を本義とする神道の價值と重みとは十分である。おもふ。人間の死するや、忽ちこれが魂であると撻てがたいと同時に、道德宗教の極致に到つては頗る其の判別に困難であるが如上の見地に立ち、かかる道理あるが故に、神道教理上から觀ても招魂祭の如き我國固有の信念として勇烈偉大な日本魂を振り起し、國家に純忠を致し國難に仆れし英傑の威靈を尊重し拜することは自然の人情であるとおもふ。さて鎮魂の祭祀が我國大禮の一として古來行はれしことは、鎮魂祭てふ朝庭の年中行事に照し見ても知ることが出来る。此の鎮魂行事には迫めて外國の人々に迄示せばやとおもふふし多く、最もかしこき教理の存することであれば併せて記述することとした。かくて招魂の義がやがて鎮魂の事あるは理の當然であり從つて靈移靈上の行事を要する次第である。

さて又顯幽二界の魂を事物に寄すればその事物はやがて神魂の宿す所と成るの

である。かゝる場合の神魂は當しく生魂足魂となり或は幸魂奇魂となつて本魂自身を彌々増大にし活躍するのみならず、率ては世を益し、人を利し國を興すの功德をなすものである。即ち記に其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草那藝劍云々の條に此鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉とあるは此の實例である。玉串奉奠の如き、其の玉串に自己の請祈ぎすることを云ひ添へて拜み奉るは人々の魂と精神とを表白する義である。すなはち此の玉串を私の精神と思召して懇ろに祈願の意思を受納れ給へと捧げ奉る次第である。此故に其の真魂は常に精練し修琢して一點の曇りも在てはならぬ。然らば一旦緩急のある場合に各人の至誠が神に通じがたいのである。神に通じ得べき真魂は、圓滿具足(足魂)、生生瀕瀾(生魂)、幸榮福德(幸魂)、奇妙不可測(奇魂)、の境界に到つたのである。これぞ各自が平素の修養に志し祈禱。祈願に依つて神の恩頼を希ぶ所以である。

此の意義に於て、招魂の由來と功果の如何は大略解せらるゝとおもふ。殊に殉國志士の忠魂義魂は神明のいとほしみ賞で給ふ所であれば、其の英靈が當しく神の列に入り神の御祭りを受くる上に唯一のものであるとおもふ。かくして魂招きの事をいとなむや、神は忽ち相感應して、そこに降り来ませること恰も響

の影に應するよりも著るきものである。

吾人熟々神典を拜讀するに此の心意靈魂二面の發作は常に顯幽に起伏し、しかもその心魂は天神の國士を經理し此の皇室の繁榮を祝福し青人草の厚生を期圖し、人倫の大本を定め依つて以て修理固成の功を遂げ給ふわけである。皆是れ魂を神に稟賦せられて生れ出づる賜物の義で人々各自は何れも其の神魂を振ひ起し、いや増すくに、神の御徳を増大して魂幸な所業に心懸くるが神代ながらの御教である。

されば恩賴といふも赫々たる神魂を修養して其の靈能を完うし、世の爲め道の爲めに幸ふことをいふのである。かくて招魂の起原は、天の窟戸の段に於て招禱に對する種々の設備をなし、神々相集ひ舞樂を奏し天宇豆賣命の俳優とゝもに天地を轟かし意を和し祝詞を白して大神の御心に我未だ斯る善言美辭を聞かずと迄感應ありしことに稽せらる。而も此の祭儀は裏面に於て、招魂祭の教理を示されたわけである。元來我國の政事は現事に屬するも招魂は幽事に屬する者で此の邊の判別が、現今の祭祀上にも現はれ招魂祭と、普通の祭祀とは其の趣旨に於て相異なれる所以を察せなければならぬ。世人の神靈と稱ふるは古傳

にいふ神の靈なのである、神の靈なるか故に吾人の神氣内に溢れて、神人妙契の境に達し得るのである。宇豆賣命が神憑の事實は、能く夫れを證明してゐる。彼の鎮魂といふも人氣神魂を外に動かすことなく、能く我身の中府に納めて、全心を其の所に集注し、専ら精神を統一して、天子なれば天下の政に心を用ひ人民なれば各々其の事に専心を傾注し、其の要務を大成せしめんために行ふものである。凡そ天下に事をなすものは、心魂其の事物に透徹して其の眞諦を究めたる上ならでは恩賴は勿論、幸魂、奇魂の、發現して鬼神を驚かす如き大業は成るものでない。亦神憑りとは必竟神魂の靈魂なれば、一心鏡の如く照り透りて神魂の歸宿したる妙用に外ならぬのである。

全體我國に幸魂奇魂の稱あるは神明賦與の心魂が發動と作用を唱へたもので、神代紀を見ても、其の起源は大國主神か國土經營の大業を起し給ひし折に顯はれ爾來高神二靈の創設と相俟つてありとある事物に迄も行き亘るを察せられる。昔者、白川、吉田、橋家等諸家の神傳祭儀中に是等鎮魂の儀事作法、行事迄も非常に詳説せられ、殊に橋家の魂鎮、魂招、魂祭の傳は最も詳細を極めて居る。要するに、橋家の神祭、祈禱其の他の傳書は、大に研究の價値あるものである。

橋家の、墓目鳴絃等に於ける傳書の如きは、神魂と云ふよりも寧ろ神威に屬し稜威の赫現と見立てゝある。則ち靈魂の教養上、外界との交渉接觸より外界の精神修養に及び、神傳鳴絃の内部に及ぼす關係を説いてゐる。

生魂は生々躍動を促がすの意と共に、その生き生きして活動する神魂の發作をいひ。足魂は充足する魂の意と共にその充實せる圓滿無垢の神魂の發動するをいひ。死反魂は魂の復活を意味すると共に、飽迄神魂の活躍を暗示するものと思はるゝ。從來祈禱者なるものが、其の正傳を知らずして、ふるへゆらゝて念じつゝ病者などに向ふさまの怪しく誠なきやうにて如何にもおかしき形容であるが、其の由來は十種の神寶の内の三種に起り、蛇比禮、蜂比禮、などのものと數へ出でゝ行ふもので、此も民族心理の上、面白き研究材料である。要するに上代より此方、心魂の二大方面から人生活動上に、或は圓滿、或は正善又は靈妙、若くは活動的に、或は具足し或は死を復活する等、皆又此の眞魂の修養如何によつて、天下の範となり、事を起し、業を成すの道となり、進んで是れを大成せしむるも、實に神靈の恩頼に據るものと云はねばならぬ、此の故に古今本邦に鎮魂祭あり、招魂祭ある所以である。

招魂は、神籬に招き奉るあり、(是れは臨時の祭である)神殿に招き奉るもある。是れは常祀である。(合祀祭を行ふ場合に多し、靖國神社の招魂、合祀、則ち夫れである)臨時に神籬に招き奉る時は、降神昇神の行事をなし、常祀には招魂し奉りて、直ちに合祀祭を行ふのである。(合祀せざる時も招魂し奉りて、常祀の祭を行ふは勿論である)本書は此の招魂祭の設備、調度、祭典式等につきて最も詳しく述べんと欲し取敢ず一言を叙して、讀者の注意を促すのである。

第一項 招魂祭 (軍人戦役者の忠魂招禱祭)

第一節 祭祀前の諸準備

- | | | |
|-----------|-------------|---------------|
| (一) 祭文 | (二) 神饌 | (三) 諸裝飾 |
| (四) 神籬用榦 | (五) 神籬立臺 | (六) 神籬臺置八足高案 |
| (七) 全上案下薦 | (八) 四手 | (九) 麻 |
| (一〇) 金銀水引 | (一一) 大麻 | (一二) 玉串 |
| (一三) 玉串案 | (一四) 大麻置案 | (一五) 玉串置案 |
| (一六) 饰案 | (一七) 高坏又は三方 | (一八) 瓶子又は神酒德利 |

- (一九) 平瓦水玉 (二〇) 署置 (二二) 署
 (二一) 覆皮 (二三) 地布 (二四) 黑白鯨幔
 (二五) 裝束(ニブイロ) (二六) 文鎮(鐵製) (二七) 奏樂器
 (二八) 樂人 (二九) 祭員 (三〇) 式場圖
 (三一) 祭式指示圖 (三二) 祭式分任書 (三三) 祭後直食

注意。主催者ある場合縣、郡、村、有志、個人の祭事は大要左の係あるべし

- (一) 式場係 (二) 來賓係 (三) 庶務係
 (四) 會計係 (四) 雇雜使

第一項 招魂祭場の撰定

殉難烈士の赫々たる英靈を鎮め祀るべき招魂祭を行ふ前提としては先づ第一に祭場を撰定せなければならぬ。此の祭場は最も地味の高操であつて而も清淨なる場所を撰擇せねばならない。かくして適當なる祭場が定まれば之れに必要な種々の設備を爲すのである。然し此の場合に於ける招魂祭は彼の招魂社や忠

魂碑などを受けたる位置で祭儀を營む意味ではなく、其の社碑以外の位置で死者の靈魂を招禱し祭祀を行ふものである。それ故に格別の注意を位置の撰定に拂はなければならないのは當然である。然らば此の祭場には如何なる位置が最も適當であり最善の場所であらうか。即ち此の祭場には見霧しの宜しき山上若くは丘地・原野・公園地などが結構であり。之に亞では兵營・練兵場・學校等が宜いであらう。けれども兩天の時などはそれ相當の設備をするか、或は建築物の内(屋内舍内)を撰んで充て用ひねばならぬ。此等の設備に關しては中央の地と地方の村落とを問はず又個人の主催と團體の主催とを論せず何れも同様である。但し此の場合に當つて特に注意を要することは其の祭場を假りに砂地・粘土地・壤土地・礫地等とすれば、力めて砂塵の飛散や雨水の泥濘に注意し、十分之を防ぐだけの手段を講じて置かねばならぬ。礫地や泥濘は祭式の作法上行歩を妨ぐるからである。然し建物内にせよ、舍内にせよ野原にせよ、祭場の位置は神嚴莊重にして清新なることが第一である。此の要件は撰定前に充分心得べきごとである。即ち左に分類表を示してその参考に資する。

招魂祭場 の撰定	中央における 位地		
	(一) 上級官衙、(其 他の主催の 場合、	(二) 候補地 兵營内、練兵場、學校等	(三) 雨儀の場合 以上の位地に適當の設備をなすか、 又は便宜の位地に清淨なる建物を要す。
(一) 地方上級官衙	(一) 最適當地 同前		
(二) (又は郡村區)の主 催の場合	(二) 候補地 同前		
(三) 地方有志又は 個人主催の場合	(一) 最適當地 同前		
(但 碑前に行ふ 場合を除く)	(二) 候補地 同前	(三) 雨儀の場合は 同前	
		(三) 雨儀の場合は 同前	

右の表に就いて猶一言を要することは、時として沿岸海濱等の地を撰ぶ場合は特に前説を参照して注意すべく、又學校營舍に祭場を設くる時は成るべく階下より階上を用ひ、階上なき建物ならば講堂のごとき位置を撰ぶべし、要するに招魂祭場は力めて廣闊の地宏壯の場所を尊ぶのみならず、其の都市郡村に設けし招魂社地の附近などを撰定することが肝要である。

第三項 祭場の設備

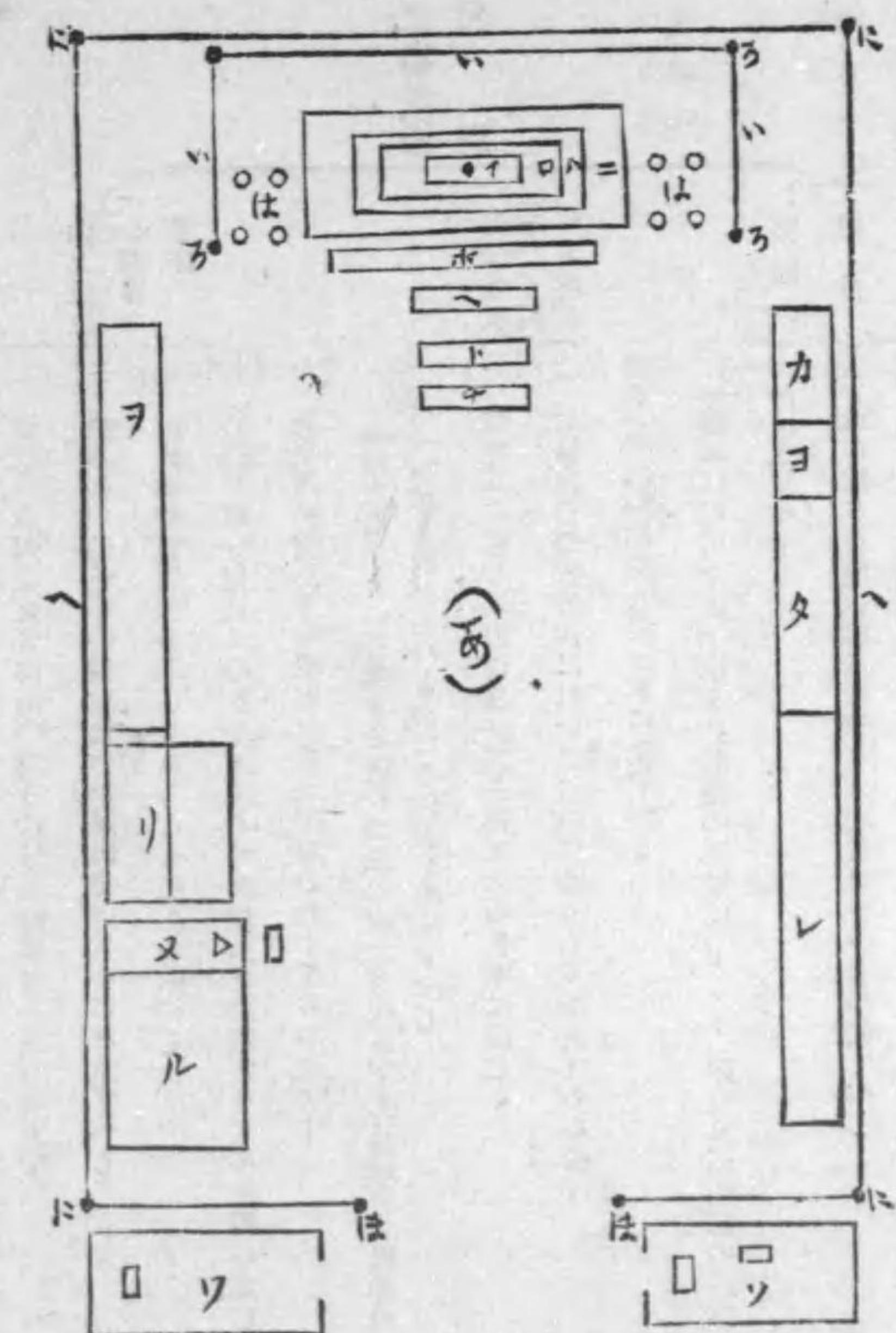
招魂祭場は成るべく清淨なる位置を撰びて低濕泥濘汚穢の患ひなきやう注意すべきことは前項の如しである。かくて其の祭場に祭壇其の他の設備をなすに當りても亦十分の注意を拂ひ齋庭をして最も神聖ならしむべし。能うべくは祭壇の下には清き白砂を敷き、新しき菅蘆を布き檜の臺を置き、それに白布を張り其の上に檜の高案を設け、そこに神籬梓臺を載せ、神籬を樹て、四方に左の圖の如き設備をなすを要す。祭員席は式場の右側に設け(都合によりては左側に主催席は左側とし係員遺族席は其の次にし、参列者は主催者席の次ぎに設く又はさ次席を兩様に設く神饌所は圖の如く少しく外に張り出し口を内に向くべし玉串くるこさもあり

置案は其の前に設置し、奏樂所は神饌所のついき又は上位に設べしに如く設備するを圖のよし幔注連繩紅白の絹又は新調せるものを用ふべし。神饌幣帛等が風雨の爲めとす玉串奉奠案上にも全様祝其の祭場設備の類別並に特殊なる用意は主催者側で十分に協議を遂げて遗漏なく仔細に設備すべし即ち其の要項を左表に示す但し經濟之時斟酌を要するは勿論である

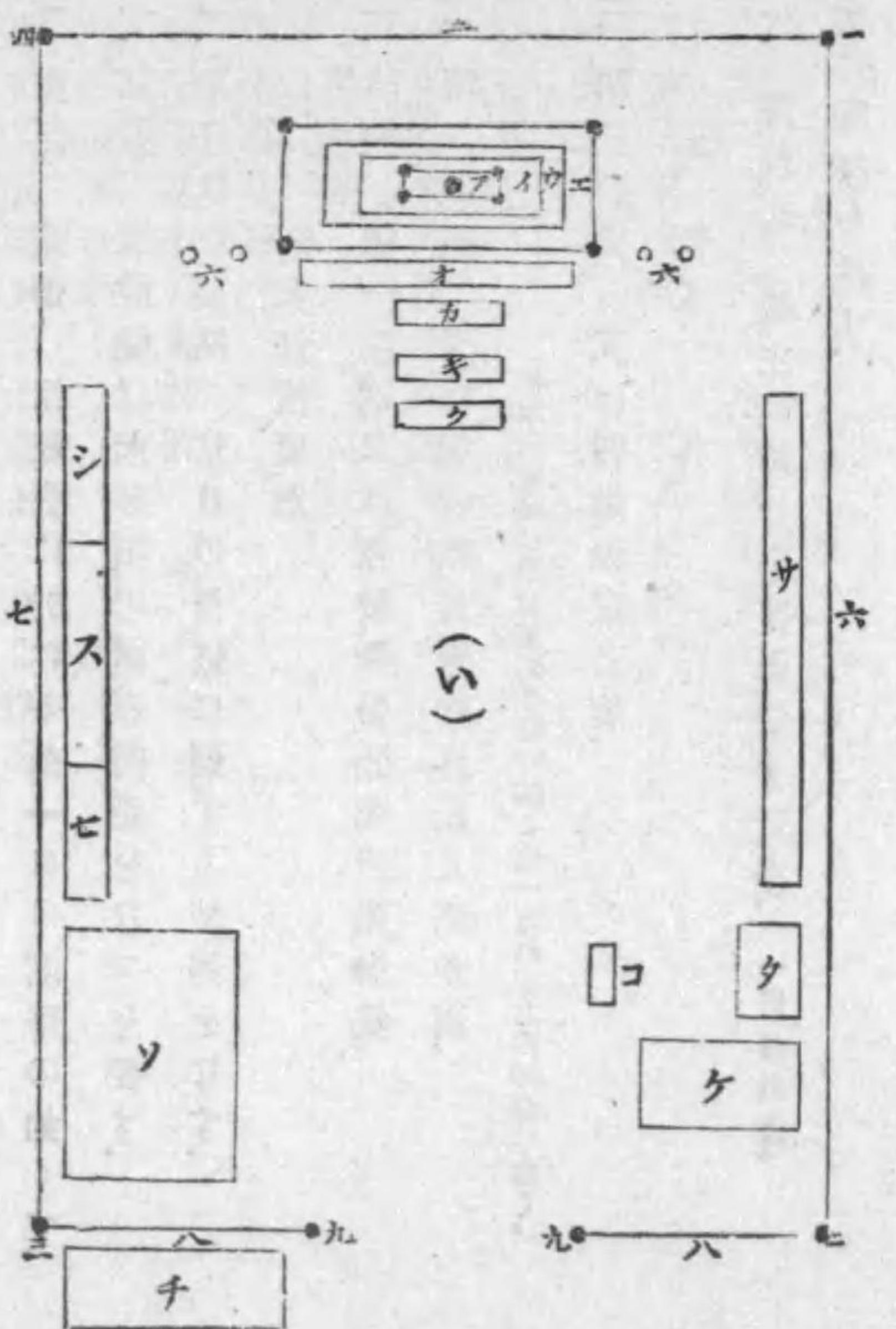
祭場設備別	
(一) 山上丘上	祭場は多く長方形に作る其の廣狹は祭壇の高低大小祭員參列員神饌所奏樂所等に應じて設備すべし祭壇の方向は東又は南の向きに作り森嚴ならざる可らず
(二) 公園等の設備	(一) 神饌案神饌案玉串案は清新なるものを用ふべし (二) 神饌臺數と祭員との數を比較して神饌所と神饌案までの距離を定むべし (三) 奏樂所神饌所玉串置案は別紙圖解の如くするを便さす
(三) 兵營學校等に設備する場合	(一) (注意) 山上高丘等に設備する場合は風の吹上げ吹き下しに注意し幔幕の結び止めは勿論神籬の固定神籬を吹き散らさぬようそれにそれへ準備すべし (二) 祭壇其の他の設計は右一二三四五六の各項に同じ
(四) 計	(一) 兵營舍内學校舍内においては特に神々しく設備するを要す (注意) 淨水を用意して必要に應すべし
(五) 雨天における山上丘上公園等の設備	(一) (注意) 此の際神籬壇は特に清新なる雨覆テント舎を設くべし
(六) 雨儀の設計	(一) 雨滴の飛散を防ぐために薦を用意し祭員席參列員席其の他に敷くこと必要なり (注意) 夜の祭には燐火を焚くことを又燈火を設くべし

祭祀令以外之諸祭式解

一八



(a) 庭上招魂祭場
 ●神籬
 イ神籬立柱
 ハ同上案下の臺
 ニ薦及びこのもの下砂
 ホ神饌案及び薦
 ヘ祭文置案
 メ玉串置案
 ナ祭員席
 ヲ祓舍
 カ主催者(中央又は地)
 ヨ参列員
 ダ係員
 レ遣族
 ソ招魂祭儀各係員假事務所
 い組紅白幟
 ロ柱
 は真榾(但供献品)
 に齋竹及び柱
 ホ幔門
 ヘ帳



(b) 殿舎内招魂祭場

●神籬
 ア神籬立て柱
 イ全上臺案
 リ全上臺案
 エ龍及ビ清砂
 オ神饌案
 カ祭文置案
 キ玉串置案
 ク全(但遣族及参列員)
 ケ神饌所
 コ玉串置案
 サ齋員席
 シ参列員席
 ス遣族席
 セ祭儀係員
 ソ神籬所
 タ樂所
 ナ祓所
 一二三四は柱
 五六七八は幔
 九祭場及ビ入口兩方ノ柱

祭祀令以外之諸祭式解

一九

第四項 招魂祭祭式次第

(一) 祭前諸事項

- 一、前齋 潔齋 祭祀令に於ける前一日の潔齋の如くす。
- 二、前備 諸設備は前各項の諸事辨備をなすを要す。
- 三、早旦祭場裝飾 當日の祭儀に要する裝飾をなす。

(二) 裝束修拔要意

- 一、時刻 第一號砲又は報鼓、祭員修祓、諸員參集。
- 二、第二號砲、又は報鼓、祭員修祓、諸員入場參列。

三、第三號砲、又は報鼓、祭員着席。

但本項修祓は神社祭式修祓の項と同一なれば其の詳解を省く。

(三) 祭式

一、降神式 齋主降神行事、警蹕(亂聲)管攝。一同最敬禮。

次に神饌を供す。

- 一、簀薦を鋪設す。
奉薦 後取仕
- 二、饌案を設く。
奉饌 案後取仕

三、獻饌傳供、陪膳、手長、膳部奉仕。此間奏樂
次に祭文奏上、齋主。

但齋主贊者を從ふこそあるべし。

- 一、祭文後取祭文を齋主に渡し復席。
- 二、齋主之を受けて神前に進む。
- 三、齋主神前に進み奏上。

次に祭文奏上。

一、主催者又は参列者總代。

二、其の他。

次に玉串奉奠、齋主。

一、玉串案下の薦鋪設、後取奉仕。

二、玉串案を設く、後取奉仕。

三、玉串後取玉串を齋主に渡し復席。

四、齋主玉串を受け神前に進む。

五、齋主玉串奉拜禮、再拜拍手に畢て復席。

次に玉串奉奠遺族。

一、寶薦鋪設。

二、玉串案を設く。

三、玉串を遺族に渡す、後取之行ふ。

但し自席より王串を受取る可き者の案前に進みたる時之を渡す。

四、遺族玉串奉奠拜禮。

次に主催者、其の他参列員總代玉串奉奠拜禮。

一、玉串の授受、後取之を授け、奉奠者之を受く。

但し前項に同じ。

次に撤玉串。

一、玉串案後取玉串案を撤し。

二、寶薦後取寶薦を撤す。

次に撤饌。此間奏樂。

一、陪膳以下奉仕。

二、陪膳以下復席。

三、神饌案後取神饌案を撤し。

四、寶薦後取寶薦を撤す。

但案薦撤退には奏樂を行はず。

次に昇神式、齋主昇神行事。

警蹕(亂聲)菅搔。一同最敬禮。

次に齋主以下退席。

次に主催者遺族参列者退下。

右終りて直食。

第一章 市町村自治奉告祭

第一項 地方自治ご奉告祭

我國家は萬世一系の天皇に依りて統治せられ、天皇を中心として成立つた國家である。されば國內に群團せる村邑は國家の成立の一部であり、其の村邑は皇祖神宗の諸神の建設と開拓に始まつたものである。かるが故に爾來日本國民の思想は皇

室を中心となし、隨神なる御教に依て各時代を経過し來つてをる。随つて建國の本源に就て茲に國体の自覺が喚起せられたのである。既往三千年の歴史を背景とし、七千萬の國民を對象して、吾々全人の生活を訓練し溶陶教育せられてゐる。殊に地方の集團は其の村邑の氏神產土神を中心として、現在及び將來の富強を期圖し、少くとも天皇の國家の發達を計り、遠き神々の大なる努力と吾人國民の祖先が、繼續せる努力の成果を成したものである。然らば之を如何にせば最も健全なる發展を期成し得べきかである。是は大正國民が先づ以て深考せねばならぬ最大重要な自覺の一つであらう。抑も我國の村治邑政は必ず國體の擁護と相俟つて禮教を盛んにし、然も天皇統治の下に上下親和し協力して、和氣藹々たる間に圓満なる自治政を行ひ以て國力の充實を企圖すべきである。茲に於てか、春秋二季の佳節に當つては氏神產土神に對し各村邑の始祖に對して敬虔感謝の誠意を捧げ、深く其の本始を追念せられ、報賽せられたものである。斯くして各村邑は其の郷土生活に新なる生命を與へ絶えず其の生氣を刷新したものであつた。暁々乎として、日に月に進みて止まらぬ郷土の生活は一步宛世界的に進歩して行くやうになつた。殊に明治の維新以來國民生活の体系は、法治國の姿となつて憲法其の他の諸法律を實施するものゝは、我國の維神教であるといふことに一致し、遂に是等思想の實現を具体的記述せんとするものが本章である。市町村自治奉告祭は此の精神を形式に表現したのである。

第二項 奉告祭の執行

せられ地方に自治政を行ふことになつた。其の成績は時代過渡の影響を蒙り、稍々平準を失ひ其の郷土を忘れんとしたものがさへ出來たそこで、國民は新なる自覺の叫びを耳にしなければならなくなつた。所謂政治實業を始め社會各般の生活を統一して、大に郷土生活の改善を計り、其の調節を保ちて、更に文明を促進すべき進路を講ずることになつたのである。かくで、各生活の訓練と教育には既に文明的の機關が具備しつゝあるけれども、猶夫等の以上に立つて更に深く全生活を訓練教養するものは、我國の維神教であるといふことに一致し、遂に是等思想の實現を具体的記述せんとするものが本章である。市町村自治奉告祭は此の精神を形式に表現したのである。

堂々と施行せしめられたいものである。然し乍ら今は祭祀令以外の祭祀として執行するに止めその祭の仕方を述べやうと思ふ。

第三項 市町村長ご自治奉告祭

此の祭典の性質は、神職に與へられたる直接の仕事でなく市町長との協議の上で行ふものとして述べよう。地方の縣郡が本章第一項の精神を尊重し、神社法令によつて與へられた範圍内において、市町村長と協議の結果、其の市町村は、毎年々度末に於て、市町村自治内容取調書を調製し、市町村長の名を以て、其の氏神產土神に奉告祭を訓令せられた場合とする。さて市町村長は、其の神社神職に奉告祭を委嘱し、又一面縣郡は、市町村に此の如き訓令を發し、且神職に其の祭典を委嘱して、適法の祭典を執行すべく訓示せられたとする。そこで市町村長は、神職と協議を重ね、日を期して祭典式を擧ぐる準備をなす、是れ其の順序の第一程である。

第四項 自治奉告祭の準備

一、祭典の諸準備は凡そ左の如きものである。

一、村長講演、及び神職の敕語奉讀、及び講演用の高案、白檜製一個。

二、敕語(成申詔書)箱入認付、

三、自治内容取調書を置く可き靈脚臺。

四、自治内容取調書、假置小案。

五、全上本案。

六、神饌案、薦、試。

七、玉串案。

八、大麻、玉串(神饌は凡六臺以上)

九、土器、(二組一個、及び其の他一枚の小土器約二十個)

十、裝束は禮裝(香服)

十一、祭員(雇人凡そ三名、計四名)

十二、奏樂(普通奏樂)

備考 玉串奉奠は、村長と神職二人、神饌直食は、村民全部、(一戸一人戸主限りさす)修祓會は、設するを要す。

一、前潔齋、村長、神職、
一、當日社頭の裝飾、但し眞榊矛幡等大祭のものは設けず、主として中祭の設備をなす。
時刻村長以下拜殿に參集、

次に神職着席。

次に村長奉告祭開始を報告す。

次に奏樂。

次に開扉、警蹕、奏樂。一同最敬禮、

次に奏饌。

次に村長自治内容取調書を神前假案におく。

次に齋主之を取りて本案に献り再拜拍手終りて側に候す。

次に齋主祝詞奏上。一同敬禮、

次に村長祝詞奏上。一同敬禮、

次に齋主玉串奉奠。

次に村長玉串奉奠。

次に撤饌。

次に閉扉、警蹕、奏樂。一同最敬禮。

次に宮司社司社掌の敕語奉讀。

次に村長自治内容の報告講演。

次に宮司社司社掌の勅語の一節又は各節の説明

次に村長村民と誓約の件を決す、

次に村長終祭を告ぐ、

次に奏樂（了る）

終りて直食（村民一般但參集一同）。

第六項 自治奉告祭の効果

自治奉告祭は自治生活の訓練と祭祀との併行を意味す。則ち、政、禮並び行為であるから前項のごとき祭典式の順序を作成したのである。此の順序は本會が實地調査せし某縣の訓令に基いて掲げたものである。

第七項 附 言

吾人が神社祭祀令以外の諸祭式解の開卷第一に招魂祭を説いたのには理由がある。一般の人はどもすると此の招魂祭を普通の祭式の最終におくやうである。併し乍ら我國祭の原始は則ち祖靈祭で、彼の奥都城に對つて魂祭の禮をさゝげ

たる事は神籬に招靈するよりは以前の式である。かくて神籬を殿内若くは沙庭に設けて奉齋する祭の式も起り、進んで神社祭典の式となつたことは祭式發達の順序であらう、けれども現今之の祭典學と其の實際とは普通の祭典と招魂祭典とを格別に取り扱ふことになつてゐる。現に靖國神社は招魂社であるけれども、今は一般神社と同一に取り扱はれて居るを見ても分らう。然しながら彼の宗教において祖靈社を祭るものと混同してはならぬ。以上は我國祭典の起原を側面より觀察した迄のことで、これで現制度を説明しようといふわけではない。要するに招魂祭は我國祭禮の原始であることを意味する爲めに一般祭祀令以外の諸祭式解の開卷第一に掲げたものである。猶其の次ぎに奉告祭を説くのは我國上代の神々が何事にても先づ皇祖天神に奉告して努力の資とせられ自ら反省を促がされたることは記紀の上に明かである。其の最も著るしき例をいへば天照大神が嘉穀を得給ひて之を皇神に奉告し、且つそれを天の長田に耕作し給ひしことである。其の他我國の市町村が產土神に自治の内容を奉告し其の取調書を奉ると共に物産を神前に奉獻する事は深い意味のあることで、前者の之を以て國民思想の本幹を確立し一般生活の準據たらしむる爲めに本書は殊に之を始

めに講明し、更に以上の祭文祝詞の組織文例を解説し、而して祈產祭を説き七五三祝祭を掲げ新室祭を示し、かくて神前祭の凡てを説く豫定である。

第八項 招魂祭祭文例

茲に招魂祭の文例を見ると先づ齋庭の事から述べてある即ち。

「此乃奥床乎假乃齋場刀祓比清米」此の如く何れの句でも(一)尋ねの主なる語(二)

客語

上の説

主語 上の説明語

明語

上の説明語

答の主に對する客語(三)説明語 此の三要素から成立して居る。

又次に神籬建底招奉利鎮米奉留といふ時も三つの要素から成り立つてゐる。そ

して祝詞にせよ祝文にせよ神に奏する文にては最も莊重の語句を用ふることを要する。

即ち起句において「嚴志止母嚴志久勇志止母勇志伎何々命」といふ如く重々しく筆を起すのである。殊に招魂祭文の如きは必らず然かあらねばならぬ。いづれの祭文にせよ其の一文の組織は大凡六段又は八段の成句から組立てるを普通

としてを。先づ第一に起句、次に承句（即ち招魂祭の原由句）次は神靈の功勳稱贊詞、次に慰靈句、次は獻饌詞句、次に禮拜詞、終りに結句といふ具合である。能く先人の作例に準據して其の時と處と位とを考へ、招魂すべき人の生前の心事行狀を知悉して巧みに言ひ表はさねばならぬ。文は古雅にして神韻の高きを尊び最も簡明なるを要す。此の故に繁簡宜きを得るが第一である。

(一) 起句
 此乃奥床平假乃齋場刀祓比清米神離建氏招奉利鎮
 白左久
 (二) 承句
 又は嚴志止母嚴志久勇志止毛勇志伎何々何々何某命乃
 軍人等乃神靈乃前爾何々何々謹美敬比氏白佐久
 明津御神止大八洲國所知食天皇大朝廷仁波山川毛寄
 利昆蟲母服呂比奉留倍伎理奈留乎今年乃初興里西乃國
 邊爾知波夜夫流人等起利畏久母大君乃御心惱萬之米給
 千萬乃御軍乎遣志豆征之米給布時爾逢比豆大君乃御
 楠刀成里氏曾此身波失世奈半能登爾波在瓦自顧波爲自
 刀言立氏伊佐乎之久戰比座志乎
 哀哉悔哉往志三月乃末爾何々所奈留何々乃所乃葉末乃
 露刀消給比奴
 同上の下

招魂祭文作法の一例

(三) 慰靈詞
 故親族等惻美御泣哭之都々其乃靈乎奉里慰米志努備奉
 (真那刀)

(一) 是乃何年何月何日刀伊布日爾御靈璽乎立奉利御前爾
 進留物波何々乎橫山乃如久置足波志氏

(四) 禮拜詞
 敬比拜美奉留狀乎御靈天翔寄來給比氏宇麻良爾受聞食
 志豆

(五) 祈請詞
 天皇朝庭乎幽世與里守護奉里給波半事波更奈里御親族
 及其乃裔乃御世々々爾至留萬底永久久志久守給比幸比
 給邊止

(六) 結句
 謹美敬比拜美奉留狀乎宇麻良爾宇受那比給邊止畏美畏
 美母白須

第九項 自治奉告祭文例

次に自治奉告祭祀詞は招魂祭文に比して稍々複雑なれど其の組織は殆ど前例と同じである。例へば第一は起句、第二に祭典の原由句、次に神德稱揚詞、次に自治内容取調書奉奠の理由詞、次に獻饌詞、次に祈願詞、次に結句である。世間には隨分長き祝詞文を書く人もあるが、實際には縁遠いやうである。それ故

神明に對しても參拜者に對しても能く其の要領を得るよう書いたがよい。此の祝詞は参考の爲めに村長市長郡長などの奏上するものと齋主の奏上するものとの二例をかゝげたのである。

- (一) 起句の上 此乃處乎領有座須產土大神乃大前爾何々社司畏美畏美
白左久
- (二) 起句の二 開氣行久大御代波海乃内外爾國乃御稜威輝伎度利民乃
營業日爾月爾進美行久爾津禮氏自真優劣乃出來競比爭
布事波世乃道理爾奈母阿里計留
- (三) 祭典の原由 然波在禮止母天皇乃大詔爾隨比神乃大御掻爾據利氏國
乎治米民乎富志米世乎開伎事乎進米國乃基基礎多留村邑
乎彌益々爾開發志大詔爾答邊奉瓦半爾波上下相睦比隣
伍相親身貧富相助久可支事波實爾我國乃大道爾曾阿利
計留
- (四) 神德稱揚 畏計禮止母此乃國波神呂伎神呂美乃大神乃開伎給比志
與利是禮乃產土神何々乃神等相次伎開伎進米給比氏海
爾陸爾民乃業開計行伎民乃益人榮衣行久事波皇祖神等
乃厚伎恩籲爾依留波更奈利產土大神乃深伎御恩籲爾奈
母在計留

- (五) 自治の概要詞 今志國乃礎多留此乃村乃大伎小伎事與利長短善惡相共
爾書伎列福村乃始祖多留何々大神乃大前爾告計奉利一
波發憤乃資料止奈志一波反省乎促志善波進米惡波止米
長乎誓比短乎捨卒止此乃村乃長何某謹美敬比村人相共
爾大前爾拜美誓比奉利報奉留狀乎阿波禮止見曾奈波世
止
- (六) 饰供詞 此乃村爾生比出留山乃物野乃物又海乃物手末物乎大前
爾奉留狀乎聞食志氏
- (七) 祈請詞 此乃村乎彌益々爾立榮衣志米給比太久正志久進美行久
可久護利幸比給閉止
- (八) 結句 今日與利波此乃村長始米村人共爾天皇乃大御詔乎拜承
利神乃御手風爾背嘉須此乃村乎榮志半邊久誓比奉留狀
乎平計久安計久見直志聞直志給閉止畏美畏美毛白須

是れは齋主の祝詞文の作例である、若し夫れ市町村長の祝詞の如きも此の一例を斟酌し詞句を加減し、此の自治政開發の任に耐ゆるを得るや否やを畏禮謹美、其の村民と共に誓約する事柄を奏上する等、適宜に作製するが宜い。次に此等市町村自治取調書記載の方法、用紙、體裁、奉獻の手續等に就て詳細なる説明

を試みたい。之に就て其の事柄は簡明を要するを以て表にして示すこととする。

表の書容自市
解仕作取調内村

- (一) 市町村地域面積、其の他詳細表
- (二) 治内調取事項
- (三) 用紙其の裁
- (四) 人民と誓約履行すべき條項、(毎年比較)
- (五) 市町村財産表、有體動産の各種及び並町村持と自町村持との別
- (六) 市町村内における出産、結婚、離婚、犯跡、其の他表、新舊比較表
- (七) 市町村、軍人、貴族、位勳者表、(市町村有功者を明かにする)
- (八) 市町村貢財表、及び貸付財産表、(其の他毎年の比較表)
- (九) 其の他市町村における毎年度調製の統計表上の一切の實際表、(其の他毎年比較表)
- (十) 美濃界綱二十五字詰、十二行、楷書、黒書、市長町長村長の署名及び筆者名年月日を明記す、
- (十一) 市長町長村長は、嘗神饌幣帛料を獻るべし、
- (十二) 表題は、何市町村自治内容取調書とすべし、
- (十三) 桐箱入りとし、毎年新調すべし、但し結び緒付、箱裏に年月日を書し内にも同様要點明記すべし、
- (十四) 自治奉告祭、當日本書を點檢せし市町村長は、助役又は責任ある吏員に渡し、之を神社に持參すべし
- (十五) 一般人民をして知得せしむべし

第三章 入退營、宣戰、
戰捷、凱旋、奉告祭

第一項 其奉告祭の意義

兵事は一國の内治外防上に取つて至重至大の機關である、然れば我が上代の神神が治國安民の事を以て國是せられてより、今や外は國威を宇内萬國に輝かし、内は國運日に月に興隆し、上下三千年、未だ嘗て寸地も敵に侵掠せられず、しかも現代に至り領土は益々擴大しつゝ、上は皇室の御繁榮を拜し、下は國民の福祉を増進し、文運いよ／＼盛大なるは、實に我大日本帝國である。爾來本邦は舉國皆兵主義の下に君民同體となつて天皇の御國を護るの誠心は皇祖天神の大御代より今日に至るまで全國民の血潮となつて一貫し、忠勇義烈死を顧みず國家に盡瘁するは神洲男子の精神である。かるが故に泰平の世に出で櫻かざして遊ぶ壯夫も一度兵士となれば忽ち大義名分を悟つて肉彈血雨と飛び珠と碎け花と散るも敢て人後に立たずとするのである。それで昔から兵士は天職を重じ責任を固守し草むす屍水づく骨となつても大君の御馬前に死んとし、死を畏れ

す生にあせらす、然も生死一貫心鏡裡底一身を君國のために獻ぐる精神は佛禪に聞かず基督教に學ばずとも既に露刃劍以上であり無門關以上であつたのである。後世に至つても源義經が忠と義と勇とに優れし武士は火にもやかれず水にも溺れずと一喝して逆櫓に勝を得たる如きは曾て彼れに禪學あるを聞かず、又哲學あるを聞かざるも、彼は既に死生一如の主義以外に何物の存在をも認めなかつたのである。近くは日清日露日獨の戰役における勇士の心境に就ても皆悉く義經以上であつた。殊に日本の兵士は何れも忠と義と勇とを以て日常の業務に當る覺悟がなければならぬ。今や七千萬の國民は唯神の天惠に浴し、祖國の人事に勤しむべきは勿論、一朝事變あらば此の光輝ある帝國の歴史を繰り返さなければならぬ。茲に於てか各自は平素兵を練り武を鍛ひ立國最要の力を養成しなければならぬ。是ぞ我が國の壯丁に對し入營あり退營あり、さては宣戰、出征、凱旋等の事ある所以である。由來神洲は神の開き神の守護し給ふ國であるから、是等入退營、宣戰、出征、凱旋の度毎に神明に奉告し、據つて以て能く忠に能く孝に能く勇に衆庶各々義烈報効の誠を表はす可く祈願するは、恰も子民が親祖の慈護を求むるに外ならぬのである。

かくて全國の神社は是等の奉告祭を執行するのである。我が爲政者は勿論上天皇陛下は畏くも勅して此の祭事を懇に神に致させ給ふのである。

第二項 入營軍人奉告祭設備 殿内裝飾調度 假設

第一目 諸設備豫定

- 一、入營軍人奉告祭は中祭に準じ主として市町村長の委託による設備をなす、
- 二、齋主以下若干名の祭員を以て祭る、
- 三、入營軍人は何某外若干名とす、(之に授く可き守札を準備す)
- 四、神饌は酒、餅、洗米、魚、鳥、野菜、海菜、菓、
- 五、幣帛料一市町村より奉るものとす、(神饌料は前以て交付す)
- 六、神前殿上祭式とす、
- 七、奏樂は雅樂又は吉備樂、或は一般神樂樂等を用ふ、
- 八、祝詞は齋主一人とす、
- 九、玉串奉奠は齋主、村長、軍人會長、軍人とす、(入營軍人のみ)

- 十、市町村長は村内一般に告げ參拜をなさしむ。
特に入營軍人へは吏員を派して時間を勵行し參拜せしむ。
十一、神職市町村長は前以て祭事を打合せおくものとす、
十二、直食便宜拜殿においてす

第一目 殿内裝飾調度

- 一、祝詞、(但奉書に認め祝詞袋に入れおく)
二、神饌、(品名前に出づ)の調度、(但神饌所に入れおく)
三、神饌案、玉串案、軾、薦、(薦は大幾枚小幾枚)
四、三方又は高壇の準備、(瓶子、提子、等の準備)
五、守札は奉書外包金襴又は大和錦守札紙背に軍人貫籍姓名年齢生年月日、軍籍等を記入す、
六、殿内の裝飾は大祭に準ず、
七、大麻、玉串、調度、(但玉串は人員によつて製す)
八、洗米は糯米又は粳米の上白米を精撰し、能く洗ひ清め乾燥せしむ、(但前日

之を製す)

- 九、洗米、すぐひの榊、大葉數枚、
十、祭式次第書を調製當日配布す、
十一、各分任書を作り後日の參案とす、
十二、奉告祭日誌を作りおき後日の參案とす、

第三項 入營軍人奉告祭

- 時刻 神社社殿を裝飾す、
時刻 市長村長軍人其の他祭場所定の座に着く、
次に 須手水修祓の儀あり、
次に 斎主以下祭員一同祭場所定の座に着く、
次に 市町村長奉告祭執行を宣す、
次に 奏樂、
次に 開扉……警蹕……奏樂
一同平伏、

- 次に 献饌 て齊主以下に 奏樂
 次に 幣帛供進、村長之を假案に置
 次に 祝詞(軍人入替) 齊主奉仕、
 次に 玉串奉奠、

- 一、齊主 二、市町村長 三、軍人會長、軍人
 次に 撤幣饌 て齊主以下に 奏樂
 次に 但撤幣饌同時に行ふ、

- 次に 閉扉 齊主奉仕、警蹕、奏樂、一同平伏、
 次に 直食、

参考、直食は直食殿において行ふ可きものであるけれども、是等の殿宇なき神社は便宜上拜殿において行ふ。

第四項 入營軍人奉告祭文例

徵兵入營奉告祭文例 (歸鄉奉賽の祝詞は之に準じて作るべし)

挂卷毛恐伎某神社乃大前爾姓名恐美恐美毛白左久今般大神乃氏子何村乃何某等男子乃一度波勤卒倍支御軍人爾徵左延豆某月某日何々乃兵營爾入良卒止寸故此以豆今日乎生日乃足日登齋比定米豆大前乎持齋波利持清麻波利豆献留御酒御饌種々乃品物乎平氣久安氣久聞食豆御國爾事有良卒時波海行加婆水漬久屍山行加婆草生久屍止大君乃御括止爲利豆敵等乎伐退曾計武猛久雄々志支芳名乎立志米給比事無支時波八十禍津日乃禍事不令有夜守日守爾護幸倍給比無恙事畢豆家爾歸利各御國乃御爲止生計乃業爾勤麻志米給閉止申事乎聞食世止恐美恐美毛白須・
 和乎彌遠長爾克復左志米常磐爾堅磐爾守幸倍給倍止恐美恐美母白須・

(祝詞祭文集)

宣戰奉告祭文例

掛卷母恐支某神社乃大前爾官位勳爵氏名畏美畏美母白左久天津日嗣知食志與里以來萬機乃御政乎執行比給布止志豆外國乃交際波殊爾和平乎宗止志豆阿禮座志爾今年計良須母露國爾對比豆戰乎開久事止奈利志波已倍久母阿良奴事止奈母阿里計留故此由乎告奉留止志豆禮代乃御幣帛奉出給布事乎平良氣久安良介久聞食豆海路陸路爾射向布寇等乎速爾伐平良氣食國乃大御稜威乎天下爾照輝加志平和乎彌遠長爾克復左志米常磐爾堅磐爾守幸倍給倍止恐美恐美母白須・

出陣奉告祭詞

挂卷毛恐伎何々神社乃大前爾齋主何某恐美恐美毛白左久現津御神止大八洲國所
 知食天皇命波世乃益々爾文明介行卒事乎求米給比外津國々止乃御交際毛日爾異
 尔深久厚久成利行卒事乎思保志給比世界乃平和乎重美志給比貴美給布餘爾千萬
 乃御軍人等我血乎灑伎屍乎暴志氏占領津留遼東乎毛魯西亞乎始二國乃請倍留任
 尔還志與倍給比志波十年乃以前爾奈毛有介留無禮久倨傲禮留魯西亞乃夷等波其
 舌乃未乾加奴爾早久毛租借氏有名義爾依利氏恣爾己我物止爲砲臺乎築伎戰備乎
 修米剩滿洲乎毛略奪比韓國爾兵乎出志竟爾波我賀皇大御國爾敵布可久立舉動氏
 東洋乃平和平乎破里奴可介禮婆滿洲韓國爾出世留軍兵乎撤退介清韓二國乃領土
 乎各安全爾保有奴可久事議里奴留事數回爾及奴留毛諾布狀無久荒鷺乃已猛志止
 思揚利氏益敵對布狀況奈留爾依氏今波世界乃平和乃爲東洋乃平和乃爲爾宥恕志
 奴可伎爾阿良受止思召志氏膺懲志罰伐卒可久大詔宣志給比氏陸爾海爾大御軍乎
 出志給倍波待爾侍多留益荒武夫波海行波水漬屍山行波草生屍能抒爾波死自止勇
 美爾勇美海軍波艦隊列底海乎覆比陸軍波隊立並底野爾滿競比進來留奈倍爾此乃
 第〇師團步兵第〇聯隊乃軍人等毛任乃隨用出陣卒止爲氏其氣波既毛滿洲乃野乎

吞烏拉乃山乎踰聖彼得斯堡爾城下乃盟乎爲志米卒止肉毛躍利骨毛鳴留可久歡喜
 比合倍利故今日乃生日乃足日爾出陣乃大御祭奉仕卒止爲氏御饌御酒乎始米打鮑
 勝栗海川山野乃種々乃品物乎如橫山打積置氏獻良久乎平介久安介久聞食氏御饌
 盛留土器乃變留事無久御酒容留々酒甕乃御蔭蒙志米給比打鮑乃討罰米勝栗乃捷
 繢久可久稜威乃御靈乎幸給比氏勇志久立出卒軍人等波病志伎事無久煩志伎事無
 久武久雄々志伎銳心乎彌益爾振起佐志米給比雨止降留矢彈乃中毛電止閃久白刃
 乃中毛障留事无久傷久事无久彌進爾進美射向布奴等悉爾坂乃真尾乎遂比伏世川
 乃瀨爾逐比撥比大伎功績ヲ建志米給比海爾陸爾大御軍乃向布處波豐榮昇留日影
 哺朝露乃消行久事乃如久吹渡留科戶乃風爾夕露乃散利行久事乃如久戰倍婆提知
 攻禮婆取利挂卷波雖恐何々大神何々大神我中津國乎征討介給比志事乃如速介久
 伐平介天皇乃大稜威乎天津日乃御旗止共爾照利輝志米給比大御心乃任爾世界乃
 平和東洋乃平和平彌永遠爾克復志得志米給比凱歌奏比氏旋利奴可久守利給比幸
 備給比又各々乃家々爾殘禮留父母波更奈利妻子兄弟乃身乃上爾毛禍神乃禍事不
 令在守利幸倍給倍止乞禱奉留事乃由乎聞食世止恐爾恐美毛申須（岡部謙先生撰）

平和克復奉告祭文

祭祀令以外之諸祭式解

掛萬久毛畏支何々大神乃御前爾。社司何某慎敬。畏美畏美母白寸。去年乃夏乃初乃
頃何々爾事有里豆。國內佐夜宜豆穩之可良左里介禮婆。安見知之吾大君波此事所問
食之豆。哀禮斗思保之。寬支厚支大慈愛乃御心與里。支那乃國主爾詔反良久。吾御國斗
韓國斗波海原古曾隔都禮。島山波相對支豆中垣乃隣毛同國奈里。加之東洋獨立國斗
之豆。交通乃親毛淺可良禰婆。汝我國斗村肝乃心乎戮世豆。彼國內爾吹進夫嵐乎靜米。
文華喚榮衣之米。現之支蒼生爾長閑介支日影仰我之米婆也。斗道理深久諭之給比介
里。然留爾支那人等波婦女如寸狹。支心爾以爲良久。韓國波元來吾爾所屬支。吾爾服從
反留國奈禮婆。吾自之乎處置米牟。他國人如何傳可。喙乎容留倍支斗豆。傍若無人爾兵
士數多乎韓國爾出之多里。此事多留素國斗國斗乃條約乎破里。無禮奈留所爲爾之有
里介禮婆。天皇大久震怒坐之豆。已支那人如何奈禮婆斯在留禮無支舉動之豆。東洋
乃平和乎損波牟乎波爲留斗。玉垣乃內外爾對比戰乎開久事乎宣良世給反婆。千萬乃
軍人波。大君乃勅畏美。大艦小船大海原爾滿續。介豆彼國爾押渡里。天皇波畏久毛其大
軍營乎。進給比豆。九重乃都乎發之豆。御心乎廣島爾古曾波行幸之爾介禮。皇大御國乃
國民乃心斗之豆。軍人爾非奴唯人迄毛各自國乎思比君爾忠奈留心可良。阿波禮吾御
軍與。彼乃無禮之支支那人乎誅罰米凱歌謠比豆。幸久真幸久還來禮斗思波奴者波無

里介利。此大山乃鄉內爾住美豆。年頃大神等乃恩賴乎蒙禮留者等毛。亦同心爾之有禮。
婆曾豆大御前爾參上來豆。大神等乃御幸爾依里豆兵十諸恙。美無久朝夕爾勸勞支都
都。唐士乃原爾佐夜藝留岩根本木根立。艸乃片葉乎言止米豆速爾其功乎成左之米給反
止乞願奉里奴。故素與里健久雄々之支益荒男波。日乃御旗波濤乎照之豆。八重乃潮路
乎奔走里。砲煙虛空乎覆比豆荒支野山乎跋涉里。戰反婆捷知攻武禮婆取里豆敵人乃
命止賴米里志剛鐵乃船乎母海中乃藻屑止成之金城湯池斗守禮里之堅固支大城乎
母沫雪如寸蹴散可之豆彌進美爾進美彌攻米爾攻米之可婆。支那人毛終爾波支反兼
禰守良比兼禰豆。此所乃堡壘爾身乎隱之。彼所乃港爾舟乎潛米豆戰波車術母盡支爭
波车心母失世豆。皇師乃向布所波。青海原母虎伏野邊毛。射向布敵波無久爲里爾多里。
斯禮婆彼國人波。上斗無久下斗無久。恐怖禮畏縮美都々數度使節乎遣之豆過乎改米
谷乎悔伊。其乃國乎割支豆我爾獻里數乃寶乎出之豆軍費乎償比種々乃條約乎毛定
牟倍支爾依里。其罪乎許之豆舊乃和親爾復左世給比豆與斗請奉里之可婆。寬厚支大
御心爾坐寸天皇波忽爾彼我願乎容禮豆。其罪乎許之給比介里。如此速爾其功乎遂介
豆。豐榮昇留日本乃國光乎。外國々爾母輝可之都留事波。吾大君乃御稜威斗吾軍人乃
勤勞斗爾依禮里斗波云閉。尊大神等乃高支尊支御神德以豆。海爾陸爾天翔里國翔里

且。軍人乃雄心振起。朝夕勤勞。久倍久守。給比幸給。比之爾依里豆古曾斗嬉奉里辱奉里豆御恩賴乎酬奉良卒斗。八十日々波有禮杼毛。今日之毛天皇乃東京爾還幸坐須日平活日乃足日斗選定米豆氏子乃者等群鳥乃群起知豆大御前爾參集比神職諸忌萬波里清萬波里豆御祭仕奉留斗獻留幣帛波奧山乃神乃枝爾木綿取垂豆々太玉串斗持捧介吾爾波非奴奇之神乃釀之御酒乎甕上高知里甕腹滿並倍百杵乃八百杵爾杵築支豆仕奉禮留鏡乃餅乎彌高爾取重福新磨乃米以豆炊介留赤飯乃御饌乎高打乃彌高爾盛上介天之真名井斗汲取禮留岩井乃清水須磨乃海士乃清支渚爾燒凝世留真白鹽大野原爾生榮由留甘菜辛菜大海原爾成出留鰐乃廣物鱈乃狹物沖津藻邊豆奏奉留大御神樂乎婆舞人乃返寸真袖乃返々母阿那而白阿那手伸止見行之豆倭津藻爾至迄橫山乃如久置足波之豆今日乃御饌斗獻良久乎甘良爾安良爾所聞食之文乃大御心母多親爾諾給反斗白寸斯久豆自今以往尙大御德御榮坐之豆現津神我大君乃大御稜威波青雲乃靄極美白雲乃墜居向伏限里至良奴隈無久大御國乃大御光輝波谷蟆乃狹渡極美潮沫乃留限里及婆奴處無久狹國波廣久峻之支國波平介久遠支國波八十綱打掛介豆引寄寸留事乃如久寄之奉里天下平介久安介久手長乃御代乃足御代爾齋奉里皇我朝廷爾仕奉留親王等王等臣等百官人等乎婆五十櫛八桑ねばならぬ。

第五項 市町村就任退職奉告祭

枝乃如久立榮衣令仕奉殊爾波今回乃皇師爾隨從比豆仕奉里之者等乎婆喪無久事無久守給比豆大君乃志古乃御楯食國乃遠乃守護斗遠永爾令仕奉給反斗鹿自物伊波比拜美畏美畏美母白須。(内海景弓氏撰文)

然して是等祭儀に關する事項は前説市町村自治内容奉告祭に準じて執行すべしである。

同上奉告祭文例

掛卷母恐伎產土大神乃大前爾何某官位姓名畏美畏美母白左久何某伊今度村人乃

獎米乃任仁官廳乃仰言承波利都禮波今日與利始米天此乃村乃政乎執里行比緩事奈久怠事奈久伊曾志美勉米仕奉良久乎宇豆那比給比天不意誤犯左半事共乃有良武乎波教諭導支教倍給比某賀誠毛天執行布事共乎夜乃守里日乃守利仁守利幸比給邊止禮代乃幣帛捧奉利豆恐美恐美申須。

第六項 神職就退職奉告祭

神社の神職と學校の教員とは何れも國家風教の機關として國典祭祀を執行し国民の品性を陶冶し心身の發達を圖り一國富強の基礎を堅くするにあり。茲に於てか神職教員の就退職を神明に奉告し其の進退を輕視せざる所以も當然のことと謂ふべきである。さて其の祭典の次第は凡て前項の奉告祭に準據し執行すべきである。

同上祭文例

即ち左に祭文例を示して諸氏の参考としよう。

神職就任奉告祭文（退職祭文は畧す）

此乃嚴乃高森爾鎮座須掛卷久母畏支何神社何々大神乃大前爾某姓名恐美恐美母白須。

教員就任奉告祭文（退任祭文は畧す）

前文同上 某伊官廳乃仰事承波利天何學校乃教員止爲天今日與利始天大神乃愛給比慈給反留御子氏乃直名子等乎預利日爾異爾書等說教文字書習波志米綱車奈久怠事奈久伊曾志美勉米仕奉良久乎阿波禮止聞食米之天教乃業乎過都事奈久事ノ道爾違布事奈久保杼杼保爾功立天之米此學校乃生徒等乎何怜爾乎之反導支教諭訓須可久守利幸倍給邊止禮代乃幣帛捧奉利天恐美恐美母白須。

第七項 成功開店式祭

國家の起業に神明の冥助を祈請し其の成功を期成すべく祭典を執行するは國民の美風である。然して是等の祭神は先づ產土神を主とし其次に其の事に縁故ある神々を神床に招奉り幣饌を仕へ祭典を行ひ各自の誠意を表示するにある。かく

て成業における祭典も亦同様に行ふのである。

第一目 起業開店祭設備

- 一、祭場は産土神社々頭又は神床に設く。
- 二、神社は小祭に準じ各自家の神は神床に新薦を敷き案を置き神饌を供すべし。
- 三、神饌は野菜、餅、魚、鳥、海菜等とす。
- 四、祝詞、大麻、玉串、を設備す。
- 五、盟約書、報告書、の設備。
- 六、褒賞品等の設備。

第二目 同上祭典の次第順序

時刻、齋主以下祭員祭場に着く(是より先き潔齋を行ひ)

次に、關係當事者一同祭場に着く(禮服の上手水をなしたる後ち)

次に、大麻行事。

次に、降神行事。

次に、献饌。

次に、齋主祝詞奏上。

次に、盟約書報告書朗讀奏上

當事者奏上

次に、褒賞授與。

次に、撤饌。

次に、昇神行事。

次各退下。

第八項 祈產祭

凡そ祈產祭に二様の式がある、その一は產土神の社頭において祭るもので他の一つは其の產家の神床において行ふものである。ことに人生に取りて第一は婚であるが。之に次いで最も大切なは出産である。されば人々各戸が其の出産に人力を盡し進んで平安を神明に祈るは人情の自然であり國民の美風である。随つて是等の祭儀に關する舗設及び調度や或は祭式の次第順序は既に各奉告祭

に要説せしものと大差なく、之に準じて各家の出産に關する當人の希望と貧富の關係に據つて、或は神饌を増減し又は祭員を多くし、其の他の裝飾を壯にし、若くは之を縮少する等所謂時、處、位と便宜の方法とによつて行ふべきである。此の故に取敢えず祝詞文例を示して其の舗設調度をばこゝに省畧する。

祈產祭祭文例

左に示す祭文の一は祈產祭文例にして他は其の報賽祭文例である。

是乃御社爾鎮座須某大神迺大前爾言佐久某官位姓名室某子或某鄉ム我妻懷妊且早久產月爾近在伐平爾令生產給反刀禮代乃充座乎令捧持氏請奉久安畏支大御神此狀乎安久所聞食豆平爾令生產母毛子母無事安良可爾令日乞給反刀畏美拜美互言挂麻久毛畏只某大神乃大前爾畏々美母白佐久某官位姓名室或某所某我妻ム女先爾吾大神乃多幸反坐豆平爾令產生給反刀祈日之々母効久無事平爾令產給比母毛子毛令日足行久高久貴伎恩賴乎忝美嘉三報賽乃幣物乎設備豆稱言奉竟久袁平久安久聞食閉刀懼々美母白

第九項 初宮參祭

そこで祈產祭について報賽祭があり、それらの祭文も亦一二前述したる處である、かくて初宮参りを行ひ命名の祭を行ふは我國一般の良風である。今こゝに初宮参祭の文例を示し、其の他は之に準據せしめたいとおもふ。さて又其の祭典の次第は既説奉告祭に則り宜しく執行するがよい。

初宮參祭文例

左に祭文例を示して聊か参考となしておく。

挂毛畏伎吾大神乃大前爾恐美恐美毛白久大神乃氏子何某我真兒何某伊大神乃御靈賜利底生出之從利百日餘十日爾成奴彼是乎以今日乃生日乃足日爾初氏大神乃大前爾參出氏拜奉狀乎平久安久聞召登白如此仕奉爾依氏今毛今毛此嬰兒乎愛美給比日足賜氏諸乃病不令有須久須久登生立榮氏大神乃氏子天皇乃公民登守給幸給登恐美恐美美白

第一〇項 入學學神祭

前説の初宮参りに次いで紐落しの七五三祭がある、其の次ぎに入學祭を行ひ、また卒業祭を行ふは近來の善俗である。およそ人々の成長して心身の發達を遂ぐるは皆是産靈神の賜であり、產土神の恩頼であり且つは學びの業を卒るに至るまで悉く神の御力の加護に依るものであれば各自人々は深く其の神恩に感謝せねばならぬ。こゝにおいてか入學卒業祭を產土神社々頭において執行する所以である。

其の祭儀の次第や其の他の事は凡て既説奉告祭に準じて行ふ可きである。

學神祭祭文例

此神床爾神離立豆招奉里鎮奉留掛卷母畏支八意思兼神忌部神菅原神羽倉大人本居大人平田大人久延比古神乃御前乎母慎美敬比畏美畏美母申左久某伊宇遲奈久拙支身仁波在村風音乃遠支神代乃神典乎讀美窺比日本乃瑞穗國乃萬國爾勝里豆尊久皇美麻命波宇宙乎母統御倍支元因君臣乃大義乎母具爾令知給反止朝夕仁勞

支觸半心乎恤昆慈志美給比豆世仁所有書止云布書者千卷五百卷有乃盡說明志令悟得給比豆幽事神事毛知得倍支限波令知給比氏足波不行努毛天下乃大小事毛令知給比此大道乃彌明爾彌高仁吾日本乃光乎母令耀給反止禮代乃幣帛捧持天恐美恐美母乞祈奉良久止白須

以上の一文は入學神祭の一例であつて、其の他の祭文は之に準據して適宜に作るべきものである。併し乍ら今はたゞ其の範を示すに止めておく。

第一一項 地神祭 新室祭

宮殿を始めとして人家、學校、銀行、會社、鐵道、建設等に至る迄、其の建築の鞏固にして安固ならんことを神に祈請し、且つ其の建築其の新室の永久に幸あれかしと祈り願ふにある。されば茲に山口祭、地鎮祭、新室祭を執行することは我國に於て古くからの祭儀である。

第一目 鋪設次第

一、山口祭、地鎮祭、の鋪設は先づ第一に其の所定の地に（場所）四方に注連

繩を引き亘し、齋竹賢と木と麻と由布四垂とを取り付けて舗設する。
二、新室祭の舗設は神床に神籬を設け一室をかぎり注連繩をひき渡し四垂をつけおく。

三、神饌其の他の諸調度は既設招魂祭のそれと大差なし。

四、備考 祭神は產土神をのみ招奉るか又は他の神々をも招奉るとすれば生井築井都長井阿須波波比岐の神々である。

第一目 全上祭式次第順序

時刻 祭場裝飾

- 一、齋主以下祭員着場 (此時當事者其の他關係者一同入場着席)
- 二、降神行事 警蹕奏樂一同最敬禮
- 三、献饌 (簾薦等の舗設等常の如し) (祭員各分任奉仕) 奏樂
- 四、祝詞奏上 (祝詞受授常の如し) (齋主奉仕後取助奉仕) 奏樂
- 五、玉串奉典 (齋主玉串奉奠當事者全上) (祭員列拜其の他列拜)

六、此の場合において、誓約、訓諭、報告等のことあるべし

七、撤饌 (献饌時に全じ) 奏樂

八、昇神行事 警蹕奏樂 一同最敬禮

九、右終りて退下

但直食は直ちに行ふ可し

備考 以上の祭式は唯其の一例あつて庭上式を示したもの、若し殿上(又は假舍の場合)なれば之に類推すべきものとおもふ。

第三目 全上祭文例

地鎮祭と相關連して執行すべきものは、新殿新室成功終工等の祭である。こゝに地鎮祭文と共に新殿祭の一文例を示しておく他は之に推考して適宜作文すべきである。

山神祭廿九題作例

掛巻母畏伎 大山祇大神乃廣前爾白左久大神乃主領座世留山々乃大峠小峠爾雙立
留大木小木乎打切豆本末乎波山神爾祭豆中能間乎持來氏天乃御蔭日乃御蔭刀隱
里住半家居乎始米或波器械爾作里或波炭薪刀爲志豆公民乃世乎渡良牟止爲留乎

神隨憐美給比惠賜比山人乃取持斧乃飲留事無久袖人乃引留綱手乃絕留事無久手乃蹠足乃蹠不令在惠幸閉給閉止齋清乃御酒御贊乎如海山置足波志氏旭乃豐榮昇爾稱言竟奉久刀畏美惶美毛白須

地鎮祭神祭式

掛卷母畏支大地主神埴山姫神產土神御前爾白久此乃新室敷居卒此地乎齋勧齋鍼手取持天石切平均地曳平均掃清瓦家居乃地登齋定卒止爲氏奉留幣帛足幣帛止皇神乃食御酒波甕戸高知甕腹滿竝豆山野乃物波甘菜辛菜青海原乃物波鰐廣物鱈狹物與津藻菜邊津藻菜爾至迄爾如橫山置足波志豆奉留幣帛乎安幣帛乃足幣帛止皇神乃御心毛平介久所聞食豆此乃新聖家地乃底津磐根乃極美下津綱根波府虫能禍無久夜守日守爾護給比矜美給閉止鹿自物膝折伏字自物頸根突拔豆稱言竟奉久止白須

新殿祭附宅神祭(祭文例)

挂毛畏伎屋船句々能智神屋船豊宇氣姬神乃大前爾恐美恐美毛白久此大宮乎(人の家にては牀都比乃佐夜伎夜目乃伊)底津岩根乃極美下津綱根昆蟲乃災ては此家乎神隨守賜幸賜氏大宮地乃(家地)乃

无久高天原波青雲乃靄久極美天乃血垂飛鳥乃災无久築立多留柱桁梁戸牖乃錯比動鳴事无久打堅多留釤乃緩比取葺氣留草乃(或は)噪伎无久御床都比乃佐夜伎无

第一二項 祈漁祭

久(人の家にては牀都比乃佐夜伎夜目乃伊)平久安久守奉給幣登畏美畏美母白
須々伎伊豆都志伎事无久さ白すなり

漁獵を神明に祈願するは、其の昔神々等の山海原野の漁獵に幸あらせ給ひし故事と又神々等が是等の産出を分掌せられ、今尙神々の御恩顧によりて漁獵を多からしめ永久に安泰ならしめたまはんことを祈願するのである。これを神社において行ふと其の祈請者の家又は漁獵場において執行するを問はず、其の設備は小祭の舗設に準じ既述祭式を斟酌して其の宜しさを得なければならぬ。今は是等の祝詞文例一二を示し、他は之に推考せしめておく。

祈漁祭神事略

言幕母綾爾畏伎吾大神乃御前爾懼々三母申佐久此鄉能漁夫等間者海幸失比和備都々居乎相恤三相慈給比豆大海乃巨口細鱗等真追聚米天海人等我網子調反豆引網乃網目不泄引網乃網手不緩佐々和々爾令曳揚給伐荷前方横山乃如久引居置豆奉半刀禮自利乃御幣捧持豆祈請奉久刀言

祈獵祭祝詞初學

某乃大神乃御前爾畏美畏美母啓左久大神乃徃昔與理吾我地刀主佩坐須此山爾波鹿甚多久豆戴在角波枯木末如志聚閉留脚波若木原類志噴介留息波朝霧似世利故山麓耳家居志氏山幸得多類獵夫等波奔火乃玉筒負比氏朝爾異爾伊行伎狩禮杼母盡流事無久隨分利潤乎得都留毛偏耳大神乃御恩賴耳由留事刀嬉美謝保比乍在來志乎近伎頃與里鹿等何方閉加散禮失世氏終日覓介杼母其乃乾迹陀爾見衣受然許多有利志物能頓爾盡伎奴可久波阿羅自若大神樞御心耳不志己利給布事有利底隱志給閉留爾加刀獵夫等一同懼懼萬利大前耳種々乃御饗乎奉利祈白須狀乎憫美給比惠備給比過犯志氣半罪答波神直日大直日仁見直志聞直志給比氏徃日乃如山幸忒波受鹿多爾寄志賜波婆志我角波御笠乃林志我耳波御墨斗目波真澄鏡爪波御弓乃弭毛乎御筆爾製利皮乎御箱仁覆利宍刀臘刀波御膾林刀爲氏賽乃禮代爾奉良牛登申須事乎平介久安介久聞食氏乞乃隨爾幸閉給閉刀畏美畏美毛啓須

第一三項 新立柱始祭

斬始、立柱、上棟祭は所謂延喜式の祝詞文や記紀等にある故事に則り人生三大生活の一なる家屋の安固を祈り家人の健全を願ふ爲めに是等の祭儀を執り行ふ

見ると、左記の如きは最も必要の事柄であるとおもふ。

左記事項

- 一、斬始め祈願の後斬始めをなさしむ。
- 二、立柱は神社において祭る時守札を授け持歸らしめ柱立ての式を行はしむ。
- 三、上棟祭は上棟日祈願の後に上棟せしむ、此の場合もまた神璽守札を授くべし。

以上は或る限定事項について説いたものであるから、其の實地につきては繁簡宜しきに從ふ可きものである。

全上祭文例

こゝに其の文例一二を参考として添付しておく、時處位に考へ適宜に作文すべきものである。

挂毛畏伎手置帆負命彦狹知命乃大前爾畏美畏毛白久此度木工姓名我此神乃御舍乎或は幣殿拜殿廊御門其餘の殿舎の名今日乃生日乃足日爾造初奉登須如此不容易事波吾皇神等乃廣伎厚伎御惠爾依氏之平久安久功成竟奉登思議氏禮代乃幣乎捧持氏恐美恐美毛稱辭竟奉久登白故如此之狀乎皇神乃御心爾神隨聞召氏今日從利日々爾勞務半流木工乃道爾恩賴乎幸開坐氏思慮乃悟深久緩怠事无久勤利令務給比打都墨繩乃法乃任違過事无久之氏速久令功卒給登恐美恐美毛白

斬始祭祭文例

挂毛恐伎手置帆負命彦狹知命乃大前爾恐美恐美毛白久木工何某我此神宮(上)同じ
作流業乎大神等乃廣伎厚伎御惠爾依氏打都墨繩毛執留手斧毛無違事無過事柱桁
梁乎始其外乃物等乎可有狀爾作訖奴故是以氏今日乃生日乃足日爾齋柱建始牟止
爲氏大前爾大御酒居竝稱辭竟奉狀乎平久安久聞食氏今毛往前毛彌益々爾恩賴乎
幸閉坐氏不事過令建訖給閉登恐美恐美毛白

上棟祭

挂毛畏伎手置帆負命彥狹知命乃大前爾恐美恐美毛白久先爾木工姓名我此大宮乎

(上) 造始流時爾祈申之久如此不容易事乎婆吾皇神等守賜助賜氏法乃任平久安
久事成竟之米給閉登祈白伎然乎祈白之毛驗久無違事無過事令造竟給留事乎貴美
喜美今日乃生日乃足日爾謝乃禮代止大御酒大御饌乎几物爾置足之氏恐々毛稱辭
竟奉狀乎神隨聞召氏今毛今毛此大宮乎(上) 安宮止(正殿の外は此) 吾皇神乃御
靈給比氏築立多流柱取舉多流棟桁梁乃錯比動鳴事無久打堅多流釘乃緩毘取葺流
甍乃噪伎無久千代常登姿爾守給幸給登恐美恐羊毛白

第一四項 奏創功業祭

創業祭は天神の御手ぶりに習ひ執り行ふ祭である。
（日本書紀に、新之曰吾今當以嚴
沈丹生云々の條文におけるが如）則ち志を立て誓の證を明かならしめんとして神明に祈願する祭儀である。さて奏功祭は其の誓の成功して人々の志を得たるを神々の恩寵として報謝し奉る祭である。是等は既説奉告祭儀を参考して執行すべく又其の調度等も奉告祭に類推し其の要を得ることに努めなければならぬ。左に其の祭文一二を掲げて参考に供しあ。

全上祭文例

左に示す二文は創業奏功祭の祝詞作文の一例である。

創業祭五儀略式

掛券毛畏支產土大神及其業知看大神能御前爾神官某慎美敬比畏美畏美毛白佐久
氏子某負氣無禮杼云々乃事成奉登思起氏云々乃事乎以豆誓乃證止志豆大神乃御
前爾願奉里誓奉留狀乎委曲爾聞食豆奇支御靈乎幸倍給比營業爾智深久有志女賜
比豆障事無久過事無久事成志米功立志米給倍止畏美畏美毛白須

奏功祭全上

掛券毛畏支產土大神及其業知看大神乃御前爾神官某恐美恐美毛白久氏子某往年
大神乃御前爾誓奉里創業斯與里深久厚支御惠乎蒙里奉里某年爾波云々乃功乎立
某年爾波云々乃事成竟豆今波幾年乃齡止成支故奏功謝奉良奉刀奉留幣帛乎平久
安久聞食子孫八十連彌遠長久家乃業乎母彌榮爾榮志米守幸賜閉止畏美畏美毛白
須

第一五項 義旅航報賽祭

義旅渡航を神に祈願するは中古以來盛んに行れ殊に旅航の出發に際して陸に海に其の守護神を祈る風は我國敬神の潔情より湧き出でたる行狀である。(彼の當語に見る)現在の神社において行ふ是等の祭儀は勿論、小祭に準じて行ふ可き性質である。其の舗設調度は既設の諸祭事項に譲り、こゝには本祭儀に關する祝詞を紹介し、江湖の參案としておく。

備考 義旅渡航ともに皆報祭を行ふべきもので即ち其の祝詞の一例茲に示し
其他は之に準すべきである。

全上祭文例

左に示す祭文例は唯だ其の一例に過ぎが是によつて適宜其の場合々々によつて作文せねばならぬ。

道饗祭廿九題作例

家鶏卷毛畏支障神乃御前爾白久八衢彦八衢姫久那度止御名乎稱奉久波遠津神代

爾神伊邪奈岐命伊奈醜目醜米支穢黃泉國與里歸來座須時爾千曳乃大石乎黃泉戶
爾引居氏黃泉津神乎塞給比突世留御杖乎櫛棄氏妖鬼等乎退邪給閉留故實乃任爾
今毛今毛大神等乃厚支御恩賴爾因里氏根國底國與里荒昆疎昆來卒枉神乃枉事不
令在夜乃守日乃守爾守幸閉給閉止禮代乃幣帛乎八取乃机爾如橫山置足波志氏進
留狀乎平久安久聞食氏此乃大八衢爾湯津岩村乃如久障座氏妖鬼等乃上與里行婆
上乎守里下與里行婆下乎守里防伎追退氣給比此乃村爾波諸乃病無久無喪無事奉
久真幸久守給閉止波日乃暮留々迄此禮乃門邊爾湯津磐群乃如久塞坐志氏惡事爾
相交古利相口會志米牟刀欲流天之禍都比又貸財乎加蘇比奪波牟刀欲流盜賊等我
四方四角與利疎備荒備來氏前都戸爾伊行違比後都戸爾伊行違比候波久乎大神乃
上乎守利下乎守利待防岐掃却利言排氣坐須爾依里天屋內乃者等安久穩爾在經留
事乎尊美嬉美年每乃今日乎吉日刀撰定米氏御祭仕奉利稱辭竟奉良久乎平介久安
介久聞食世刀恐美恐美毛白須

發旅祭文例

挂毛畏伎吾皇神乃大前爾恐美恐美毛白久何某伊今上道爲氏某國某里爾行卒登爲
乃大前爾恐美恐美毛白久何某伊今船出爲氏某國某里爾行卒登爲乎吾皇神乃高伎
貴伎靈爾依氏行左來左乃海路爾風浪乃愁无久守給比幸給比氏平氣久加多良可爾

歸之給幣登禮代乃幣乎捧持氏恐々毛稱辭竟奉久登白

報賽同上

平氣久安氣久歸之給閉登禮代乃幣評捧持氏恐々毛稱辭竟奉久登挂毛恐伎吾皇神
來佐恙事無久守幸反給反刀皇神乃御前爾乞祈申之母效久事無久平爾家還着
奴留事乎斯喜三忝三御食御酒種令乃御贊袁報申乃禮代刀奉置氏稱言奉竟久刀申

第一五章 鎮火祭

抑も鎮火祭は既に延喜式の祝詞文中にある上代天神よりの秘傳の一行事で、古昔は之が國內重要な祭儀であつたことは皆人の知る處である。蓋し火は火結神の守護給と所て古來我國人の生活上に至重のものとなつてゐる。此の火神を鎮め奉るに鎮火の祭を執り行つたわけである。現今此の祭儀に預る主神は火之迦具土神で、神籬式の祭典として案上に水瓢、土、川菜を清く大なる器に盛りて

供へ奉るのである。

鎮火祭文例

高天原爾神留坐皇親神漏義神漏美能命持氏皇御孫命波豐葦原乃水穗國乎安國登平久所知食登天下所寄奉爾時事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給氏國乃八十國島乃八十島乎生給比八百萬神等乎生給比氏麻奈弟子爾火結神袁生給氏美保斗被燒氏石隱坐氏夜七夜晝七日吾乎奈見給比曾吾奈妖乃命登申給比伎此七日爾波不足氏隱坐事奇登氏見所行須時火乎生給氏御保斗乎所燒坐伎如是時吾名妖乃命波上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知卒登白氏石給比都登申給氏吾名妖乃命波吾乎見給布奈登申乎吾乎見阿波多志隱給氏與美津枚坂爾至坐氏所思食久吾名妖命能所知食上津國爾心惡子乎生置氏來奴登宣氏返坐氏更生子水神匏川菜埴山姬四種物乎生給氏此能心惡子乃心荒毘曾婆水神匏埴山姬川菜乎持氏鎮奉禮登事教悟給伎依此氏稱辭竟奉者此里爾御心一速備給波自登爲氏種々能幣帛乎机代爾置所足氏天津祝詞能太祝詞事以氏稱辭竟奉久登申

第一六章 祈病祈家内安全祭

子病あれば之を親に訴へ妻病めば之を夫に願ひ親病むに當りては之を祖宗に祈る、其人情の溢るゝ處止まざらんと欲するも能はざる處である。往古彼の印度支那の宗教思想が我國の敬神觀念と合して遂に加持祈禱てふ思想を爲し。隨つて迷信は之に伴ひ後世の識者をして菽菱混同の嘆あらしめた所以である。さて祈病祭は前段の古意眞義に基き至誠以て神明に祈願するに當り、其の結果の如何は人力の能くする所にあらざるも單に其の結果のみに懸念して誠信よりの祈りを忘れてはならぬ。家内安全祭の如きも亦此の趣旨に基くものであるから、能く諸祭の原義に就き疑問なからしめ、以て其の祈願祭を神聖ならしむるは獨り神社界の爲ばかりでなく、又神道界本來の性質からいつても當然のことであるとおもふ。其の祭典式次第は既説の祭式及び其の他に準じて執行すべく、各參列者に守札等を授與し適當の教示をなすを宜しとす。

祈病祈家内安全祭文例

左に本項の祭文例を示して参考とする。

・ 祈病キヨウ 憲ケン 祭文例

掛毛畏伎吾皇神乃大前爾畏美畏美母白久某國某郡某里人何某伊某病有氏月日佐
麻禰久病臥世利故是シテ以「齋主名」爾事議氏雖恐吾皇神乃大前乎齋奉氏蒼生乎惠給
布恩賴乎乞祈奉卒登爲氏今日乃吉日乃吉時爾「名」爾禮代乃幣乎捧持氏恐美恐美
毛稱辭竟奉良之卒掛毛畏伎皇神此狀乎平久安久聞召氏何某我惱卒病乎速爾直給
瘡給比堅磐爾常磐爾命長久夜守日守爾守給幸給登畏美畏美母白

祈家カナイ 内安全トムナイ 同上

掛毛恐伎吾大神乃大前爾恐美恐美母白久某國某郡神里人何某伊吾大神乃恩賴爾
依氏其家乃彌益マスケ尔立榮卒事乎祈白卒登爲氏「齋主名」爾禮代乃幣乎捧持氏恐美
恐美母稱辭竟奉良之卒此狀乎平久安久聞召氏何某我家內爾波八十枉津日乃枉事
不令有產業乎无緩事无怠事勤美務米氏其家門乎起佐之米給比廣米之米給比堅石
爾常石爾命長久子孫乃八十連屬爾至流麻氏茂之八桑枝乃如久令立榮給比過犯須
事乃有卒乎婆見直聞直坐氏夜乃守爾守給比幸給閉登恐美恐美母白

第一七章 醫神祭

我國の醫の事は古く神代より傳はり來たことであるが、少名毘古命の如きは實に其の祖神である。此の祖神の恩賴を報謝するためには醫神祭を行ふのである。殊に本邦の酒は其の昔藥の内において主要のものであつた。國語に酒を造ることを釀すといつて居るが、是れ又少名毘古神が事始め給ふて人の身を守り給ふものであるから、後世の酒を造る初めに當つて大神に篤く祈願するは道理ある事柄である。(酒は古語に「キ」といひ、キはクシ) 是等の祭儀を其の氏神の社頭で行ふにせよ、又其の家に就いて祈るにせよ、既説の祭儀次第や其の他に準じて、其の本旨を失はざる範圍内で鄭重に祭らねばならぬ、

祈釀カヌシ 醫神祭文例

醫神祭典略解

此乃神床爾神籬立氏招請奉利令坐奉留掛卷毛畏伎神皇產靈大神大穴牟遲神少名
毘古那神乃御前爾畏々毛白久遠津神代爾大穴牟遲神大御祖神皇產靈大神乃勅爾

依氏少名毘古那神止御兄弟止成坐氏御心乎睦毘御力乎合世給比氏葦原乃中津國乎國造利固給比又御祖大神乃御心乎受給傳給比氏愛志伎蒼生乃病乎憐美給比少名毘古那神止議給比氏藥湯乃道止病乎療須留方止乎始給比飛禽走獸昆蟲乃災乎攘卒止爲氏其呪乃法乎定給比伎是乎以氏百姓等今爾至留迄其恩賴乎蒙里奉禮留事乎奈毛蕙美辱美氏奉留幣帛由紀乃御食御酒波鹽乃閉高知甕乃腹滿雙氏山野物波甘菜辛菜青海原物波鰐乃廣物鰐乃狹物奥津藻菜邊津藻菜爾至麻氏爾橫山乃如久置足氏奉留幣帛乎安幣帛乃足幣帛止平久安久所聞食氏此乃席爾集侍藥師等乃用留種々乃藥爾大神等御靈幸氏世人乃悶熱懊惱病物乃氣高津神乃氣爾至麻氏平久安久令治給閉止十六自物膝折伏字事物頸根突拔氏稱辭竟奉久止白須

祈釀祭 同上

掛毛畏伎吾大神乃大前爾恐美恐美毛白久何某我酒釀卒業爾吾大神神長柄高伎貴伎恩賴乎幸閉坐氏朝夕爾緩事无久怠事无久彌勤爾勤彌結爾結爾方乃任違事无久過事无久好酒乃美酒乎釀成之米給比日々爾給足比月々爾富榮氏子孫乃彌繼尔爾家門乎起左之米給比廣米之米賜比妻子奴乎始氏手人丁等爾至留麻低已我乖々有之米受邪心穢行无久日爾異爾伊蘇之美勤米之米賜閉登禮代乃幣乎捧持氏恐美恐

美毛稱辭竟奉久登白

第一八項 竈神祭

竈を清く大切にしてそこに神靈を招き奉り、井を清淨になして之を尊重するのは我國民性の然らしむるところで、是の神を戸毎に祭り来る所以も我國の良俗といはねばならぬ、(食を尊ひ火神を祭りてそこで諸冊二章を竈神として祭り水も亦神々の光助により和く甘く清き水を受くるので)其の祭儀は前項に準じ至誠一貫報謝を致すべきあれば、是もやがて報謝の誠を致す)其の祭儀は前項に準じ至誠一貫報謝を致すべきである。

井神祭文例

左の二文例は單に此の祭文の一例を示すに過ぎないのであるが、各自は之に依りて適宜莊重の文を作り其の祭を完かしむることを希望して止まない。

竈神祭文例

掛毛畏伎齋火武主比神奧都比古神奧都比賣神乃大前爾恐美恐美毛白久一日毛不落吾大神等乃高伎貴伎靈乎被流事袁尊美喜美今日乃生日乃足日爾禮代乃幣袁捧

持氏稱辭竟奉久乎平久安久聞食登白如此仕奉爾依氏今毛今毛家內乃人諸我手乃
蹕足乃蹕爾過犯須事乃在牟乎婆神直日大直日爾見直聞直坐氏可畏伎火乃灾不令
有夜守日守爾守給幸給閉登恐美恐美毛白

井神祭同上

掛毛畏伎彌都波能賣神御井神鳴雷神乃大前爾畏美畏美毛白久此御井乎廣久厚久
守賜比幸賜比氏千代萬代毛奴流牟事无久濁留事无久濁留事无久淺留事无久和伎
水乃甘伎水乃清伎水乃佐夜氣伎水平彌多爾彌廣爾授賜比與賜比諸乃穢乎祓給比
清給此過犯事乃有牟乎婆見直聞直坐氏夜守日守爾守幸給閉登禮代乃幣帛乎捧持
氏恐々毛稱辭竟奉久登白

第一九祭 祈風神晴祭及報賽

淫雨は物を腐らし旱魃の打續くときは萬物ために枯損する。我國は古來農本國である故に耕農は五風十雨の宜しきを得なければならぬ。是を以て淫雨に祈晴の誠をさゝげ、枯渴に降雨を祈るは實に農民の情である。此の祈晴に於て一意專心神明に通じ至誠天地を貫く時は人として天命を制することが出来る。神明

は赫々としてそこに感應しそこに捨りたまふ。祈願何ぞ空しかる可き、唯だ迷信の言を弄びて神を汚し人を損ふてはならぬ。百姓の祈りは誠意の進る所必ず神の御心に通ずるものとして濫りに神助に假託すべきでない。さて凡そ神には報賽のことがなければならない。本項に於ける祭儀の次第は前項に準じて左の祭文を考へ、虚構なく虚文なく、眞に迫り神を泣かむる文を作らなければならぬ。是れは何れの祭文の上においても共通のことである。

第一目 同上祭文例

祈晴祭祭文例

此里乃產土神止持齋久畏支皇神乎始奉豆高龕神闇龕神天水分神國水分神天之久
比奢母知神國之久比奢母知神天津神千五百萬國津神千五百萬龍皇神等乃御前爾
白久頃日霖雨難晴氏百姓能農業流損比大神等乃厚助爾依豆斯此乃灾波可止登恐
自物思議豆今日乃生日乃足日爾禮代乃幣帛乎捧持豆恐美恐美毛稱辭竟奉留狀乎
平久安久聞食止白如此仕奉留爾依豆此霖雨忽晴豆百姓等賀手肱爾水沫搔垂向股
爾泥搔寄豆取作流奧津御年袁始豆作作物乎成傷波受豊爾牟久佐加爾令得給閉止

鶴如須伊這拜美庭雀蹲踞居豆畏美畏美毛白須

祈雨祭 同上

此里能宇夫須奈神登持崇久畏支皇神乎始奉里豆高麗神閻龕神天水分神國水分神天之久比奢母知神國之久比奢母知神天津神千五百萬國津神千五百萬龍皇神等乃御前爾白久此頃久久雨降受日能累禮波殖志田毛蒔氣留陸田毛凋美枯禮奈卒止爲留賀故爾百姓等憂比左麻與比爲方不知仰豆待天津水乎大神等相宇豆能比給比豆高山能末短山能末與里雨雲立保備古里光神鳴波多々伎豆速雨頻爾令降豆貯毛端山乃池波堤爾湛閉塞上氏麻加須留水波田每爾滿氏百姓乃作止作留物波五穀乎始豆草乃片葉爾至麻豆成幸閉給閉止祈申須事乃由乎聞食世刀畏美畏美毛白須

風神祭廿九題作例

此乃所爾神籬立氏招奉里令座奉疏掛卷毛畏支天乃御柱乃命國乃御柱乃命乃御前爾某畏美畏美毛申左久志貴島宮爾御宇天皇乃大御世爾事始氏稱辭竟奉疏風日祈乃幣帛波天津菅曾乎刈持來氏造利仕奉禮疏簾乎始氏御饌波由紀乃御饌乎八十平盆爾盛足波志御酒波白酒黑酒乎甕邊高知甕腹滿並氏大野原爾生疏物波甘菜辛菜青海原爾住物波鰐乃廣物鰐乃狹物奧津藻菜邊津藻菜爾至疏迄爾如橫山打積置幸閉給閉止鶴成須伊這廻里庭雀宇須受麻里居氏畏美畏美毛申須

報賽祭

此奉疏幣帛乎安幣帛乃足幣帛止皇神等乃御心爾平久所聞食氏百姓乃作止作物波掛卷母貴伎水分皇神止稱言奉竟留天水分神國水分神天久比奢持神國久比奢持神高寵神暗寵神及級津比子神級津比女神乃大前爾神司諸集侍豆懼々三母言佐久頃暉曜伎人心爾霽涉奴留高伎廣只神恩袁仰伎貴比奉里天祈乃禮代乃立奉物方青和布日和布大御食大御酒海物野物鮮物乾物雜物袁豐明爾所聞食氏奧津御年方八握穗爾垂茂氏公民等我將取作田物袁不損成熟幸給反刀鹿士物膝折伏豆畏々美毛申

第一〇章 撫賽

蝗を攘ひ農産を祈ることは遠く上代より行はれ來たものであることは彼の大祓の詞や記紀等に徵して承知する次第である。既に前項に要説したが如く我國天惠の主なるものは穀物生産の豊なることて之れ皆天神の恩賴である。然のみ

ならず種々の疫病が外國より輸入してより以來、是等を祓ひ除くために祈疫祭の始まりしことも皆人の知る處である。農業生活の我民衆を繁殖せしめたるに拘はらず、時として此の天惠を損し生民を亡ぼす如き疫神を祓ふべき祈願は實に天神の教言であり各地神の奉行せらるゝ所で我が豊葦原を瑞穂國に成し給はんと此の神教によりて蝗を攘ひ疫を祓ふに外ならぬ。されば各人は能く其の古傳を尊重して其の祭儀を執行す可きは勿論其の報賽の誠を献げ奉るべきである。然るに是等の祭儀は主として神社の社頭で行ふものであるから、神社の拜殿を祭場に充て小祭儀に準じて宜しく其の事體を得せしめ守札を配布し直食を行ふ等事理を違へざる範圍内で適宜に取り計ふがよい。

攘 疫 神 蝗 祭 文 例

左に一二の文例を示し参考としておく

攘 蝗 祭 廿 九 題 作 例

此乃所乎伊豆能磐境登掃清氏神離立豆招請奉里令座奉留御年神大地主神能御前爾白久神代乃昔大地主神田人牛爾牛肉乎令食給聞留事乎御年神乃怒坐豆其營田爾

蝗放給志故爾苗葉條忽爾枯損比篠竹如須凋萎支故片巫肱巫乎之豆占波志米給比志時爾是乎御年神乃崇奈里解志奉良半様波白猪白馬白鷄乎獻留可志止申志支故教乃隨爾申給布時爾御年神乃宣給久實爾吾御心奈里故麻柄乎以豆持爾作里豆持支其乃葉乎以氏拂比天押草乎以氏押志鳥扇乎以豆扇新仍不去波溝口爾牛肉乎置呪咀乃形乎作里慧子山椒吳桃葉及鹽乎添其畔爾班置給閉止言教給比支於是大

地主神其乃教乃隨爾行給志加婆苗葉復繁里榮延氏年穀穰伎故此乃古事爾依氏御年能皇神能御前爾縮布乎白猪白馬白鷄三種能代爾取易備奉里豆御祭仕奉里豆進留御饌御酒種々乃物乎橫平久所聞食田每爾群聚里豆年穀乎損布蝗虫乃災乎掃除支奧津御年乎八束穗乃茂穗乃成幸閉給閉刀十六自物膝折伏鶴自物項根衝拔支氏畏美畏美毛稱辭竟奉久登白須

疫 神 祭 同 上

此乃所爾神籬立氏招請奉里令坐奉留宇治方夜伎疫病神乃御前爾白久此乃頃此禮乃村中爾疫病起里豆人多爾身失奴故是乎以氏村人等進毛不知退毛不知思歎豆諸共爾相議里豆御心乎和米奉真武止御祭仕奉里豆進留御饌御酒種々乃物乎橫山乃如久置足波志豆奉留幣帛乎平良介久安良介久所聞食氏荒備健備崇給事無久神

直日大直日爾見直志聞直志坐志且病米留人等乎婆速氣久愈志米給比此禮乃地與里波四方乎見霽須山川能清地爾遷出坐志且吾我地登宇斯波伎坐世止畏美畏美毛

白寸

報賽祭
掛卷母貴伎某大神乃御前爾畏美拜毛言佐久某姓名伊間者某病爾病臥之奴皇神乃大御前袁奉仰乞此疫病方可癒物叙刀何某袁奉出豆令請祈伎然祈白之之母効久恩賴袁蒙利且其病疾久癒奴故大御患乎喜奉里貴奉利且今日乃吉日爾禮士里乃幣手捧奉里神朝廷乎奉拜此態乎安祁久所聞看天夜晝不分往末久爾守惠坐世刀恐々美毛白

第二十一章 諸業祖神祭

凡そ國に士農工商の職があるが、其の司職に應じて士は家祖を祭り商家は福神を祭り、農に保食神を祭り、工に金山彦を祭る如きことは我社會一般の美風である。即ち其の祭儀を神社の社頭で執行すると否とに拘はらず、何れも既說奉告祭儀に準じ左の祭文例に習ふ可きてある。(こゝに一言すべき事は凡て産土神は其土地萬能の神として何事にでも祭るべきで

同上祭文例

諸業祖神祭廿九題作例

八十日波波雖有今日乎生日乃足日止齋定且某我弱肩爾太極取掛且持齋麻波里持清麻波里都々毛此乃小床乎伊豆能眞屋刀掃比清米氏「文武農工商」乃業乃祖神止座済某々乃大神乎招請奉里令座奉里且稱辭竟奉久波神代乃昔大神等乃某乃業乃創米給比起志賜比且天下公民爾福閉給閉留爾因且志何々乃禍乎掃比何々乃利益乎得留事乎憲美辱美奉留隨爾今毛行先毛御恩賴乎乞祈奉留止爲氏奉留海川山野乃種々乃物乎安幣帛乃足幣帛止平久安久聞食受給比氏某等我家爾毛身爾毛禍事不令在日爾異爾勞伎勤留何々乃業爾悟深久爲志止爲志計里止計留物爾事爾悉久幸加良令米賜閉止鹿自物膝折伏世鶴自物項根突拔支底畏美畏毛白寸

第二十二章 鎮魂祭

第一項 鎮魂祭の由來

人身非常の事ある時は（宮中の八神及び大直日神を招請し）起居の間に散逸放心せる魂を肺内に静安ならしめて壽福を祈るのである。其の源は上代に於て天神の行ひ傳へ給ひしに始まり畏くも上宮中におかせられても行はさせられし一つの神秘的行事（則ち神祭の一部）ある。然れば延喜式には之を鎮魂祭といひ、今の皇室令には鎮魂の式とあつて、其の昔宇摩志麻治命が天國から傳へ來られ天璽瑞寶を祭つて天皇の御魂を鎮め寶祚の長久を祈つたことが此の祭の由來である。

第二項 鎮魂祭場舗設

其の儀は案を据ゑ神座を設け、鈴一口を付けたる神を倚せ立て、又案上柳笪を置き、其の内に赤糸十筋を納め、さて齋主の座を設け側に宇氣槽を据ゑ、和琴彈琴役の座をあき、其の左側に鎮魂せらるべき人の座を設く、（又は其の人の衣服を身代りとしておくこともあり）

第三項 鎮魂祭場

一、時刻祓の儀を行ふ、

次に齋主木綿蔓を着く各員着座、

次に降神行事彈琴、（一同平伏）

次に獻饌（米酒のみにて行はるゝもあり、但唯

次に祝詞奏上 齋主奉仕

次に鎮魂行事

(一)始め彈琴（菅搔）(二)巫矛を取りて立ち宇氣を衝く、（其の儀は槽に上りて一二三四五六七八九十と唱へつゝ十度

（三）齋主は赤糸一筋を取り又一二三四五六七八九十と唱へて之を結ぶ。（圖の如くかくの如く結ぶこと十度結び終りて之を柳筥に納む。(四)此間被鎮魂人は座したるまゝ左右左と振る。若衣服のみなれば衣服を振る。(五)次に玉十顆を絹につゝみ之を十種神寶として瀛津鏡、邊津鏡、八握劍、生魂、足魂、死魂、反魂、道反魂、蛇比禮、蜂比禮品々物比禮といつて由良由良と振つて柳筥に納め赤糸十筋を以て筥を結ぶ。

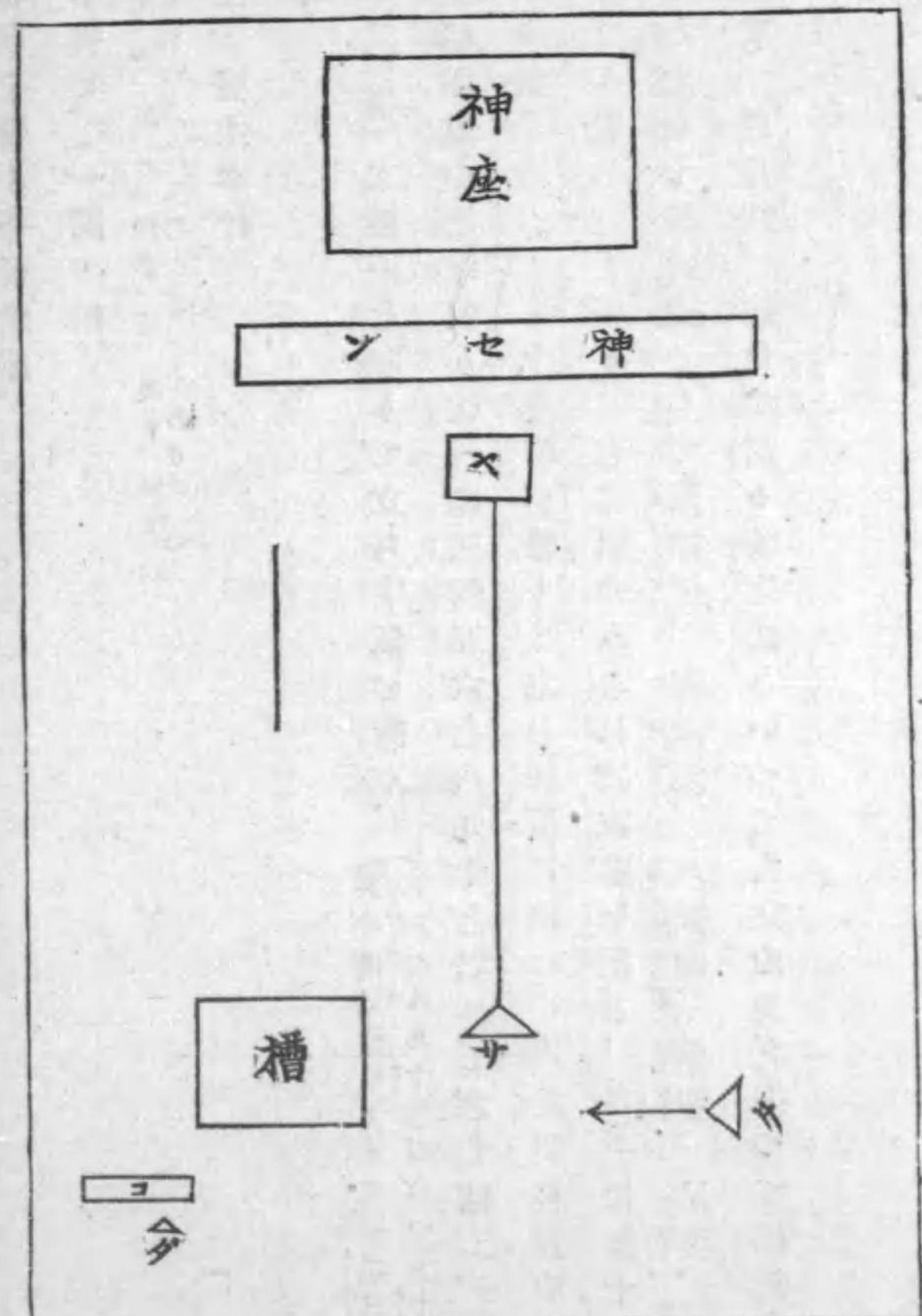
次に撤饌

次に昇神行事

次に各退出

第四項 鎮魂祭雜觀及用具

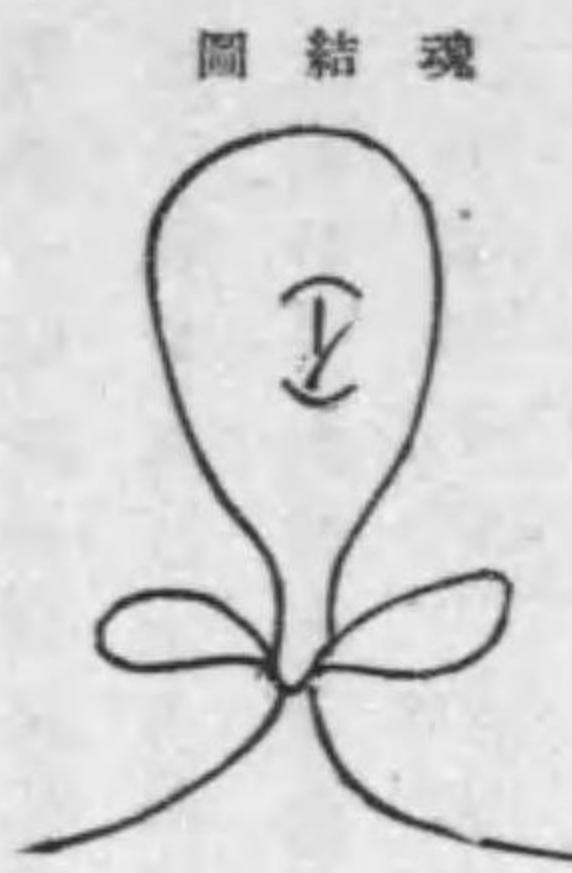
八神とは、
神魂、高魂
生魂、足魂
魂留魂、大
宮賣、御膳
神、辭代主
の神々を宮
中に御祭に
なつて居る。
祭日は十一
月中寅日で、
當日笛を吹
き琴を彈ず



る間に、御巫が宇氣槽を覆せて其の上に立ち、矛を以て一から十まで槽をつく
と神祇官人が糸を葛管に結び、女藏人が御衣の箱を開いて振動する。此の絲を
結ぶのが則ち御玉緒を結び止める義で、宇氣は天の窟屋
の故事則ち神憑の方法である。

天皇の御魂を鎮安する義にて令集解に人陽氣曰魂魂運也
言招離遊之連魂鎮身體之中府故曰鎮魂とある。

備考 柳管、葛管は調度裝飾衣紋解に掲示しあり參照
せられたし、



第五項 祭文例

鎮魂祭祀詞作文は大要左に示す文例であるが、詞簡にして要を得、事明かにして麗はしきものを宣しとする。此の故に古典を探り祭事を究め、純日本文としての祝詞文範に則り、繁簡宜しきを得せしむを標準とする。

鎮魂祭

懸巻毛畏伎大宮中乃神殿爾座神魂高御魂生魂足魂魂留魂大宮能女御膳津神辭代

主大直日神等乃御前爾畏美畏美毛白久

高天原爾神留座神魯岐神魯美乃命持氏宇摩志麻治命乃御父饒速日命爾十種乃瑞寶瀛津鏡邊津鏡八握劍生玉足玉道反玉死反玉蛇比禮蜂比禮品々乃物比禮乎授給比氏天津日嗣止大八島國所知食皇御孫命乃大御身乎始氏豐葦原乃水穗國爾在由留現伎青人草等我身爾至麻氏阿都加比奈夜米流所有半爾波此乃十種乃瑞寶乎合氏一二三四五六七八九十止云氏布流倍由良由良止布流倍如此奈志氏婆死禮留人毛生反里奈半止言依志氏天降給比志御因緣爾依豆志貴島乃大和國権原乃大宮爾肇國所知食座志天皇乃大御代爾宇摩志麻治命爾令豆大御魂乎齋鎮奉志米給比志御例乃麻爾麻爾御代御代乃天皇乃大御廷爾毛仕奉志米給比志御神事爾習比氏掛卷毛畏伎大宮中乃神殿爾座神魂高御魂生魂足魂留魂大宮能女御膳津神辭代主大直日乃大神達乃大前爾宇氣槽覆氏撞登騰呂加志天乃數哥宇多比阿計氏浮禮往獻留幣帛乎平久安久所聞食座氏某我身爾阿都加閉奈夜米留夜佐加美阿倍具病乎婆獻留嚴乃清酒伊登須美夜加爾伊夜志給比氏曾我命乎婆堅酒乃堅磐爾常磐爾守幸給比氏玉緒波齊乃庭佐良受現身乃世乃長人止在志米給閉止乞祈奉留言乃由乎

平久所聞食給閉止猪自物膝折伏鶴自物頸根衝拔天乃八平手打上氏畏美畏美毛白須（祭典略解）

第一二三章 祭祀令以外之諸祭式解結語

我國に於ける神祭禮と民間年中行事との楔子は要するに（神社祭祀）祭式である。然るに維新以來舊慣の破壞の餘弊は是等の人生を殺風景ならしめしのみならず我國民の特色たる家族的親子關係における、子が其の親に祈願するが如く、臣民が天皇に服従し奉るが如くに祖神に祈請する誠の精神の發露迄も沒却しようとする似非學者や爲政家もあつたが、現今に至りてはそれが却つて是等美風良俗を保持し助長しようとまでに自覺し來つたことは喜ぶべき現象である。成程（神社祭祀）祭式の中には時として國民性の異彩を害ふごときものもないではないが、其の多くは國民性情の美風を發露せるものである。そこで本科の講説は此等不良なる部分は大抵採用せざることとした。即ち本科中に採つて是なるものと信ずるものは先づ以て招魂祭に講を説き起し、其の間に祈願奉告の祭典を解明し終りに祖神祭鎮魂祭を述べたる次第で前後僅々拾餘項に過ぎないとはいへ

是等事項に類せるものは皆推考準據して應用すべく、式は數百の祭儀に適用し得る様に努めたのである。併し乍ら中には日待祭とか月待祭とか又は荒神祭とかいふ如き家内安全を祈願するものは本書祭儀中の一例につきて參照し得べく其の大體に通曉せらるゝことゝ信ずる。然らば祭祀令以外の祭式は純神道的のものと宗教神道的のものと相交つて發旅祭ともなり。鎮魂祭ともなつたのである。さらに祭祀令以外に獨立して國民生活の缺陷を補ふものも少からぬもの故苟も身を風教界にくくものは宜しく是等の祭儀を研究して祭祀令の諸祭と共に百花相競ひ百物相進め益々其の精を究め短を捨て美を助け以て國民を指導し行かねばならぬ。講者終りに臨み一言附して擗筆する次第である。

祭祀令以外之諸祭式解畢

大日本禮典學會編纂

神社祭禮式用語解

東京

法文館書店藏版

神社祭禮式用語解

目次

神社祭禮式用語解

目次

一神社	一〇
一社格	一三
一御宮	一四
一神官	一六
一神職	一六
一齋戒	一六
一禊	一九
一大祓式	一九
一作法	七
一儀式	七
一故實	八
一式語	九
一私祭	九
一氏神	一〇
一產土神	一六
一幣手向	一六
一幣帛	一六
一調度	二六
一神饌	二四
一遙拜	三三
一昇神行事	三三
一降神行事	三三
一大祓式	一九
一禊	一九
一齋戒	一六
一禊	一六
一神職	一六
一祭禮	一四
一祭典式	一五
一行事	一六
一作法	七
一儀式	七
一故實	八
一式語	九
一私祭	九
一氏神	一〇
一產土神	一六

一幣帛供進使	二六
一手水の儀	三二
一修祓	三一
一齋主	三一
一典儀	三一
一祭場	三一
一帳舍	三一
一本座	三一
一假座	三一
一本殿	三四
一幣殿	三四
一通殿	三四
一拜殿	三四
一額殿	三四
一樂殿	三五
一神饌所	三五
一社務所	三五
一辛櫃	三五
一祝詞座	三七
一玉串奉奠の所定座	三七
一裝飾	三七
一拔詞	三八
一大麻司	三八
一大麻	三八
一鹽湯司	三九
一參進	三九
一出仕	三九
一辛櫃薦	三九
一幣帛假案	四〇

一幣帛本案	四〇
一玉串置案	四〇
一辨備	四〇
一御鑰	四一
一御鑰後取	四一
一開扉	四一
一警蹕	四一
一奏樂	四一
一再拜拍手	四一
一祇候	四一
一警蹕所役	四一
一簣薦	四一
一薦後取	四一
一獻饌	四一
一奉饌	四一
一供饌	四四
一獻供	四四
一傳供	四四
一陪膳	四五
一手長	四五
一膳部	四五
一薦後取	四五
一和稻	四五
一荒稻	四五
一餅	四五
一酒	四五
一海魚	四七
一川魚	四七
一野鳥	四七

一水鳥	四七
一海菜	四八
一野菜	四八
一菓	四九
一鹽水	四九
一軾	四九
一軾後取	四九
一幌	四九
一祝詞奏上	五三
一玉串	五四
一玉串後取	五四
一玉串奉奠	四五
一遷座祭	四五
一合祀祭	五六
一蹲踞	八一
一起立	八一
一磬折	八一
一屈行	八一
一叉手	八二
一膝行	八二
一膝退	八二
一逆行	八三
一動座	八三
一逡巡	八四
一神寶	八五
一冠	八六
一袍	八六
一神事式	八六
一拜	八六
一揖	八七
一拜起	八七
一居拜	八七
一立拜	八七
一拍手	八八
一平伏	八八
一跪座	九一

以 上

一袴	九一	一御幣	一〇三
一帖紙	九二	一解除幣	一〇三
一檜扇	九三	一鉢	一〇四
一笏	九三	一覆皮	一〇四
一沓	九六	一三方	一〇四
一直衣	九七	一高坏	一〇五
一齋服	九七	一土器類	一〇五
一狩衣	九七	一翠簾	一〇五
一淨衣	九七		
一服制表式	九九		
一真榼	一〇〇		
一神籬	一〇〇		
一四手	一〇一		
一幣束	一〇三		
一幣串	一〇三		

神社祭禮式用語解

大日本禮典學會編纂

祭
祝
新神社祭祀令に明示したる文字で祭は國訓に「まつり」と稱へ、祭主の誠意赤心を凝して神明に報謝し祝福し奉る意味である、祀も亦「まつり」と訓みて概ね恒例のまつりを稱する詞に用ひられてゐる、それ故祭祀と云へば恒例臨時のおまつりを通じて總稱せる固有語とも名詞ともなつたのである。されば新祭祀令は、神社祭禮の凡てを規定せられたるもので此の祭祀令といふ名目中に、祭禮に關する二つの意義が十分に表はされて居る。古來我國に於ける律令格式の書を繙き見るに、神社の祭祀は國家治政主要なるものとして尊重せられ、政教禮樂併び行はれしと共に、各時代の式目教書等は何れも先づ祭祀を勵行すべく規定せられ尙且つ委曲に其の次第を記述せるを見ても了得せらる。是は既に本邦最古の記紀二典を始め延喜式古語拾遺等種多の神典國史が

殆んで祭祀の事實を以て満たされて居る事で分る。譬へば開卷第一に我が造化の祖神皇產靈神が太占の卜事を以て、天御中主大神の御意と御教とを拜承せられたる如き抑も禮儀祭祀の尊重をすべきことを伺はれ。次に天の岩窟戸の祭儀には、此の祭祀の根本精神が遺憾なく能く表はれておる。殊に此の一段に於ては天孫神族特有の、御鏡、御玉、神籬等の形式に依て「祭」の意味を十分に發揮し。敬神崇祖の本旨は勿論衆心一途萬機公決公明正大に秩序階級を正すと云ふやうなことが表現されてゐる。

更に文學上には、事細大となく記述せられすべてに實感的であり現實的である。彼の大鏡、増鏡、今昔物語、源氏物語等の上に迄も、神靈の出現とか、靈驗とかは、格別として、祭祀の表裏崇祖の顛末より起れる感情の躍動湧出等が、いつも敬神に源流し到る所尊皇の氣風を骨髓として表はれて居るのは最も面白き現象である、また建築の上には、彼の大嘗殿を始として宗祖拜神が定住の場所たる宮(御在處)を造築し、底津岩根に宮柱太知立て高天原に千木高知りてといふ如き、結構を以て祭祀をいやが上にも嚴に執り行ひ、敬神崇祖の觀念を厚くし立徳の基礎を鞏固ならしめたるものである。爾來年緒を經

ると共に種々の形式を抽出して現今の神社となり、多々益々立國の根幹を繁殖しつゝ居るのである。

こゝに吾々日常生活上の、禮義作法に就て此の意義の表はれて居る一例を挙ぐれば事毎に。左(日足)を尊重するといふもたしかに、天照皇太神の尊崇である。また眞中は偏せず黨せざる事物の中心であつて、天御中主神の御名にも合し表現されて居る程で、殊に左は男席となり右が女席となるが如きも其の中庸を以て、偏せず黨せざるを意味し、所謂中和の本體を期するのである。正中を尊重せるは、能く此の邊の消息を顯はして居るどおもふ。其の他の諸禮も皆是れ等の應用に外ならない。つぎに日常の調度に就ても、能く此の祭祀の意味が表現されておる。其の一例を云へば彼の御神酒に入る、德利とか、御饌を盛れる御飯椀の如きは、則ち夫れである。また衣紋、模様、裝束等の上にも、此の意味を表はし、衣冠の例に於ける、纓の如きも、陛下は上り、臣下は垂れて居り、笏も陛下のは臣下に對して向はせらるゝ時は切角、(陛下も神明に向はせらるゝ時は、笏の頭の角が、稍丸めてあるとのことである)を用ゐられるやうだが、臣下は夫れが、皆角丸である如く、祭祀の本旨たる、

君臣の分が明かに正されてある。其の他の行事作法に於ても枚舉に違なきほど到る所に祭祀の精神が、表示せられてゐる。されば古今に書慣れたる齋(いはひ)の文字は矢張祝(いはひ)祭(まつり)の意味であると共に神々を祭祀する上の文字であつて、よく祭禮の意味を側面より、いひ表はして居るとおもふ此等は各人が祭祀の研究上に必要な文字であるから序に書き添へて置く。

祭

禮(まつりのわざ) 神祭上、大切な神を、御報賽なし奉る禮である。故に先づ祭官は至誠、清潔、和中、清撰といふ最も高い道徳が、進退にも、動作にも、又神饌、調度の上にも、歌舞音樂の上にも、明かに、表はれなければならぬ。されば神社の祭禮は現在の臣子が其の君父に親しく仕へまつるが如く而も夫れ以上に幽冥の神祇に仕へ祖神に追孝するわけである、報本反始とは是れから起つた詞で本始に報反するのである、上皇室に於かれせられても祭祀の禮は肇國數千年以來今猶、國家の大典として、取り行はれる所以である。

上世の神祭(まつり)は、やがて一國の政事(まつりごと)であつて、神祭に格別の神官なく、世々執政の諸官人が往時の神官となつて、神祇を祭り、之に續て政事を執行せられた、是れを祭政一致といふのである。

現今の、我國は神聖なる法治國となつては居るが、新祭祀令は確かに、祭政一致の精神を尊重し、之を以て國民を教化し此美風を宇内に沿からしめんとするのである。併し乍ら上古に於ける神祭の禮には、立跪の二法があつて、それを、殿上式と庭上式とに、應用せられたわけである。神武天皇が靈祀を鳥見の山中に設け天神地祇を祀られた追孝の祭儀は庭上式のやうに推考せられ、今の皇室に於ける賢所御神祭は、則ち殿上式であると伺はれる。

かような譯であるが、祭祀といへば元より廣い意味の語で、此の祭祀の中には、凡ての神の祭の禮儀迄も包含して居るから、其の内部には、祈年祭とか、或は神嘗祭とか、又は遷宮祭とか、例大中祭とか、種々の祭儀に分れるのは、勿論である、其の事は次々に順序を追ふて記述しやうとおもふ。

祭典式

神社に於ける御祭の式を、從來祭典式といつて居る、今は何うであるかといふに矢張夫の通りである、祭は、(まつり)で、典は、(まつりののり)、

式は、其の(まつりの次第順序である)といふように解せらる。其の一例を示して見れば、現行祭祀令中の、大祭に就き先づ「時刻宮司以下所定の座に着く」あり、夫れから、「幣帛供進使參進」、次に供進使祓所に着く、次に修祓、次に何々、次に又何々と、其の禮典の次第が順序正しく定めてある。

そこで、祭祀令は神祭の種別を説き示し、之に對する行事作法を定められた法令である。又祭禮とは、祭祀の禮の全部を説く語で、祭典式とは、其の祭祀の法規により、行事作法によりて、祭典の儀式を執行するといふことになるのである。祭典式に大小があり、又式日(しきじつ)に就いても夫々の式があつて、現行の神社祭典式は、勿論法規によりて規定せられたる式を、勵行する事になつてをる。

行事 神社に於て、年中取り行ふところの行事、例へば正月元日の歳旦祭であるとか、又は例祭であるとか、或は大祓であるとか、其の他、古來の新年祭とか、凡て祭祀令に依つて規定せられたるもの、又一社慣例の祭事を行ふやうなこと、これを神社の年中行事といふ。

皇室に於かせられても、年中の行事は頗る多く、例へば四方拜、祈年祭、神嘗祭、大祓等は皆悉く夫である。此の故に、皇室の御祭祀に關しては年中行事の簿冊迄もあるわけである。されば全國の神社に於ても今後は可成年中行事記を備へ其の都度祀典の模様を記して置く必要がある。

作法 祭祀令は、祭祀の種類を定め、其の祭祀の手續を規定せられしものであれば此等に關する行事作法の規定にしても、祭祀を如何にして行ふべきかといふ又祭祀の禮法や祭典上の起居動作を委かに定められたるものである。かかるが故に祭典の作法は、祭祀を行ふ上に於いて、祭員の容儀、座起、進退の節度を整ふるために、必要なものである。神祭の美しく行はれ見事に營まれるは實に此の作法の上にあるとおもふのである。

儀式 神祭の上に行ふ所の禮儀作法や行事等は、皆共に、祭典の『儀式』と稱せられて居る。併し乍ら之が、又狭い意味にては單に神祭上的一部の儀式例へば、『奉幣の儀』ありといふやうな場合も稱へ來つてをる、其の儀式の書かれた

ものを、『儀式書』といつて居る。則ち、「太神宮儀式帳」とか、朝野群載とか、江家次第とかいふ類で此の書物には、夫等の事が、種々記載せられて居る。以上上の書典は概ね古代のものであるが、現今の中の神社の儀式は、大抵上古以來今日に至るまでの朝庭の御儀式に依つて範を採つて居るものである。

故實 これは有職、故實、とつゞく詞であつて。例へば、神祭上の古き儀式につき、其の一事、一物の根源、由來、事歴、仕方、作法の詳しき者を、故實家といひ、其等の云爲する事柄が則ち故實なのである。

此の故に、故實を尊重するあまり、中古以來は、「故實傳授」などいふ事さへあつて、一々其の故實を悉さねば、上朝庭の御儀式も亦神祭上の事も一として出来なかつたといふ位、極端に重んじたものであつた。現に今日でも衣冠の着方等に就て、其々の故實がある、本會の如きも、爾來長谷子爵閣下の御指導によりて、了解せし程で、其他の類例も亦かくの如きであるとおもふ。現に行はる、故實書の出版や有職故實の學問迄も講せらるゝを見れば、此の事柄は我國特有の神祭上において殊に必要な事であるとおもふ。

式

式 標式上に用ゆる語を指したもので、例へば「頗る退く」といへば、やゝ少し退くことで、頗るとは、「少しく」の意に用ゆる如しである、これらを式語と稱へ來つて居る。其の他、「さふらふ」とか、「御氣色」を伺ふとか、唯稱とか、「かけ紙」とか、「そうぞく」とかいふ詞も皆夫れである。本書に記述するところの詞もまた多くは此の式語に類するものである。

私祭 新祭祀令發表以前までは、官社の公式祭を祭祀といひ、其の他從來の私式を私祭と稱へ來つたものであるが。現今は、神社に於て行ふ祭典以外に私人にて行ふ祭をすべて私祭とは稱ぶるやうになつた。併し乍ら格別に規定があつて然か稱ふるわけではない。

氏神 我國の神社では、其の昔より、氏族制度の關係から各家の氏の祖神を祭祀せられしより自から其の土地の「うぶすなのかみ」と分別されて、氏神と稱へ來つたものであるが、今は、其の氏神も產土神と共に合せられて、其の名のみ残り居るのである彼の春日神社が、藤原氏の祖神、天兒屋根命を祭るが

如きは、其の著しき例なのである。現今に至りて、其の宅内に、祖靈社を設け氏の神を奉齋する向もあるけれども、それは私祭なのである。但し九州地方には、今猶氏神の存在せるよしに聞き傳ふる。

產土神 其の土地を開拓ありし祖神を祭るか、或は其の土地の經營に功績ありし高德の神を祭つたものである。例へば史上に著しき神として、彼の素盞男命の、出雲の國の開拓と文化に功ある所から之を出雲の須佐に祭祀り、又信州の諏訪にも祭るが如しである。他の例では、全國各地の大小村落に於て、祭る處の神々も亦以上の殊功あるものは皆同じである。併しながら、前の氏神の例の如く、今は產土神の御祭神中にも其氏神の御坐することは勿論で、又單に產土神のみを奉祀する向も多いことである。彼の寛平七年の格文によるど、氏神祭は、毎年二月、四月、又十一月を爲常祀とある、されば、今日でも、春、秋二季に祭祀を行ふは、是等の格に、習つたものとおもはれる。

神社 報本反始の誠意を表はす爲めに國家が祭禮を營むべく設けられた。我

國特殊の制度であつて、之を我が萬世一系の御國體の基づく處であり、又我國の道德や宗教も、皆其の淵源を茲に發して來たのである。それ故上世より社(屋代)といふ名稱あつて、御在處ともいひ來つて居る。(社は支那の社字をかりて、用ひたのであるが、彼の國では春秋に社を祭る風俗で、我國の氏神を祭るに似てゐるから、夫れで此の文字を假用せしものとおもはれる。又支那では社稷といふ文字や社稷の臣などいふ語もあつて、神は國家を御守りになる處から、其の國家を安んせんために拜祀したものとおもふ)又天社、國社の語も古來用ひ來つてゐる。さて我國にて神社と云ふ文字を用ひたるは、貞觀格、三代格に、神社補宜云々、又諸社云々とも見えて居る、寛文三年、御檢地の帳には何々社といふ様に書記せられてある、其後社を神社に引直すに就てはよほど官署の苦心を要したものである。

現今は、官國幣社以下何れも皆何々神社の名で、取り扱はれてをる。彼の「諸社有^て祝專主^を祭事^を中略新叙三位以上^に神社^の補宜依^て天長二年十二月廿六日符停^に把笏^一以^て女補任然則於公有^益於社無^損者云々」は、則ち前の神社名の貞觀格に記載さ

れた一例である。延喜式には式内何々神社、とあり。出雲風土記も同様である、殊に現行神社法令は、神社の形式及び内容を定めてゐる、則ち、本殿、拜殿、鳥居等を具備せなければならず、而して、他の建造物をも認めてゐる。又神社の意志を發表すべき、神職を必要とし。猶相當の財産を有することを要する。加之、神社の新祭祀令に規定せられた年中の大・中・小祭、其の他各神社に恒例として行ひ來りつゝある祭禮儀式が、行はれなければ、神社存在の意義が成立せぬ事に成つてゐる。夫れに神社は國の宗祀といふ一大なる任務を保有し行かねばならぬ、此等は神社を通じて大切な事項となつてゐる。上世は、暫く置き中世以降神社は神祇官の管轄する所であつたが、其の後幾多の變遷あつて、現今は主として内務省神社局の所管となつて居る。此の故に神社法令は、或は敕令の形式で發せられ、又は省令、訓令、告示、達、通牒等の形式によりて、其の道廳、縣、郡に對して各々その布達權を委任せられ、又其の監督權も分與せられてゐる。

其の昔、氏族制度の盛なりし頃は、彼の氏の長者が、其の氏人氏子等を率ゐて、氏神を祭り、又村邑に於ける產土神を祭りしことは年中行事中の第一儀

となつて、實に精を盡し、意を籠めてたものであつた。殊に歷代皇室に於かせられし祭祀は、彼の神嘗祭を拜せなければ、我國の祭事は諸られずと迄稱せられしに徵し見ても、如何に本邦祭祀の神々しく、壯嚴であつたことや如何に國民の至誠が溢れて居つたがが推測されるのである。故に記紀二典を始め六國史其他の正史には神社に關する記事が最も多く從つて國民臣子は今猶光輝ある歴史の成跡を繰り返しもし彩りもして居るのである。

社格 神社の稱格である、例へば神宮、官幣社、國幣社、府社、縣社、郷社村社などをいふ、上世には崇神帝の朝に天社國社の稱を除きて斯の如き稱格はなかつたもので、中世以後に漸く現はれた事である、延喜式を見ても、式内外の他にかかる區別はなく、唯だ名神大の稱のみであつた、是は一國一宮の神様の事である。そこで現今の官幣社は、敕命により朝廷から幣帛を其の神社に奉獻せられ、國幣社も亦國庫から奉獻するものである。其他の神社は地方團體から社格に應じ規定の幣帛を奉るやうになつて居る。

御宮

神明

を鎮祭する場處即ち宮殿を古來おみやといふ（宮殿には内陣があり又は内々陣もある、そこに神座を設けて、鎮め奉るのである。）宮は、上代貴人の住家を稱したる語であるが。（宮、室、穴窟などとの區別あつて、賤民は概ね穴居せりと傳へられて居る。）大和國乃畝傍櫛原乃底都岩根爾、大宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知里氏、天都日嗣乃高御座爾座志氏、云々の祝詞文中大宮と云ふ詞や神座に供せし高御座の語もあつて、神武帝も亦、此の大宮の高御座に上り肇國知食し給ふたのである。さて又御殿の事をみあらかと稱へた例ば、延喜式の祝詞中に、天乃御殿、又は瑞乃御殿など記して、これが、則ち殿宇の事なのである。此の故に、大神乃天乃御蔭日乃御蔭登隱里座左半瑞乃御殿清久美志久改造里、云々等の祝詞もあるわけである。又彼の大國主命が國譲りの條の、請誓の詞にも、高天原なる大殿と、同じのものを建て、そこに隠れて幽事を主ごらんとの意味が正史に載つて居る。現に伊勢大神宮の御殿に徵し見ても、以上の事が能く判るのである。抑も宮殿の文字は、支那に用ひし漢字で、それを我國の宮、又殿に當てはめたものである。周易には、上代穴居而野處、後代聖人易之以宮室、上棟、下宇、以待風雨、蓋取大

莊、此其始也）。とあり、彼の國にて、殿は漢時代より建てられ、大堂を殿といふと、韻府にあるを見れば、宮室は上流の住家で質朴簡單なるも智巧を凝らせし大建築は、殿堂であつたことが知られる。其の適例は、宮室志要に、上古宮室一也、自漢以來、天子獨制爲宮闈、云々の文によつて明かである。また殿大堂也、周以前、其名不載、案史、秦始皇本記、始曰作前殿、上可以座萬人、下以可建五丈旗云々とあるを見えも、承はれる。管子に、合宮の文字があり、帝王世記に、堯二宮の文字も見える、周の蒿宮、漢の長樂宮、以下多くの宮名があり殊に唐の大明宮などは、其の宮名の古きものである、我國の宮は、それと異りて、陛下又は神々の御座所をいふので、高千穗宮、又芳野川多藝津河内爾、高殿乎高知座してとあるが如く。中に就て櫛原宮などは、天子の御殿であつた。現今宮字を附してゐる神社は、神宮其の他に二三箇所あることは人皆の知るところである。されば上古以來神彩古雅の御殿によつて、此の國民を安緒し葦原中國を拓殖し、世界文明に播種したまふた、祖神の恩徳は、今猶伊勢大神宮の宮殿を拜して深甚に印象せられ何となく涙に咽ぶ程ありがたく感せられるのである。

神官 上世の國風は、祭政一致であつて、政官祭宮の分別もなかつたが、其の後神主といふ名稱が起り、後世伊勢には、祭主、大宮司、少宮司等を、任命せられ現に法規上から、神官の稱は伊勢神宮の職司に限られて居り、其他は全國の神社を通じて神職と稱ふることになつたのである。

神職 昔の神主のことである。それは、自からも神祭の主體となつて、神意神宣を取り持つからでこれが神主といふ稱の起つた所以である。さてそれより寧樂朝の時代を経過し、漸く一の職制となつて來た。もうして、神主に任せられた者の中には政事をも兼帶したことは史上に明かなる事として、傳はつて居る。其の神主にも、亦種々の種類あつて、宮司・權宮司・禰宜・權禰宜・祝部などと稱してゐる。今は、法令上より、宮司・權宮司・禰宜・主典の名稱となつた、此等は官國幣社に奉仕する神職であつて、府縣社以下の神職は、社司・社掌の二名稱を用ひ何れも官吏として補命せらるゝ定めである。

齋戒

神官職に取つて神社の祭禮上第一の要務である、現行祭祀令は最も嚴

かに、此の齋戒の事を規定してゐる。（神社祭式圖解齋戒の表式を見よ）古儀によると、大祭に置ける物忌は、別室を掃ひ清めて齋室と稱し、（忌殿あるものは、そこに籠るのである）注繩を引き延へ、湯浴を爲し髪を洗ひ、（水にて）淨衣を着、定刻中齋室に起臥して社會の人と交らず、（要務ある時は、間を隔て談す）食膳は、淨器（白木具・瓦器等）を用ふ、（廁に）入れば、又浴し、門牌には「不弔喪、不食宍、不判刑殺、不預穢惡之事」これを六種の禁忌といふたのである。さて又火は、別火にしてきり火を用ひ、中に就て致齋と云ふは、真忌のことで、散齋とは疎忌といつたのである。此の真忌とは、百事悉く廢し、淨身沐浴して、唯だ神事のみを行ふことをいひ。散齋とは、事を理むる常の如くして、上の六種の禁忌を避ける。猶致齋の前後に散齋を行ひ、一日の齋には、散齋をせなかつたので其の期間は、大祀は一月、（散齋一月、致齋三日）、中祀は三日、（前後共散齋）、小祀は、一日と定めてあつたのである。（近世、一七日などいふは、元と佛事から來たものとおもはれる。）

神官職は、勿論神社の祭典に與かるものであれば皆汚穢を避け、毎朝、火を改め飲食せるものなるよし。諸事の禍事は、皆此の火のけがれから來るもの